

## ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）

### 指定管理者候補者選定委員会資料

	ページ
1 施設の概要説明資料 .....	2
2 募集要項及び申請書等様式 .....	3
3 要求水準書 .....	88
4 選定基準 .....	219
5 茨木市都市公園条例・施行規則 .....	235
6 プレゼンテーションについて .....	281

## ＜ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）＞概要

### （1）設置目的

安威川ダム周辺エリアを本市北部地域の「ハブ拠点」と位置づけており、そこで誕生したダムパークいばきた（風の丘ゾーン）においては、ダム周辺におけるレクリエーションゾーンとして、周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所を形成することで、北部地域の活性化の促進に資することを目的としている。

### （2）名称及び位置

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）（都市公園）

茨木市大門寺157-1ほか地内

### （3）指定管理開始予定日

令和7年7月1日（開園予定日 令和6年7月29日）

### （4）施設規模

公園面積 : 3.1ha

トイレ棟 : 平屋 鉄筋コンクリート造 建築面積 57.68㎡

ダム管理所の一部：トイレ、会議室

民間公園施設（提案内容による）

### （5）施設内容

トイレ棟：男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、倉庫兼事務所

ダム管理所の一部：男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、会議室

### （6）開園時間

ア 本公園（駐車場（ダム管理所周り）を除く）

午前9時から午後5時

イ 駐車場（ダム管理所周り）

午前0時から午前0時

ウ ダム管理所

（小中学校夏休み期間（令和6年は7月19日～8月25日）以外の平日、12月1日～3月31日の土日祝日及び12月29日～翌年1月3日）

午前11時半から午後4時半

（4月1日～11月30日の土日祝日及び小中学校夏休み期間中の平日）

午前10時半から午後4時半

### （7）休館日

なし

### （8）料金制度

利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者の収入として取り扱う。

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）  
指定管理者  
募集要項

令和6年(2024年)8月  
茨木市

## 目 次

1. はじめに.....	1
(1)事業の経緯.....	1
(2)周辺整備事業の実施目的.....	1
(3)事業者の公募.....	2
2. 安威川ダム及び周辺整備事業の概要.....	3
(1)安威川ダム及びダム事業区域について.....	3
(2)アクセス・周辺条件.....	4
(3)安威川ダム周辺整備基本構想(本市).....	5
(4)安威川ダム周辺整備基本計画(本市).....	6
(5)府における河川水辺の賑わいづくりの取組み.....	7
3. 事業条件(共通事項).....	8
(1)位置・アクセス条件.....	8
(2)法規制.....	11
(3)施設内容.....	11
(4)計画上の位置づけ・コンセプト.....	14
(5)民間事業者の事業範囲.....	15
(6)事業スキーム.....	16
(7)事業期間.....	17
(8)エリアマネジメント事業との連携.....	18
(9)基本協定及び実施協定等の締結.....	21
(10)事業スケジュール(予定).....	24
4. 指定管理業務に関する事項.....	25
(1)指定管理者が行う業務.....	25
(2)リスク分担.....	25
(3)施設利用料の取り扱い.....	26
(4)指定管理業務に係る経費.....	27
5. 民間施設の設置管理運営業務等に関する事項.....	28
(1)期待する業務の内容.....	28
(2)施設整備に係る要件.....	29
(3)関係法令及びこれに基づく制限.....	32
(4)公園施設(民間施設)の設置に係る使用料等.....	37
(5)公園施設(民間施設)の現状回復義務及び履行の担保.....	41

(6)リスク分担.....	42
6. 応募、民間事業者の選定に関する事項.....	44
(1)募集・選定方法.....	44
(2)参加者の備えるべき要件.....	45
(3)申込方法.....	47
(4)選定方法.....	50
(5)審査および事業候補者の決定.....	51
(6)その他.....	51
7. その他.....	53
(1)事務局.....	53
(2)募集要項の公開.....	53
(3)募集要項関連資料の構成.....	53
(4)募集要項等の修正等.....	54
(5)募集の凍結・中止.....	54
(6)損害賠償規定.....	54
(7)本募集要項等の目的外利用の禁止等.....	54
(8)本公募への参加費用の負担.....	54
(9)本募集要領で使用する省略表記.....	54

---

## 1. はじめに

### (1) 事業の経緯

安威川ダムは、大阪府茨木市生保地先、淀川水系神崎川の右支川である一級河川安威川に大阪府（以下、「府」といいます。）により建設された治水ダムです。昭和42年（1967年）7月の豪雨により大きな被害が生じたこと（北摂豪雨）を契機に、「河道改修とダム建設」による安威川の治水対策が立案され、平成26年（2014年）3月にダム本体工事に着手し、令和4年（2022年）1月に本体（堤体）工事が完成し、令和4年（2022年）9月から令和5年（2023年）6月にかけて試験灌水を実施し、令和5年（2023年）8月から供用開始しました。

また、安威川ダム周辺は、都市に近い立地ながら、溪流、里山、棚田など貴重な自然環境を有しています。このような資源を生かすため、茨木市（以下、「本市」といいます。）と府は連携し、ダムにより創出される湖面とあわせた水と緑のオープンスペースを、「自然環境」「レクリエーション」「地域振興と地域間交流」が融合した空間として整備するための事業に取り組んでいます。府・本市によるこの事業を総称して、安威川ダム周辺整備事業（以下、「周辺整備事業」といいます。）と呼んでいます。

本市では周辺整備事業の実施に向け、その目的や内容を具体化するため、令和元年（2019年）6月に「安威川ダム周辺整備基本構想（以下、「基本構想」といいます。）」を策定し、その後、基本構想に基づき安威川ダム周辺整備事業候補者の公募を行い、令和2年（2020年）8月にダム湖隣接平坦地エリアを中心とした施設整備等の利活用の提案があった事業候補者を決定しました。また、令和3年（2021年）9月には「安威川ダム周辺整備基本計画（以下「基本計画」といいます。）」において、提案区域外エリアに5つのゾーンを設定し、利活用の方向性を整理しました。

### (2) 周辺整備事業の実施目的

周辺整備事業は、茨木市総合計画に位置づけられ、本市北部地域における、スポーツ、観光レクリエーションを中心とした地域振興の拠点整備を目指しています。

本市は、周辺整備事業を通じて、安威川ダムの広大な湖面と周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所を形成することを目指します。

また、安威川ダム周辺を「北部地域におけるハブ拠点」として位置づけ、ネットワーク機能の形成や北部地域の魅力向上により、地域活性化の起爆剂的な役割を担うことを期待しています。

なお、周辺整備事業の実施に当たっては、北部地域と本市市街地の「ひと」の交流や、市外からの来訪者と市民との「関わり」を促進し、自然・環境や防災等に関する「学び」の機会を提供するとともに、飲食・サービス業や農業等の地域経済の活性化を図り地域の雇用機会の創出を目指しています。

---

### (3) 事業者の公募

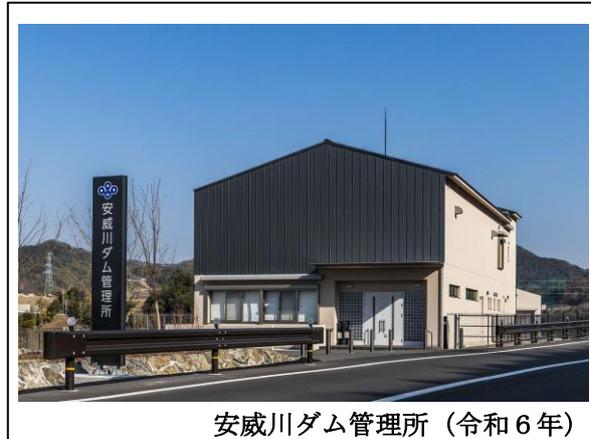
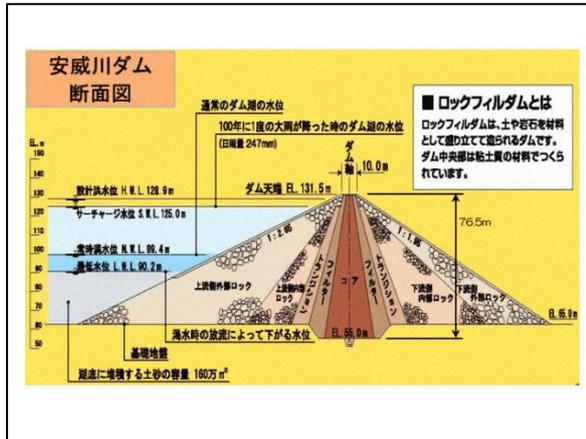
この度、基本構想及び基本計画に基づき、提案区域外エリアの5つのゾーンのうち、「(A)ダム周辺におけるレクリエーションゾーン」(以下、「Aゾーン」という。)に整備される公園施設「ダムパークいばきた(風の丘ゾーン)」について、民間活力の導入を促しながら、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、指定管理者制度による管理運営と、都市公園法に基づく設置管理許可制度を活用した民間施設の設置管理等を一括して実施する事業(以下、「本事業」という。)の管理運営を行う事業者を公募(以下、「本公募」といいます。)により選定することとしました。

本公募により、本市の提示する事業条件をもとに、本事業に対する民間事業者からの提案を求め、本事業の実施目的に適合し、事業としての実現性・継続性が認められる提案を行った民間事業者を指定管理者として選定するとともに、事業実施に向けた協議を行う「基本協定」を締結し、協議が整った場合には、それぞれの事業条件に適合した契約等を締結し、事業を推進する予定です。

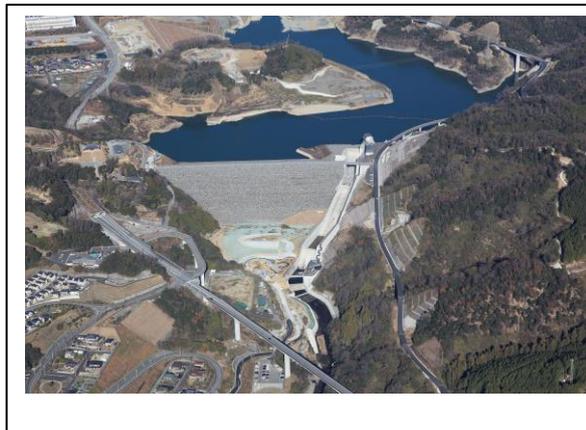
## 2. 安威川ダム及び周辺整備事業の概要

### (1) 安威川ダム及びダム事業区域について

ダム本体の形式は土や石を堤体材料としたロックフィルダムであり、高さ 76.5m、長さ 337.5m、体積 222.5 万 $m^3$  のダムです。ダムの役割は、洪水調節と流水の正常な機能の維持とダム下流河川の環境改善（フラッシュ放流）です。

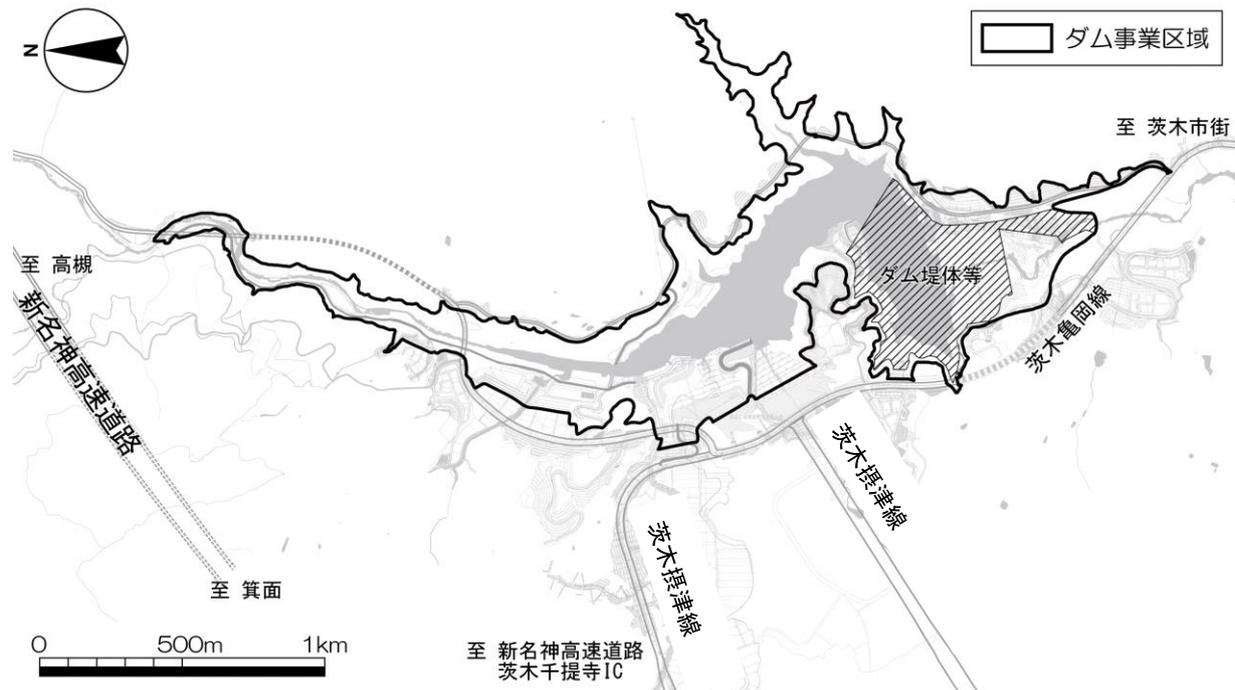


安威川ダム管理所 (令和6年)



安威川ダム本体 (令和6年)

府が実施するダム本体工事の対象区域（以下、「ダム事業区域」といいます。）は下図のとおりであり、ダム供用後に河川区域に指定されました。



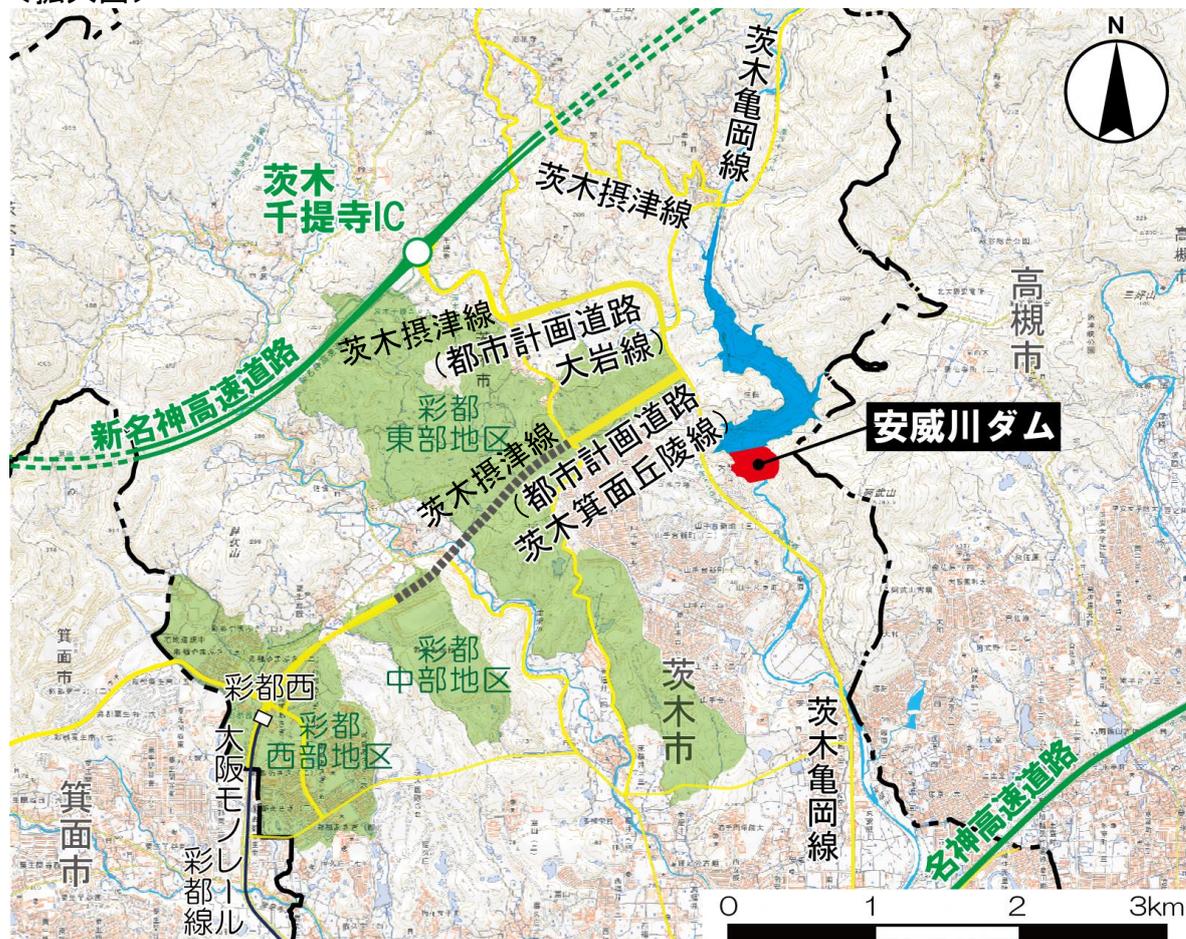
## (2) アクセス・周辺条件

本市北部地域に位置している安威川ダムは、中心市街地からのアクセス条件が良好であり、府が整備を進めてきた都市計画道路大岩線の開通により、新名神高速道路茨木千提寺インターチェンジから数分でアクセスできるようになるなど、都市型ダムとして、交通アクセスに恵まれた場所に立地しています。

- ・茨木市中心市街地からの距離約7キロ（車で20分程度）
- ・大阪市内から車で1時間圏内
- ・新名神高速道路の開通により、神戸・京都からのアクセスも良好



### <拡大図>



※都市計画道路茨木箕面丘陵線の破線部分は、現時点で供用を開始していない区間です。

### (3) 安威川ダム周辺整備基本構想（本市）

周辺整備事業の具体的な目的や内容を明らかにするため、本市は、令和元年（2019年）6月に基本構想を策定し、本市ホームページ（下記URL）において公表しています。

本公募への応募に当たっては、本市が本事業へ期待することなどについて、基本構想も参照してください。

※本市ホームページ「安威川ダム周辺整備について」URL

[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadam\\_syuuhenseibi.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadam_syuuhenseibi.html)

参考：「安威川ダム周辺整備基本構想」における「安威川ダム周辺整備コンセプト」より抜粋



#### (4) 安威川ダム周辺整備基本計画（本市）

基本構想策定後、安威川ダム周辺整備事業候補者の公募を行い、令和2年8月にダム湖隣接平坦地エリアを中心とした施設整備等の利活用の提案があった事業候補者を決定しました。そして、令和3年9月に、民間事業者提案を前提とした基本計画を策定しました。

本公募への応募に当たっては、決定した提案事業者の事業内容や、今回の公募の事業区域となる提案区域外エリアの5つのゾーンの利活用の方向性など、基本計画を参照してください。

※本市ホームページ「安威川ダム周辺整備について」URL

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadamkihonnkeikaku/50764.html>

#### 参考：「安威川ダム周辺整備基本計画」における「今後の展望」より抜粋

- 提案事業における利活用の充実
  - ・ 事業の進捗・開業後の状況を見据えながら、民間事業者や地域団体等との更なる連携を図り、飲食店の充実など新たな事業化に向けた検討を行う。
  - ・ 自然や農産物の活用、ダム湖を活かした回遊性などを視野に入れながら、育てる周辺整備をめざす。
- 提案区域外の利活用方針
  - ・ 将来にわたり安威川ダム周辺の連続性や一体性の創出を図る観点から、未活用の土地について、以下の5つのゾーンを設定し、利活用の方向性を整理。

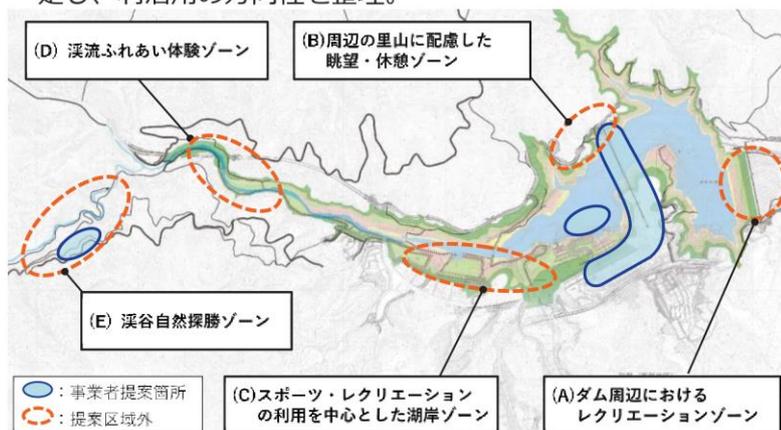


図 提案区域外の利活用検討箇所

5つのゾーン		将来的な利活用の想定
A)	公園施設 駐車スペース等	キャンプ場 ダム本体へのアクセス用駐車場
B)	展望施設、駐車スペース等	つり橋の眺望確保、休憩施設等
C)	多目的スポーツ広場	サッカー、硬式野球等の広場
D)	親水空間、多目的広場	漁業協同組合等との連携による 親水空間、駐車場
E)	地形条件を活かした利活用	デイキャンプ、森林アスレチック

## (5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み

河川区域は、河川法の適用を受け、原則として、排他・独占的な営利目的の占有を行うことはできませんが、国の定めた河川敷地占有許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付通達、平成 28 年 5 月 30 日一部改正）により、河川敷地を利用した賑わい空間を創出する目的であれば、一定の条件の下で、営利目的の占有が可能となります。

府では、国の準則を踏まえて、「河川敷地占有許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱い（平成 23 年 7 月 15 日施行、平成 30 年 1 月 23 日一部改正）」により、府内河川における取扱いを定めています。

また、府では、府が所管する河川区域の効果的な活用についての調査審議を行うことを目的として、知事の附属機関として、「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（以下、「府審議会」といいます。）」を設置しています。

本市は、安威川ダム周辺を核とした北部地域の活性化のために、河川区域内外の一体的な活用が必要であると考え、府知事に対して河川敷地占有許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、令和元年（2019 年）9 月 28 日に「令和元年 第 1 回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」において、審議が行われました。その概要は以下の通りです。

(諮問)

都市・地域再生等利用区域の新たな指定について（安威川ダム）

(本市からの主な説明内容)

- ・ 本市による河川区域内外の一体的な活用のため、河川敷地占有許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を要望（一級河川安威川及び一級河川下音羽川）。
- ・ 事業に対する地元住民の合意状況や、民間事業者との対話型ヒアリングに基づく河川区域内外の利活用想定等を説明。
- ・ 河川区域の利活用に当たっては、本市が包括的に占有した上で民間事業者を使用させることや、エリアマネジメントのための組織を組成していくことを説明。
- ・ 事業者公募に当たっての選定過程の透明化や、将来にわたる占有施設の適正な管理の確保に努めること、河川区域内の利活用に当たって想定される制約事項について、募集要項に記載する旨等を説明。

(答申)

安威川ダムの都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、都市・地域再生等利用区域の指定は、安威川ダム事業地が河川区域の指定を受けた時点となることから、以下の条件を付すものとする。

- 1 都市・地域再生等利用区域内の事業内容が確定した時には、本審議会に事業計画及びその範囲を報告すること。
- 2 地域の合意が図られていることを確認するため、本審議会に組織体制も含め報告すること。

答申の通り、今後の事業実施に当たっては、事前に府審議会に事業計画等の報告が必要です。また、河川敷地の使用契約を継続しようとする場合はその前年度において、また、その他府が求める場合において、府審議会に事業報告を行って評価を受ける必要があります。

この審議は公開で行われており、他所における事例も含めて、審議資料と議事概要が府ホームページにて公開されています。

※大阪府ホームページ「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/nigiwai-shingikai.html>

### 3. 事業条件（共通事項）

#### （1）位置・アクセス条件

##### ① 位置

本公募の対象である「ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）」（以下、「本公園」といいます。）は、基本計画において位置づけられた提案区域外エリアの5つのゾーンのうち、Aゾーンに位置しており、ダム堤体の南側に隣接して整備されています。

■所在地：茨木市大字大門寺他

##### ② アクセス条件

■自動車：府道茨木亀岡線から茨木市道（幅員 12m・8m）を經由してアクセス可能

■公共交通：阪急バス 忍頂寺車作線（89系統） 奥垣内バス停留所から徒歩約4分（約290m）

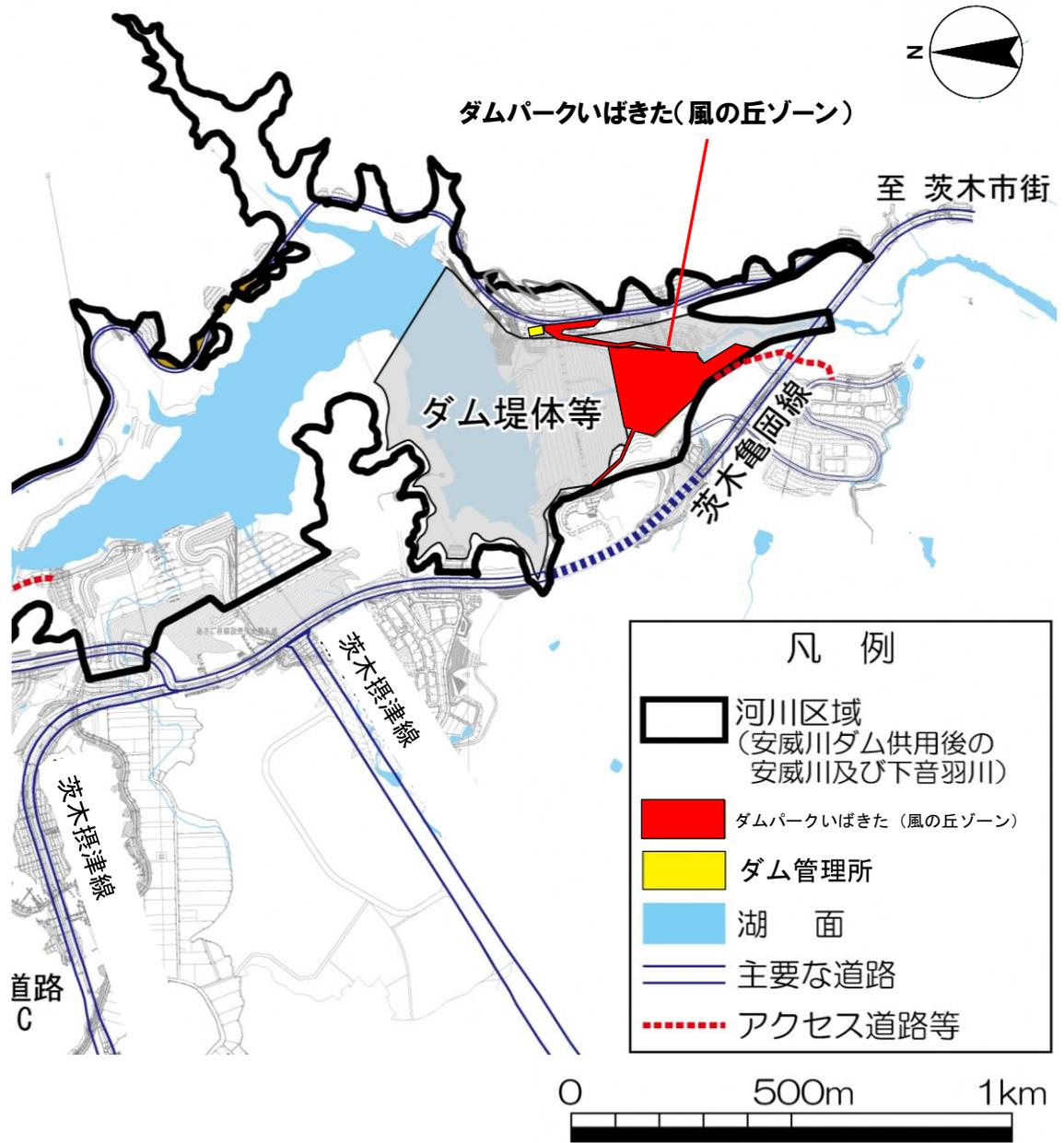
##### ③ 周辺の公共施設

本公園の周辺には以下のような公共施設が立地している。

施設名	事業内容
ダムパークいばきた （湖畔ゾーン）	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募により選定された周辺整備事業の事業者によって整備中の広域的利用を目的とした総合公園。</li><li>・大きく分けて以下の6つのエリアとなる予定 拠点施設エリア（令和6年4月23日オープン） 広場エリア（令和6年4月23日オープン） 民間吊り橋エリア（令和6年度冬オープン予定） にぎわい検討エリア（令和8年度以降店舗型BBQ店舗出店予定） デッキエリア（水上アクティビティ）（令和8年度以降活用予定） 多目的運動広場エリア（令和8年度以降供用開始予定）</li></ul> ※本市ホームページ「安威川ダムの周辺に公園「ダムパークいばきた」が誕生します」URL <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam_park/index.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam_park/index.html</a> ※ダムパークいばきた公式HP <a href="https://dampark-ibakita.com/">https://dampark-ibakita.com/</a>
桑原ふれあい運動 広場グラウンド	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民のスポーツの場として、人工芝運動場（1面）、遊歩道（480m）、広場を備えた運動広場。</li></ul> ※本市ホームページ「桑原ふれあい運動広場グラウンド」URL <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/ground/hureai.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/ground/hureai.html</a>
桑原運動広場	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民のスポーツの場として、多目的グラウンド（1面）、フットサル場（1面）、庭球場（コート3面）を備えた運動広場。</li></ul>

	<p>※本市ホームページ「桑原運動広場グラウンド」URL  (<a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/ground/kuwanoharaundouhirobaguraundo.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/ground/kuwanoharaundouhirobaguraundo.html</a>)</p>
茨木市里山センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者「里山サポートネット・茨木」が運営し、北部地域における森林ボランティア団体の拠点として活用されている。</li> <li>・廃校となった春日丘高校泉原分校を再利用した施設では、子どもたちの木工教室、炭焼き体験、各種イベントを開催。さらに、BBQ（道具、食材は持ち込み）やオートキャンプ場（デイキャンプ不可）として開放するなど、市民が里山と触れ合う機会創出の場となっている。</li> </ul> <p>※茨木市里山センターホームページURL  (<a href="https://www.ibasato.net/">https://www.ibasato.net/</a>)</p>
忍頂寺スポーツ公園 ・竜王山荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格的な野球場・サッカー・ラグビーに利用できる多目的グラウンド、市内公営テニスコートとして最大規模の全天候型テニスコート6面をはじめ、ゲートボール場、ドッグラン、わんぱく広場などの施設を備えるスポーツ公園。</li> <li>・併設する竜王山荘は、北部地域唯一の宿泊施設であり、レストラン、喫茶室、大浴場、各種研修などに利用できる多目的室などを完備。東海自然歩道を訪れるハイカーやサイクリストたちの交流の場としての役割を担っている。</li> </ul> <p>※本市ホームページ「忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘」URL  (<a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/shukuhaku/ryuousansou.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sports_suishin/menu/shishetsu/sportssisetusyoukai/shukuhaku/ryuousansou.html</a>)</p> <p>※忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘ホームページURL  (<a href="http://cs-plaza.co.jp/ninchoji/">http://cs-plaza.co.jp/ninchoji/</a>)</p>

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）広場位置図



## (2) 法規制

本公園の区域については、以下のような法規制がかかっています。

- 市街化調整区域（都市計画法）
- 河川区域（河川法）
- 都市公園区域（都市公園法）

## (3) 施設内容

本公園は、園路で結ばれた高低差がある二段の平坦部と、その周辺の傾斜地、丘、駐車場等から構成されています。

### ① 平坦部

二段の平坦部の内容は以下の通りです。

	平坦部面積	標高	施設内容
上段	約 6,700 m <sup>2</sup>	EL76.0m	・原っぱ
下段	約 6,000 m <sup>2</sup>	EL65.0m	・エントランス広場（約 350 m <sup>2</sup> ） ・管理所兼トイレ（平屋 57.68 m <sup>2</sup> ） ・男子トイレ（大2、小3、洗面器2、掃除流し1） ・女子トイレ（大3、子ども1、洗面器2、掃除流し1） ・管理所兼倉庫 ・芝広場（約 1,000 m <sup>2</sup> ） ・せせらぎ水路 ・園路 ・管理通路

### ② 駐車場

下段の平坦部のエントランス広場の南側に、駐車場が整備されています。（乗用車 54 台、バイク 15 台、車いす用駐車場 2 台）

### ③ ダム堤体との連絡通路

本公園から、ダム堤体に登る階段が東西にそれぞれ整備されています。東側階段を登った所には、ダム管理所があります。

### ④ ダム管理所周辺

ダム管理所は本公園区域外ですが、別途業務委託として、今回の指定管理者にて本公園と一体で管理いただく施設となります。周辺の平場及び駐車場は本公園区域になります。

- ダム管理所
- 周辺の平場（550 m<sup>2</sup>）
- 駐車場（9 台）





#### (4) 計画上の位置づけ・コンセプト

【ダムのエントランスゾーン】⇒新たな魅力づくりを行う安威川ダム周辺エリアの入口

##### ① 安威川ダム周辺整備基本方針 (H21・大阪府、茨木市)

- ・自然創出、緑化や景観的な配慮を図り、レクリエーション空間の整備の他、ダム堤体を含む施設見学に配慮

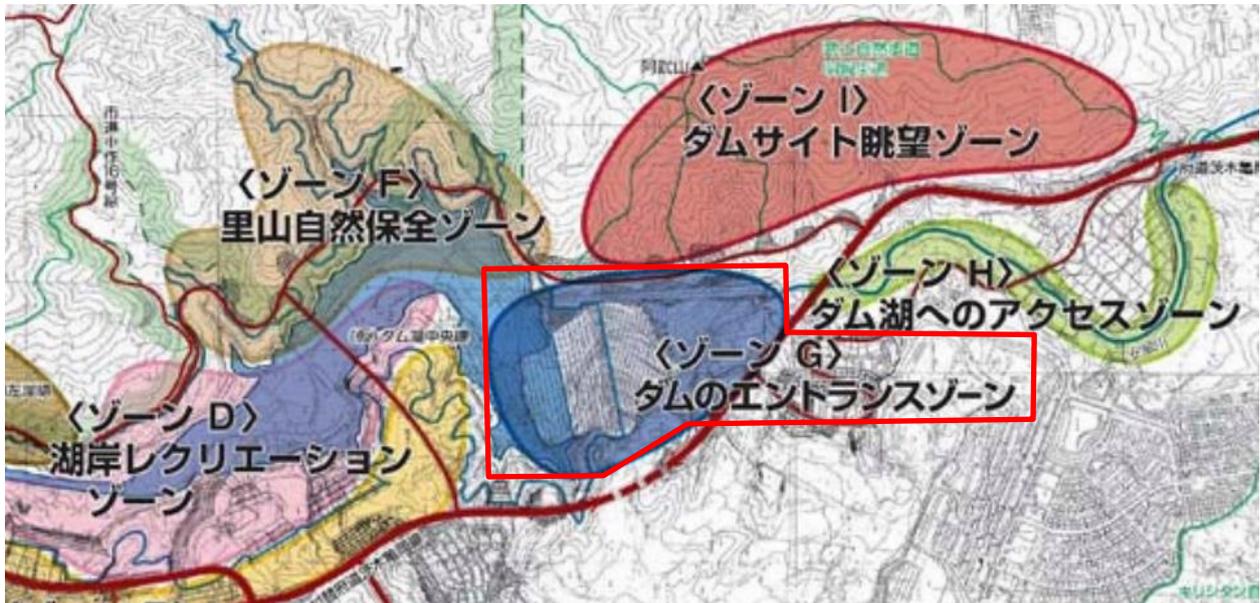
##### ② 安威川ダム周辺整備基本構想 (R1・茨木市)

- ・官民連携による魅力づくり

##### ③ 安威川ダム周辺整備基本計画 (R3・茨木市)

- ・ダム周辺におけるレクリエーションゾーンとして位置づけ等を整理
- ・将来的に民間事業者の提案によるキャンプ場としての利活用などを想定

参考：「安威川ダム周辺整備基本方針」における「ランドデザイン」より抜粋



ゾーン区分	環境守与(保全)の方針	環境享受(活用)の方針
<ゾーンA> 深谷自然探勝ゾーン	・下首羽川、安威川上流の深谷と森林の自然環境を保全することに重点を置きます	・既存の自然歩道を利用し、沿道に歴史資源(深山水路)、伝統文化体験施設(炭窯)などと連携した小規模な空間整備を目指します
<ゾーンB> 溪流ふれあい体験ゾーン	・竜峡川に代表される溪流環境を引続き保全することに重点を置きます	・既存のアコ、アマゴ等の溪流釣り場との連携や小規模な面的整備など、溪流に近づけるような工夫を行い、溪流及びその周辺での余暇を楽しめる空間となるようにします(空間用途を広げることで、付加価値を高めます)
<ゾーンC> 里山ふれあい体験ゾーン	・山林空間や棚田・ため池空間を良好に保全することを基本とします	・既設自然歩道(林道)沿いの場所を選び、ダム湖を眺望する箇所を整備し付加価値を高めます ・周辺の里山内の里道を整備することにより、左岸道路や湖面とのアクセス機能を高めます(里山保全活動や棚田を利用した体験農業の場となります)
<ゾーンD> 湖岸レクリエーションゾーン	・自然環境が改変された部分は早急に自然再生や自然創出を図ります ・水際は柔らかな草の植生が確保されるように努め、水生生物の生息環境の確保に配慮します	・平坦な利用可能地があり、ゾーンEと併せてダム湖周辺の拠点のゾーンとします ・右岸側の造成平地は130年確率以上の冠水範囲であり、水障から遠い反面、眺望が期待できることから、利用者ニーズに合わせた整備を図ります(駐車場や小規模な建物等) ・左岸側の平坦地は、左岸側拠点としての整備も考慮します
<ゾーンE> 地域振興拠点ゾーン	・自然環境が改変された部分は早急に自然再生や自然創出を図ります ・付替府道(茨木亀岡線)に接し、かつダム湖畔の景観を構成する主要ゾーンとなりますので、周辺環境への影響をできるだけ緩和し、景観に調和したものとなるように配慮します ・将来活用を予定している区域についても、暫定的に花壇や草蓆、芝生広場とするなど、緑化や景観的配慮を図ります	・付替府道(茨木亀岡線)沿いのゾーンであり、ダム湖畔への集客や来訪者へのサービスを目的とした施設配置を考慮します ・地域振興に寄与する内容規模の民間開闢を誘導します ・周辺農地は、地域住民の協力を得て、食材の供給や体験農業の場としての利用も考慮します
<ゾーンF> 里山自然保全ゾーン	・湖面へ流入する深流は良好な自然環境を有しており、現況保全に重点を置きます ・左岸道路を除き湖面から山地にかけて現況森林が残される箇所であり、景観緑地としての良好な保全に配慮し、積極的な山林空間の利用は基本的に制限します	・自然環境保全活動を行い、利用については従来程度にとどめるものとします
<ゾーンG> ダムのエントランスゾーン	・自然環境が改変された部分は早急に自然再生や自然創出を図ります ・ダム完成時、暫定的に花壇、草蓆、芝生広場とするなど、緑化や景観的な配慮を図ります	・レクリエーション空間としての整備の他、ダム堤体を含む施設見学に配慮した整備を目指します ・ダム直下と大溝付近からダム上流との歩行者動線が確保できるような整備を考慮します
<ゾーンH> ダム湖へのアクセスゾーン	・ダム直下の洪水吐からつながる河川については、現在の溪流環境の保全に努めます	・下流部については、残土処分地の整備や河道改修と合わせた自然環境の創造や保全、川沿い及び集落やさらに下流部とのネットワークの形成を目指します ・周辺農地は、地域住民の協力を得て、食材供給地としての活用も考慮します
<ゾーンI> ダムサイト眺望ゾーン	・良好な植林地としての現在の山林環境の保全に重点を置きます	・阿武山古墳や富士自然歩道(明哲街道)といった既存の歴史資源を保全し、休憩施設を兼ねた眺望箇所を整備し、付加価値を高めます(里山保全活動の場となります) ・阿武山とダム堤体付近をつなぐ歩行者動線を確保します

## (5) 民間事業者の事業範囲

### ① 公園施設の区分

本事業の対象となる施設は、都市公園法に定める公園施設です。そのため、施設の使用、規模等について、都市公園法の制約を受けます。公園施設は、以下の2種からなります。

#### (7) 公園施設（公共施設）

本市が所有する施設です。

民間事業者は、本公募によりその管理運営内容の提案を行い、本市より指定管理業務を受託して施設の管理運営を行います。

#### (4) 公園施設（民間施設）

民間事業者が整備し、所有する施設です。

民間事業者は、本公募によりその整備内容の提案を行い、都市公園法に基づく許可により、自ら設計・施工し、完成後は自ら管理運営を行うものとします。

### ② 事業範囲

#### (7) 公園施設（公共施設）の管理運営

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件及び要求水準書に従い、公園施設（公共施設）の管理運営を行ってまいりますので、その内容について提案をしてください。

#### (4) 公園施設（民間施設）の設置、管理運営

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件に従い、都市公園の公園施設（民間施設）の設置、管理運営の提案をしてください。本市は、民間事業者の提案をもとに民間事業者と協議を行い、両者合意のもと、施設内容を決定します。また、施設の設置等に当たっては、都市公園法第5条に基づくものとします。

#### (ウ) 公園施設（公共施設）及びダム管理所の利活用

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件に従い、公園施設（公共施設）を利用したイベント等の開催や誘致の提案をしてください。

なお、公園施設（公共施設）の目的外使用の提案にあたっては、ダム堤体上に位置するダム管理所（大阪府所管）の目的外使用を含めた提案が可能です。なお、ダム管理所の使用については、事業者選定後に大阪府との協議が必要となります。

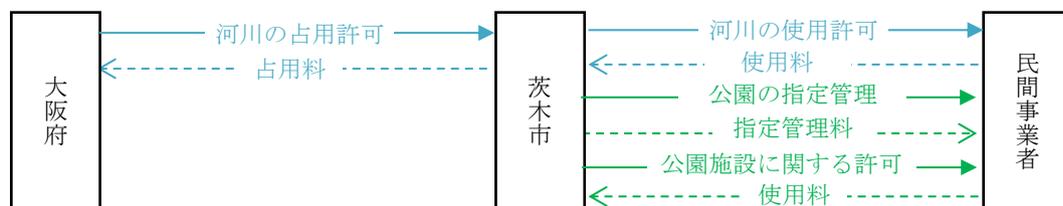
民間事業者の事業範囲

事業項目	実施内容		適用制度（主たるもの）
公園施設（公共施設）の管理運営	市が設置する公園施設及びダム管理所の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度</li> <li>業務委託契約（ダム管理所）</li> </ul>
公園施設（民間施設）の設置、管理運営	民間事業者による建築物・工作物の常設		<ul style="list-style-type: none"> <li>（都市公園法）設置管理許可</li> <li>（河川法）河川使用許可</li> </ul>
公園施設（公共施設）の利活用	イベント等の主催、誘致（工作物等の占用あり）		<ul style="list-style-type: none"> <li>（都市公園法）占用許可</li> <li>（都市公園条例）行為許可</li> <li>（河川法）河川使用許可</li> </ul>
	イベント等の主催、誘致（工作物等の占用なし）	収益性を伴わない	（都市公園条例）行為許可
		収益性を伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>（都市公園条例）行為許可</li> <li>（河川法）河川使用許可</li> </ul>

公園施設、河川の使用にあたっては、内容に応じて、それぞれ法令にもとづく使用料が発生

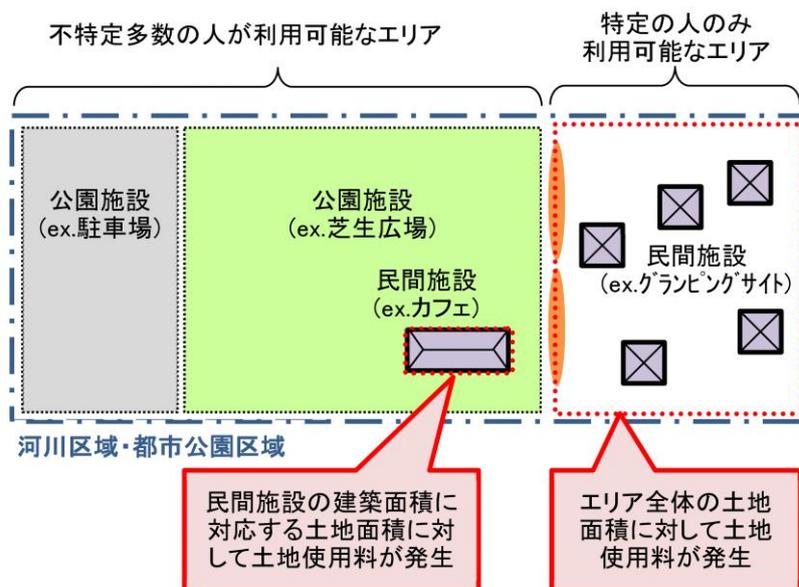
## (6) 事業スキーム

本公園の事業スキームとしては、茨木市が民間事業者に指定管理料を支払い、民間事業者に公園の指定管理を担ってもらいます。さらに民間施設を設置する場合は、茨木市に河川と公園の使用料を支払い、河川の使用許可と公園の設置管理許可を受けることになります。市は民間施設の内容に応じ、大阪府に対して河川占用を行うとともに、事業者が支払った河川使用料と同額の占用料を支払います。



### 【土地使用料（河川・都市公園）の考え方】

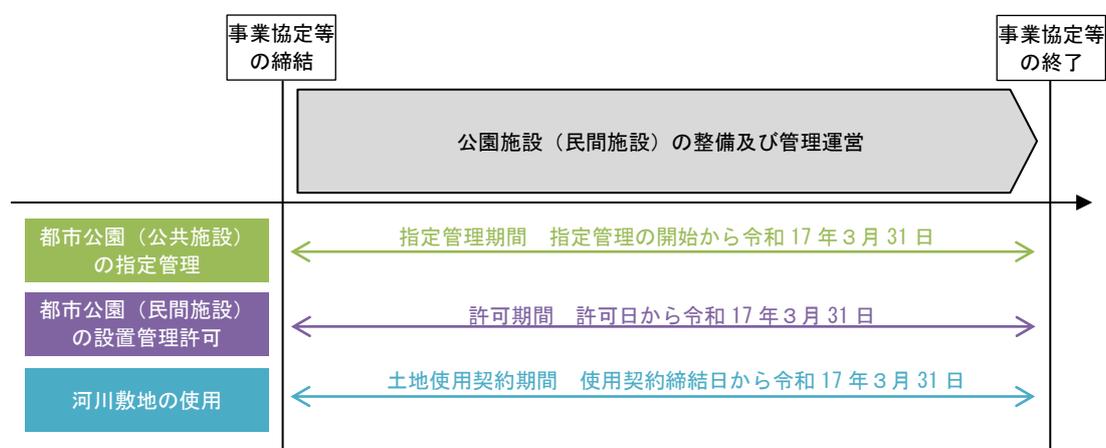
- ・民間事業者は使用に応じて相当額を土地使用料として納付してもらいます。
- ・一定のエリアを排他独占的に利用する場合は、エリア全体を対象に土地使用料が発生します。



## (7) 事業期間

### ① 事業期間の考え方

本事業の事業期間は、令和7年7月1日から令和17年3月31日とする。



### ② 公園施設（公共施設）の指定管理

指定管理の開始より令和17年3月31日までとし、事業収支計画に基づき、事業投資に見合った適切な管理をすること。

### ③ 公園施設（民間施設）の設置管理許可

設置管理許可の期間は、許可日より令和17年3月31日までとします。

ただし、期間中に欠格事項に該当する、または、民間事業者の施設運営が本事業の目的と明らかに反する、若しくは、安全上その他の点から適切に管理がされていないと本市が判断する場合には、本市は許可を行わない場合があります。これにより生じた、民間事業者の費用や損害に対し、本市は賠償を行いません。

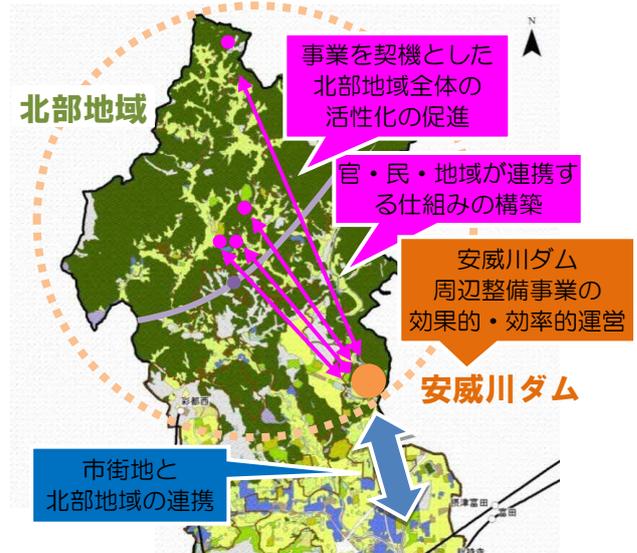
### ④ 河川敷地の使用

河川敷地の使用契約については、使用契約締結日より令和17年3月31日までとします。民間事業者には、府が求める場合において、府審議会（P7「(5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み」参照）へ事業の運営状況等を報告していただき、河川区域を活用した賑わい創出に資する事業の実施状況や安定性等について審議の上で、「継続」の意見を受けなければなりません。審議結果により、報告義務等が課される場合があります。なお、審議結果により生じた民間事業者の費用や損害に対し、本市は賠償を行いません。

## (8) エリアマネジメント事業との連携

### ① エリアマネジメントの目的

エリアマネジメントの仕組みを導入している目的は、安威川ダム周辺整備事業を通して、北部地域の活性化につなげることにあります。その実現に向けて、第一段階として、ダム周辺における官・民・地域の連携によるエリアマネジメントの推進を図ります。そして、第二段階として、より広域的に、北部地域全体へとエリアマネジメントの展開を目指します。



### ② エリアマネジメントの全体構成と事業者の役割

エリアマネジメントの実施に当たっ

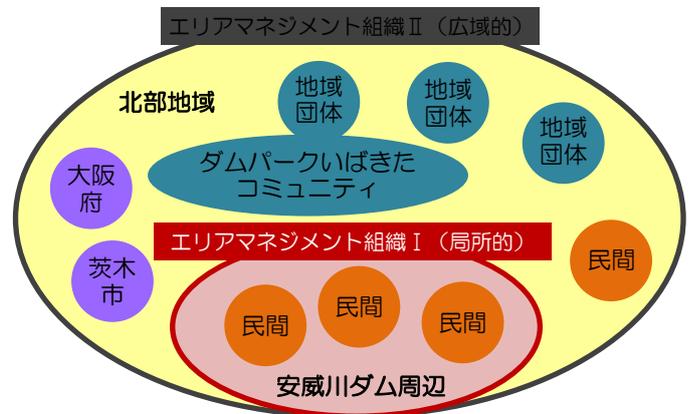
ては、目的に応じた二層構造の組織の組成・運営を想定しています。

第一の組織（以下、「エリアマネジメント組織Ⅰ」といいます。）は、安威川ダム周辺整備事業の効果的・効率的な運営を目的としており、令和2年度に選定されたダムパークいばきた（湖畔ゾーン）の提案事業者を中心に、既に組織が組成されています。エリアマネジメント組織Ⅰについては、本事業に参画する民間事業者、市及び安威川ダム周辺整備事業包括協定者で協議を行い参加の可否を決定します。エリアマネジメント組織Ⅰに参加することで、各事業者と連携しながら管理運営を進めることができます。

第二の組織（以下、「エリアマネジメント組織Ⅱ」といいます。）は、エリアマネジメント組織Ⅰを事務局とし、安威川ダム周辺整備事業を契機とした北部地域活性化の促進を目的とします。本事業に参画する民間事業者は、エリアマネジメント組織Ⅱに必ず参加して頂き、各組織と連携する必要があります。

#### エリアマネジメント組織Ⅰ

- ・安威川ダム周辺整備事業に参画する民間事業者により組成。
- ・事業者間調整、対外窓口の一本化等、事業の効果的・効率的運営を図る組織。
- ・都市公園等の管理運営、安威川ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動を実施。
- ・本市が組織の活動を監督。



#### エリアマネジメント組織Ⅱ

- ・府、本市、北部地域にて活動する地域団体・民間事業者等により組成。
- ・安威川ダム周辺整備事業を契機として、北部地域活性化の促進を図る組織（協議会形式）。
- ・具体的な活動は、各団体・民間事業者の活動情報の共有、連携事業のコーディネートを図る。
- ・ダム周辺との連携が確実に実施されるよう、エリアマネジメント組織Ⅰが事務局を担当。



(イ) エリアマネジメント組織Ⅱの概要

目的	安威川ダム周辺整備事業を契機とした北部地域活性化の促進
活動エリア	北部地域
活動内容	①各団体・民間事業者の活動情報の共有 ②連携事業のコーディネート 等
体制	・エリアマネジメント組織Ⅰを事務局とした、自治体・地域団体・民間事業者等からなる、エリアマネジメント組織Ⅱを設立予定。 ・ダム周辺のさらなる活性化に取り組むとともに、その実績を基に、北部地域全体の活性化に取り組む。



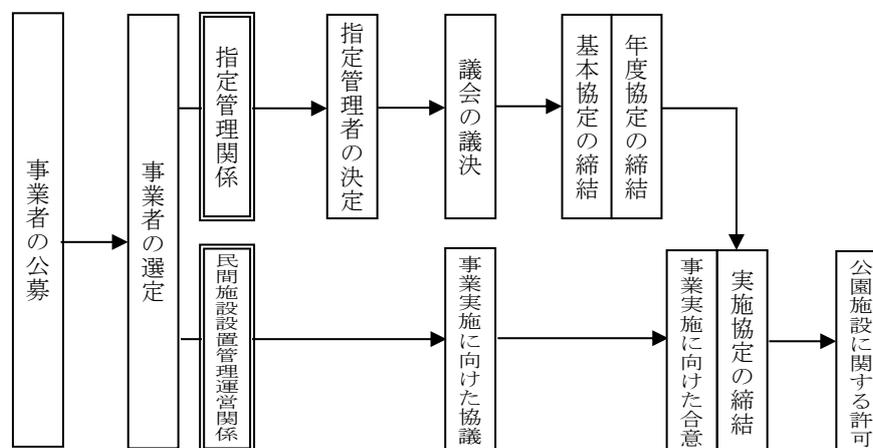
エリアマネジメント組織Ⅱの導入により期待する効果

- ①地域団体等の参画機会拡大
- ②まちづくり活動の持続・拡大
- ③北部地域全体への事業効果の波及

## (9) 基本協定及び実施協定等の締結

### ① 事業者選定の流れ

事業者の選定にあたっては、指定管理者の選定手続きに基づき、以下のようなフローで選定手続きを進めます。



### ② 指定管理者の指定

本公募において選定された事業候補者については、議会の議決（令和7年3月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、議決が得られなかった場合において、事業候補者が本件に支出した費用について、市は補填しません。

議決を得て、指定管理者として選定された場合は、指定通知書をもってこの旨を通知します。

### ③ 基本協定（指定管理業務）等の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定（以下「基本協定（指定管理業務）」という。）及び年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定めた年度協定（以下「年度協定（指定管理業務）」という。）を締結します。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と本市が協議のうえ、定めることとします。

#### 基本協定（指定管理業務）の内容（案）

- A) 事業計画に関する事項
- B) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- C) 事業報告に関する事項
- D) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- E) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- F) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項
- G) 本公園内の物品の所有権の帰属に関する事項
- H) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- I) 災害時等における施設利用の協力に関する事項
- J) 実施協定の締結に関する事項
- K) エリアマネジメント組織への参加に関する事項
- L) その他市長が必要と認める事項

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ・正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ・財政状況の悪化等により、管理運営の履行が確実でないと認められるとき。
- ・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ・「6（2）② 参加者の要件」の各要件を満たしていないと認められるとき。

#### ④ 民間施設の設置管理運営等の業務実施に向けた協議

事業者の決定後、本市と指定管理者は、民間施設の設置管理運営等の業務の実施に向けた協議を行います。その具体的な内容については、以下のとおりです。

##### 協議項目（案）

- |                               |
|-------------------------------|
| A) 公園施設（民間施設）の設置、運営管理の内容      |
| B) 公園施設（公共施設）及びダム管理所の目的外使用の内容 |
| C) エリアマネジメント組織 I への参加         |
| D) 実施協定等の項目                   |
| E) スケジュール・協議手順                |
| F) 実施協定締結条件／解約条件              |
| G) 公園施設（民間施設）の原状回復及び履行の担保     |

協議に基づき、本市と指定管理者との合意が得られ次第、次頁「⑦ 実施協定（民間施設設置管理運営業務等）の締結」のとおり、実施協定等を締結する予定です。

本市は、指定管理者の提案内容が実現できるよう、必要な協力を行います。以下に該当する場合、提案内容の変更や代替案の提案を求めます。

- ・指定管理者の提案に対し、河川管理者である府の許可もしくは地元の理解が得られない。
- ・指定管理者の提案が、都市公園法、河川法、都市計画法、建築基準法、その他の法律・条例等に抵触する。

#### ⑤ 基本協定（指定管理業務）の解除

以下のような場合において、本市は指定管理者との基本協定を解除することがあります。

##### (7) 協議の不調によるもの

本市と指定管理者が合意に至らない場合、もしくは、本市が早期の合意が困難であると判断する場合、本市は選定された指定管理者との基本協定を解除します。この場合、本市と指定管理者との間に債権債務は生じないものとします。

##### (4) 指定管理者の自己都合によるもの

指定管理者が自らの都合により実施協定等の締結を行わず、事業から撤退する場合、または上記の義務について履行しない場合、本市は基本協定を解除し、当該の

---

指定管理者に対し、本公募に要した費用の一部を違約金として請求します。ただし、指定管理者の責にあたらぬ事由により協議が整わなかったことや、協議の結果、提案時点から著しく不利な条件となっており、指定管理者の撤退がやむを得ないと判断できるなど、汲むべき事情があると本市が判断する場合、違約金の減額や免除を行うことがあります。

#### ⑥ 基本計画の変更

本市は、指定管理者の提案及び協議結果をもとに、周辺整備事業に係る基本計画を変更し、公表することがあります。

指定管理者は、本市による基本計画の変更に関し、計画に掲載する事業関連資料を無償で提供するものとします。

#### ⑦ 実施協定（民間施設設置管理運営業務等）等の締結

本市と指定管理者は、指定管理者の提案及び協議結果をもとに、実施協定等を締結します。実施協定等の内容としては以下のものを想定しています。なお、実施協定等や許可（河川法、都市公園法等に基づくもの）の構成、各協定及び許可の当事者については、協議のうえ、本市が決定します。

- ・ 民間施設の設置許可、施設内容、運営内容、制限事項、使用料、リスク分担、協定の解約・終了・更新、エリアマネジメント組織への参加、公園施設（民間施設）の原状回復及び履行の担保等

## (10) 事業スケジュール（予定）

事業候補者は、令和7年（2025年）3月を目処として、事業内容について本市と合意していただく予定です。その後、令和7年（2025年）7月以降、公園施設（公共施設）の指定管理業務を開始するとともに、公園施設（民間施設）の整備に着手し、可能な部分より事業を開始していただきます。

### ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）スケジュール（予定）

時期	事項	備考
令和6年（2024年）7月29日	公園施設（公共施設）の供用開始	本市にて管理を行います。
令和7年（2025年）1月	民間事業者の選定	
令和7年（2025年）3月	指定管理者の指定	
令和7年（2025年）4月 ～令和7年（2025年）6月	指定管理業務以外の業務についての協議	
令和7年（2025年）5月	基本協定の締結	
令和7年（2025年）5月 ～令和7年（2025年）6月	実施協定等の締結	実施協定等締結に先立ち、事業内容について府審議会に対して報告を行うものとします。
実施協定締結後	公園施設（民間施設）の整備着手	
令和7年（2025年）7月～	公園施設（公共施設）の管理業務開始	

## 4. 指定管理業務に関する事項

### (1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、茨木市都市公園条例（昭和50年4月1日条例第13号。以下「条例」という。）第2条の8に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、具体的な業務内容及び履行方法については「ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」によります。

- ① 本公園における行為の許可に関する業務
- ② 本公園における法第7条第1項第6号に規定する占用の許可に関する事務
- ③ 本公園における公園施設の使用の許可に関する業務
- ④ 本公園の管理に関する業務

また、指定管理者は、本公園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。（なお、自主事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。）

### (2) リスク分担

指定管理者と市のリスク分担は、原則、以下のリスク分担表のとおりとします。

リスク分担表（指定管理業務）

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		本市	指定 管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価・賃金の変動	物価や人件費の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
不可抗力の事態	戦争、暴動、災害、その他不可抗力による事業の延期・中止・変更及び費用の変動	○	○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	要求水準書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	

指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合）	○	
施設・設備・備品等の損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
警備業務、セキュリティ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

### （３）施設利用料の取り扱い

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や設備の利用料金、実費徴収金や自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うこととなりますので、適切な経理を行ってください。なお、利用料金による見込み額より上回る場合は、その収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することができるものとします。

また、利用料金制におけるインボイス対応については、指定管理者の登録番号により、指定管理者が発行することとなりますので、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録（グループ応募の場合は全構成団体の登録）が必要となります。

## (4) 指定管理業務に係る経費

### ① 会計年度

本公園の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日（初年度のみ7月1日から翌年3月31日）までとします。

### ② 経費等に関する協議

指定の期間中の指定管理業務に要する経費、利用料金、実費徴収金及びその他の収入等については、選定時に指定管理者から提出された収支計画書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

### ③ 指定管理料の積算

指定管理料は、指定の期間の開始前に指定の期間分を、指定管理業務に要する経費から利用料金、実費徴収金及びその他の収入等を差し引いた金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内において決定します。なお、指定管理料、支払期日は、毎年度の年度協定において定めます。

以下の上限金額内で、応募の際の事業計画書及び収支予算書を作成してください。

< 上限金額（令和7年7月1日～令和17年3月31日） >

421,752,000円（税込み）

（参考 初年度 33,796,000円、2年度 43,106,000円）

※ダム管理所管理に伴う業務委託費を含む

指定管理料と業務委託費の内訳については指定管理者選定後に協議を行い決定します。

想定される支出の主な項目については、下記のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、委託料、利用者傷害保険料、備品費等
--

### ④ 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、その余剰金が指定管理者の管理業務と経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、市と指定管理者の協議により、サービス向上のための新たな投資、備品の購入等に使用するなど、適切な対応を求める場合があります。

また、利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

### ⑤ 備品等の購入、管理等

本公園で利用する備品等は3種類（Ⅰ種～Ⅲ種）に分かれており、その取り扱いについては、次のとおりです。

種別	内容	購入者 (財源)	メンテナンス者 (財源)	所有者 (指定の期間後)
Ⅰ種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>市が指定管理者へ貸与するもの。</b>	市 (市予算)	指定管理者 (指定管理料)	市
Ⅱ種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>指定管理者が購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料)	指定管理者 (指定管理料)	市
Ⅲ種	<b>指定管理者が任意により購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料 又は 団体予算)	指定管理者 (団体予算)	指定管理者

## 5. 民間施設の設置管理運営業務等に関する事項

### (1) 期待する業務の内容

#### ① 公園施設（民間施設）の設置、管理運営

民間事業者による、基本計画を参考にした野外活動施設やレクリエーション施設の整備と運営を行ってほしいと考えており、それらの提案を求めます。

施設の設計に当たっては、過度に閉鎖的な空間とならないよう、公園施設として相応しい配置やデザインに留意してください。具体例として以下の事項を参考としてください。

- ・一般の公園利用者も利用できるフットパスやオープンスペースを設ける。
- ・建物内外、敷地内外の視認性を高め、空間の一体化を図る。
- ・公園全体や周囲の自然・まちなみとの景観の調和を図る。
- ・公園施設（民間施設）の利用者が、公園施設（公共施設）を活用できるようにするなど、運営等の工夫により、賑わいの連続性を図る。
- ・「3（1）③ 周辺の公共施設」を参考に、周辺施設の事業内容に考慮する。

#### ② 公園施設（公共施設）及びダム管理所の目的外使用

民間事業者には、指定管理業者としての公園施設の管理運営の提案とともに、公園区域内外でのイベントの開催や野外レクリエーション活動に関するサービス提供を行ってほしいと考えており、それらのイベント誘致やサービス提供の提案を求めます。

#### 民間事業者の事業範囲（再掲）

事業項目	実施内容	適用制度（主たるもの）					
公園施設（公共施設）の管理運営	市が設置する公園施設及びダム管理所の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度</li> <li>・業務委託契約（ダム管理所）</li> </ul>					
公園施設（民間施設）の設置、管理運営	民間事業者による建築物・工作物の常設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都市公園法）設置管理許可</li> <li>・（河川法）河川使用許可</li> </ul>					
公園施設（公共施設）の利活用	イベント等の主催、誘致（工作物等の占用あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都市公園法）占用許可</li> <li>・（都市公園条例）行為許可</li> <li>・（河川法）河川使用許可</li> </ul>					
	<table border="1"> <tr> <td>イベント等の主催、誘致（工作物等の占用なし）</td> <td>収益性を伴わない</td> <td>・（都市公園条例）行為許可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収益性を伴う</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（都市公園条例）行為許可</li> <li>・（河川法）河川使用許可</li> </ul> </td> </tr> </table>	イベント等の主催、誘致（工作物等の占用なし）	収益性を伴わない	・（都市公園条例）行為許可		収益性を伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都市公園条例）行為許可</li> <li>・（河川法）河川使用許可</li> </ul>
イベント等の主催、誘致（工作物等の占用なし）	収益性を伴わない	・（都市公園条例）行為許可					
	収益性を伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都市公園条例）行為許可</li> <li>・（河川法）河川使用許可</li> </ul>					

公園施設、河川の使用にあたっては、内容に応じて、それぞれ法令にもとづく使用料が発生

## (2) 施設整備と利活用に係る要件

### ① 施設整備に係る要件

施設整備にあたっては、以下のような要件があります。

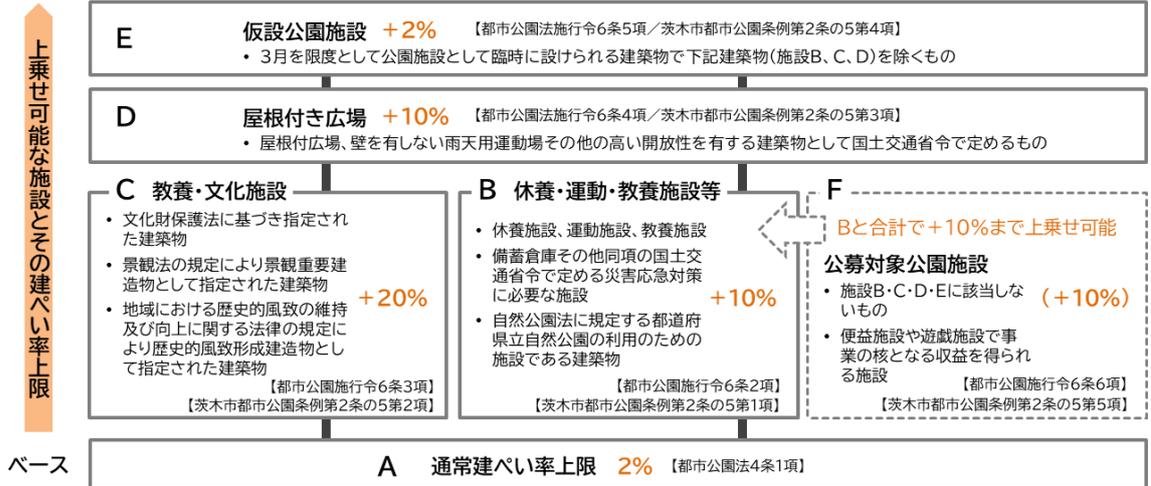
	分類	備考
a	規模	・ 下記の建築面積余地の通り
b	インフラ条件	・ 本エリアは、関西電力が提供する電力、本市が提供する上下水道、通信会社が提供する有線の通信回線について、サービスの提供エリア内です。 ・ 建物の建設、造園、通路等の整備に必要な基盤造成を提案可能です。 ・ 敷地条件を踏まえ効率的な方式を提案してください。
c	駐車場	・ 公園施設（公共施設）の駐車場を活用してください。
d	その他	・ 夜間は基本的に外部からの出入りができません。 ・ 夜間利用を行いたい場合は市の協力のもと、隣接地権者等に理解を得る必要があります。理解が得られなかった場合において、事業候補者が本件に支出した費用について、市は補填しませんが、市はそれを理由に指定管理の契約は解除を求めません。

各施設分類における建築面積の上限とその余地の試算

	施設分類	公園施設例	建ぺい率 上限	建築面積 上限	既存施設 建築面積	建築面積余地
A	一般的な公園施設		2%	620 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	560 m <sup>2</sup>
B	休養・運動・教養施設、備蓄倉庫等	休憩所、キャンプ場、 運動施設更衣室・用具庫、 体験学習施設、備蓄倉庫 等	10%	3,100 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	3,100 m <sup>2</sup>
C	教養・文化施設		20%	6,200 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	6,200 m <sup>2</sup>
D	屋根付き広場	屋根付き広場	10%	3,100 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	3,100 m <sup>2</sup>
E	仮設公園施設	仮設店舗 等	2%	620 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>
F	公募対象公園施設	飲食店、売店、屋内子ども遊び場 等	(10%)	-	-	対象外

※既存施設 A は管理所兼トイレ（約 60 m<sup>2</sup>）を想定

(参考) 都市公園における建ぺい率の上限



都市公園の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 30 年 8 月改正 国土交通省）より引用・加工

② ダム管理所の利活用に係る要件

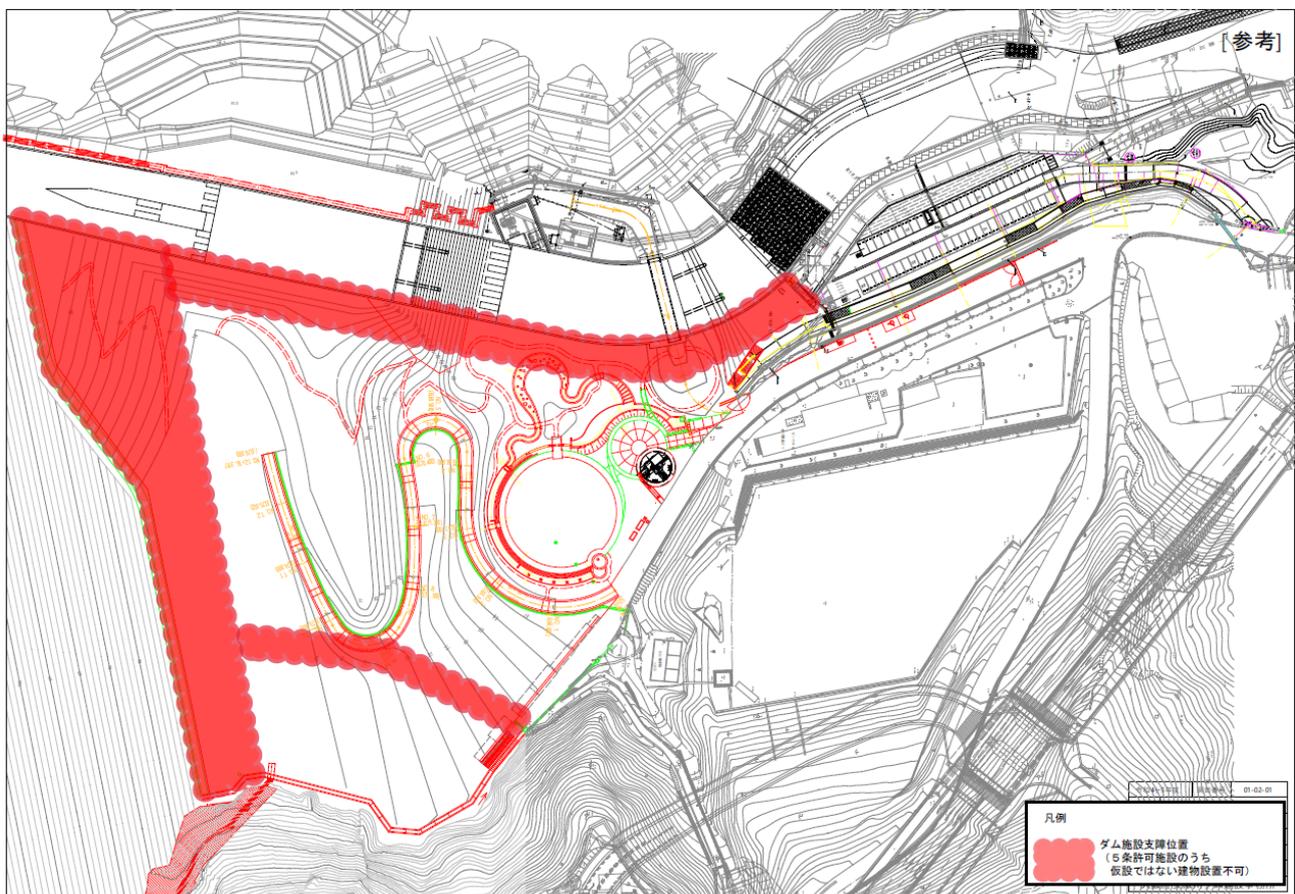
ダム管理所の利活用にあたっては、以下のような要件があります。

- ・ 開所時は管理者を一人以上常駐させる必要があります。
- ・ ダム管理スペースには立ち入らないこと。
- ・ 大阪府が実施する施設見学会など府の事業を優先し、協力すること。

### ③ 制限される事業

以下に該当する事業については、実施することができません。

- (ア) 本事業の実施目的に明らかにあてはまらないと判断される事業（例：住宅、工場等）
- (イ) ダム事業区域内において、ダム本体等河川管理上重要な施設へ影響を及ぼす可能性のある、土地の形質の変更を伴う開発を含む事業
- (ウ) 河川及びダムの管理に支障をきたす範囲に及ぶと判断される事業
- (エ) 河川及びダム湖の水質、周辺的生活環境に著しく影響（音・匂い・振動等）を及ぼす事業
- (オ) 風俗営業など、公序良俗に反する事業
- (カ) その他、本市が社会通念上不適切であるとして認められないと判断する事業



### (3) 関係法令及びこれに基づく制限

#### ① 都市計画法

事業用地の全域は、都市計画法に定める市街化調整区域に該当します。都市計画法は、市街化調整区域における開発行為については、原則として開発許可が必要と定めています。ただし、一定の要件を満たす「公益上必要な建築物」については、開発許可を要しません。

本市は、本事業において本市または民間事業者が整備する施設は、河川区域であり、都市公園区域でもある事業用地において設置する建築物であるため、「河川法が適用され、または準用される河川を構成する建築物」と「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」の双方に合致することが要件と考えます。

<都市計画法> ※一部編集

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

<都市計画法施行令> ※一部編集

第21条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

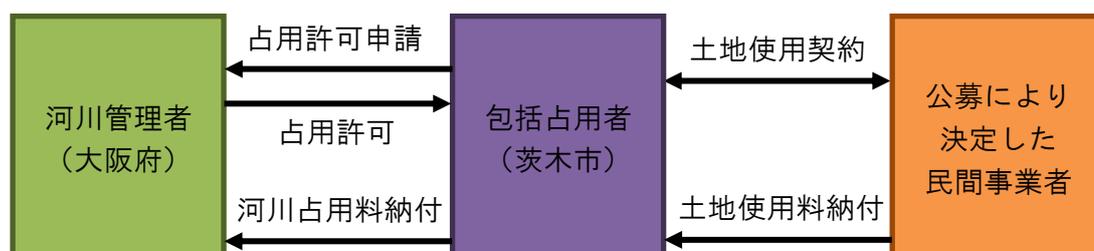
二 河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物  
三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物

#### ② 河川法

##### ■河川区域の占用

本事業では、河川区域内において、本市または民間事業者により、施設整備や継続的な事業活動を行うことを想定しています。そのため、河川区域の一部について、本市は河川管理者である府に対して一定の範囲の包括的な占用（以下、「河川占用」といいます。）の許可を申請・取得する予定です。

河川区域内において、民間事業者が自ら施設を所有する場合や、囲いを設置する等により第三者の自由な使用を妨げる等、独占的な使用を行う場合は、本市による河川占用区域の範囲内に限定して、本市と土地の使用契約を締結することにより、事業の実施が可能となります。この際、府条例で定める河川占用料相当額を、本市は民間事業者から土地使用料として徴収し、府に納付します。



## ■河川法による占用等の制限

安威川ダム周辺整備提案区域外エリア内の河川区域（ダム湖面・河川敷など、ただしダム堤体等一部を除く）については、原則として自由に利用できますが、他者の利用が阻害されるような独占的・排他的利用（工作物の設置等）を行う場合、以下の河川法上の許可が必要になります。

### <河川法> ※一部編集

（土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

また、占用に関する諸条件・諸手続は、河川敷地占用許可準則によらなければなりません。なお、本事業の実施に当たり、河川管理者である府が、河川敷地占用許可準則第22条の規定に基き、「都市・地域再生等利用区域」の指定をしています。本指定により「営業活動を行う事業者等」による占用が法的に可能となります。

### <河川敷地占用許可準則> ※一部編集

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

- 第22条 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。
- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
  - 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
    - 一 広場
    - 二 イベント施設
    - 三 遊歩道
    - 四 船着場
    - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
    - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
    - 七 日よけ
    - 八 船上食事施設
    - 九 突出看板
    - 十 川床
    - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
  - 4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる者を定めるものとする。
    - 一 第六に掲げる占有主体
    - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
    - 三 営業活動を行う事業者等
  - 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占有方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用

などにより地域の合意を図らなければならない。

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

## ■河川区域内の占有・使用に関する留意事項

河川区域内における、公園施設（民間施設）の整備・管理運営に当たっては、以下の事項を遵守するものとします。

### (7) 地中埋設物に係る留意事項

電気・上下水道・ガス・電話回線等の地中埋設物については、設置を提案できます。なお、その埋設場所や、埋設方法、線形計画等については、本市と河川管理者である府で協議の結果、変更が必要となる場合があります。

### (イ) 河川管理者との協議事項

本市は、本事業による河川区域の使用に当たっては、独占的・排他的であるかどうかに関わらず、事業契約等の締結までに河川管理者である府とその内容について協議を行い、民間事業者はその協議結果に従うものとします。

なお、河川管理者である府との協議事項については、以下の事項を想定していますが、詳細は民間事業者の提案内容を踏まえて決定していきます。

- ・使用可能範囲（冠水頻度および当該箇所へのアクセス手法への配慮）
- ・地形の変更が許容される範囲（平面及び断面）
- ・時間帯（昼間・夜間等）による使用制限
- ・自由使用と占有の考え方
- ・降雨や出水など気象状況による使用中止基準
- ・占有が原因で発生する維持管理や補修を行う範疇
- ・利用（使用）中止時における利用者への注意喚起および安全確認手法
- ・ダム湖周辺の維持管理、活性化にむけた地域活動団体の活用方法
- ・防災上必要な教育の実施と訓練の実施マニュアル、避難計画の策定

（本項目については、府審議会に事業内容を報告する際（「3（9）事業スケジュール（予定）」参照）に、必ず盛り込むこと。）

### (ウ) 民間事業者の責務

本事業において、民間事業者が河川区域を使用するに当たっては、以下の責務を負うものとします。

- ・河川管理施設の損傷防止の責務
- ・施設の利用に伴う苦情対応の責務
- ・地域との合意形成の責務（事業実施の事前説明、意見等への対応）
- ・生物や環境への配慮、水質汚濁防止の責務

## (イ) 河川管理者からの指示への対応

本事業の実施に当たり、河川管理者である府が河川法、その他の法令・条例に定める権限に基づき、本市または民間事業者に対し、整備内容・運用方法等について、改善その他の指示を行った場合、これに従うものとします。

## (オ) 河川区域使用契約終了に伴う措置

河川区域内に民間事業者が設置し、所有する施設（建築物・工作物等）について、本市との河川区域の使用契約が終了し、更新されない場合は、本市による都市公園法第5条に基づく対象施設の設置管理許可も同時に終了するものとします。

本市との河川区域の使用契約が終了する場合、民間事業者には原状回復義務が生じますが、その取扱いは、「5（5）公園施設（民間施設）の原状回復義務及び履行の担保」に準ずるものとします。

## ③ 都市公園法

### ■ 都市公園区域における施設整備

本事業における施設整備が可能な区域は、原則として本公園区域内とします。本公園区域に整備可能な施設については、下記の「■ 都市公園法による整備可能な施設」を確認してください。

### ■ 都市公園法による整備可能な施設

本公園区域内において整備可能な施設は、都市公園法第5条に基づき、本市が民間事業者に設置を許可する施設です。また、設置に関する諸条件・諸手続は、都市公園法及び関連する政令規則、条例等によらなければなりません。

<都市公園法> ※一部編集

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合には限り、前項の許可をすることができる。
    - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
    - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
  - 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
  - 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあっては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

なお、本事業における公園施設とは、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条の各項に定めるものとします。

＜都市公園法＞ ※一部編集  
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第2条 (略)

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
  - 一 園路及び広場
  - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
  - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
  - 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
  - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
  - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
  - 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
  - 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
  - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 3 (略)

＜都市公園法施行令＞ ※一部編集  
(公園施設の種類)

- 第5条 法第2条第2項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第2条第2項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
    - 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
    - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
  - 3 法第2条第2項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
    - 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
    - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
  - 4 法第2条第2項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
    - 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
    - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
  - 5 法第2条第2項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
    - 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
    - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
    - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
  - 6 法第2条第2項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
  - 7 法第2条第2項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
  - 8 法第2条第2項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

#### (4) 公園施設（民間施設）の設置や利活用に係る使用料等

##### ① 都市公園の設置管理許可に関する条件

都市公園内への公園施設（民間施設）の設置に当たっては、本市による都市公園法第5条に基づく設置管理の許可を受けて頂きます。許可の対象は、施設を設置したり民間事業者が独占的に使用したりする範囲です。

また、設置管理許可により、本市は使用料を徴収します。使用料の金額については、下表の範囲で、民間事業者が提案してください。

公園使用料

占用または使用の区分	単位	金額【単位：円】
公園施設を設ける場合	一平方メートル・一年	1,000円以上

※本表の公園使用料は現在の茨木市都市公園条例によるものではありません。民間事業者の提案を踏まえ、料金改定について検討します。

##### ② 都市公園の占用に関する条件

都市公園内への都市公園法第7条に基づく占用に当たっては、本市による占用の許可を受けて頂きます。民間事業者は使用に応じて、本市に占用料として納付してください。

公園占用料（茨木市都市公園条例より抜粋）

種別	単位	金額
法第7条第1項第1号に掲げるもの	電柱、支柱、支線柱、支線	3,400円
	電話柱、支柱、支線柱、支線	1本につき1年 1,980円
	その他の柱類	150円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 20円
	地下に設ける電線その他の線類	10円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 1,500円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 1,000円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年 3,000円
法第7条第1項第2号に掲げるもの	外径が0.1メートル未満のもの	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 200円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	400円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1,000円
	外径が1メートル以上のもの	2,000円
法第7条第1項第3号並びに政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,000円
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 1,300円
	公衆電話所	3,000円
法第7条第1項第5号及び政令第12条第2項第9号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	300円

法第7条第1項第6号に掲げるもの	占用面積 1 平方メートルにつき1日	110円
政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占用面積 1 平方メートルにつき1月	1,100円

備考

- 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 2 占用面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算し、占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げて計算する。
- 3 占用物件の長さが1メートル未満であるときは、1メートルとして計算し、1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに切り上げて計算する。
- 4 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りで計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

### ③ 都市公園の利活用に関する条件

都市公園内での公園施設（公共施設）の利活用に当たっては、本市による都市公園法第12条に基づく行為の許可を受けて頂きます。許可の対象は、民間事業者が実施する下表のような種類の行為です。

また、行為許可により、指定管理者は使用料及び利用料金を徴収します。

#### 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料及び利用料金

種類	単位	期間	金額
物品の販売その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	1日	200円
募金その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	1日	200円
業として写真を撮影する場合	1台	1日	1,000円
業として映画を撮影する場合	1箇所	1日	4,000円
競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル	1日	2円

- ※1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの使用料及び利用料金の額は、当該使用料又は利用料金の額に10割の額を加算した額とする。
- (1) 使用者が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体である場合
  - (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
- ※2 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに切り上げて計算する。

#### ④ 河川区域内の占用・使用に関する条件

河川区域内の占用に当たっては、大阪府流水占用料等条例に基づき、次頁の表のとおり、府知事が本市から占用料を徴収します。民間事業者は使用に応じて、相当額を包括占有者である本市に土地使用料として納付してください。

同表の「占用または使用の区分」及び占用範囲の考え方については、概ね以下の考え方にに基づきますが、具体的には協議によって河川管理者である府が決定します。

- ・民間事業者が施設整備またはサービスの提供に当たり、河川区域内の区画を排他独占的に利用する場合は、その区画は大阪府流水占用料等条例の対象と判断されます。
- ・ここでいう「排他独占的」とは、サービスに係る対価を支払った人のみが使用可能であることや、第三者の利用を妨げる用途を設定する場合を指します。
- ・キッチンカー等を含む収益性をともなう施設については、飲食店、売店等に区分され、1,910円/㎡・年の使用料が発生すると判断されます。

河川占用料（大阪府流水占用料等条例より抜粋）

占用または使用の区分	単位	金額(五等地) 【単位： 円】
橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する物を設置するもの	一平方メートル・一年	360
台船、浮棧橋その他流水面上におけるこれらに類する物を設置するもの（集客施設を有するものを除く。）		180
工作物（舗装を含む。）の設置を伴わないもの（物揚場等）		75
球技広場、運動場その他これらに類する物を設置するもの		105
飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの	一平方メートル一年	1,910
突出看板、広告板その他これらに類する物を設置するもの	表示面積一平方メートル一年	1,910
台船、浮棧橋その他流水面上におけるこれらに類する物を設置するもの（集客施設を有するものに限る。）	一平方メートル一年	1,910
第一種電柱	一本一年	1,000
第二種電柱		1,600
第三種電柱		2,200
外径十センチメートル未満のもの	一メートル一年	50
外径十センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		70
外径十五センチメートル以上二十センチメートル未満のもの		100
外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの		200
外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		500
外径一メートル以上のもの		1,000
地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの		4

備考

- ・「第一種電柱」とは電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち四条または五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- ・長さ、占用若しくは使用の面積若しくは表示面積が一メートル若しくは一平方メートル未満であるとき、またはこれらの長さ若しくは面積に一メートル若しくは一平方メートル未満の端数があるときは、一メートルまたは一

---

平方メートルとして計算するものとする。

- ・期間の計算については、一年未満の期間は月割計算による。この場合において、その期間が一月未満であるとき、またはその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- ・占用または使用の場所が、二種類以上の等地または区域にわたる場合は、土地占用料の高い方の等地または区域の料金により計算するものとする。
- ・占用または使用の期間が一月に満たない場合の土地占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用または使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- ・一件の土地占用料の額が100円未満の場合は百円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。

---

## (5) 公園施設（民間施設）の原状回復義務及び履行の担保

### ① 原状回復義務

本事業の開始後、事業期間の満了、途中解約、その他の事由により、本市が民間事業者に対して行う公園施設（民間施設）の設置管理許可が終了し、かつ更新の予定がない場合、民間事業者は公園施設（民間施設）を自らの負担により撤去し、許可の対象となる敷地を原状に復したうえ、本市に返還することを原則とします。ただし、本市が承諾した場合には、民間事業者は対象施設を本市に譲渡することにより、原状回復に代えるものとします。

### ② 履行の担保

公園施設（民間施設）の設置管理許可に当たり、本市は民間事業者に対し、原状回復義務の履行について、原状回復に係る費用に相当する金額の保証金を本市へ預託する等の方法による担保を求めます。

民間事業者は、原状回復に係る費用の合理的な見積書、資金計画書、撤去計画書等を本市に提出することとし、本市はその内容の妥当性を審査し、本市と民間事業者で協議の上で、履行の担保の方法を決定することとします。

## (6) リスク分担

民間事業者と市のリスク分担は、原則、以下のリスク分担表の内容を想定しています。  
具体的には、本市と選定された民間事業者との協議によって決定していきます。

リスク分担表（民間施設の設置管理運營業務等）

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		本市	民間事業者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価・賃金の変動	物価や人件費の変動に伴う経費の増		○
資金調達	民間事業者が計画する事業に関する資金調達		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、 その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（民間施設 設置管理運営等の業務に影響を及ぼすもの）	○	○
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び 他の項目に記載されている以外のもの）		○
不可抗力の事態	戦争、暴動、災害、そのた不可抗力による事業の延 期・中止・変更及び費用の変動（※1）		○
事業用地の確保	事業用地（河川区域内）の占用許可（※2）	○	○
	事業用地（河川区域内）の瑕疵	○	
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税、消費税、固定資産税に関するもの		○
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等民間事業者が提案した内容の誤りによる もの		○
	募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由に よる事業の変更	政治、行政的理由から、事業の継続に支障が生じた場 合又は事業の内容変更が生じた場合の経費及びその後 の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	○
事業の遅延・中断・ 中止	民間事業者の責めによるもの（民間事業者の破綻含 む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	施設の設置に対する住民及び施設利用者からの反対、 苦情、要望への対応	○	○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、 苦情、要望への対応		○
	地域との協調		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等 の維持補修	全ての施設・設備・備品等の維持補修		○
施設・設備・備品等 の損害	全ての施設・設備・備品等の損害		○
第三者への賠償	事業者としての注意義務を怠ったことにより損害を与 えた場合		○
	市の責めによるもの	○	

	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	○
セキュリティ	事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
事業からの撤退	公園施設（民間施設）の全部または一部の撤退に要するコスト（※3）	○	○

※1：不可抗力により生じる、民間事業者の営業リスクは民間事業者の負担とします。本市は、事業の延期・中止・変更に伴う営業補償は行いません。

※2：河川管理者である府から本市が取得する包括占用許可については、本市の責任とします。一方、民間施設の整備・管理運営の内容により事業実施が認められない、または許可が更新されない場合は、民間事業者の責任とします。

※3：公園施設（民間施設）の全部または一部の施設または運営事業者が撤退する場合において、その後の事業継続及び公園施設の管理運営方法について、本事業の基本協定の締結者が協議を行うものとします。

## 6. 応募、民間事業者の選定に関する事項

### (1) 募集・選定方法

#### ① 募集概要

本公募は、「**3(4) 民間事業者の事業範囲**」に示す事業をについて、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、令和7年7月から「指定管理者制度」を導入することから、指定管理者候補者を公募し、その選定を行います。

#### ② 選定方法

別紙「**事業候補者選定基準**」に基づき、一定の評価に達する事業の提案を行った民間事業者1社（または1グループ）を選定します。ただし、一定の評価に達する事業の提案がない場合は、民間事業者を選定することなく、公募を終了します。

#### ③ 募集・選定スケジュール

本公募の募集、選定のスケジュールは以下のとおりです。

##### 募集・選定スケジュール

日程・期間	事項
令和6年(2024年)8月9日(金)	募集要項等の公表
令和6年(2024年)8月9日(金) ～令和6年(2024年)8月23日(金)	説明会・現地見学会参加の受付期間
令和6年(2024年)8月28日(水)	説明会・現地見学会
令和6年(2024年)8月28日(水) ～令和6年(2024年)10月11日(金)	参加資格審査に対する質疑の受付期間
令和6年(2024年)10月18日(金)	参加資格審査に対する質疑の回答 (市ホームページにて回答掲載)
令和6年(2024年)8月28日(水) ～令和6年(2024年)11月11日(月)	指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置 に対する質疑の受付期間
令和6年(2024年)11月18日(月)	指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置 に対する質疑の回答 (市ホームページにて回答掲載)
令和6年(2024年)10月18日(金) ～令和6年(2024年)11月8日(金)	参加資格審査に関する提出書類の受付期間
令和6年(2024年)11月15日(火)	参加資格確認結果の通知
令和6年(2024年)11月18日(月) ～令和6年(2024年)12月20日(金)	事業計画書、収支予算書の受付期間
令和7年(2025年)1月	公募、プレゼンテーションに対する質疑応答
令和7年(2025年)1月	指定管理者候補者選定委員会において審査、 選定 応募者へ結果を通知
令和7年(2025年)3月	市議会に指定に関する議案提出 可決後、6月までに協定書締結
令和7年(2025年)7月1日	指定管理者による管理の開始

## (2) 参加者の備えるべき要件

### ① 本公募への参加方法

本公募には、以下の形態で参加できます。

- (ア) 単独の法人等（法人格を有していること、法人税法第 3 条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合（有限責任事業組合等）等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。以下同じ。）
- (イ) 複数の法人等によるグループ（この場合、本市との連絡窓口となる、代表法人等と、その他の法人等を定めるものとします。）

### ② 参加者の要件

本公募に参加できる方は、「6（4）①選定方法」に示す参加資格確認基準日において、以下の要件を満たすものとします。

なお、複数の法人等によるグループが応募する場合、グループを構成する事業者の全てが以下の (ア)～(ク) の要件を満たすものとします。

- (ア) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (イ) 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - a 国税、都道府県税を滞納している法人等
  - b 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人等
  - c 旧商法第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人等
  - d 破産法第 19 条の規定により破産の申立てをしている法人等
  - e 会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人等
  - f 民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人等
- (ロ) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- (ハ) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- (ニ) 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (ホ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- (ヘ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない法人等でないこと。
- (ト) 次の各号に該当する者が役員となっていないこと。
  - a 破産者で復権を得ない者
  - b 法律行為を行う能力を有しない者

- 
- c 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - d 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - e 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - f 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等の構成員
- (㌾) 以下に該当するものでないこと。
- ・ 本公募に関する支援業務を受託している者またはそれに関連がある者
- ※ 本公募に関する支援業務を受託している者は以下のとおりです。
- 株式会社地域計画建築研究所（本社：京都市）
- ※ 関連がある、とは、これらの者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること、もしくは人事面で代表者または役員がこれらの者の代表者または役員を兼ねていることのいずれかをいう。

### ③ 複数応募の禁止

1つの法人が、複数の応募グループに参加することはできません。

### (3) 申込方法

#### ① 募集要項等に対する質問について

質問は、提出後、原則として本市ホームページにて随時に回答とともに公表します。なお、質問内容が個々の提案内容に関わると本市が判断する場合は、質問者に対し個別に回答することがあります。また、本市より質問内容について質問者に内容を確認する場合があります。

##### (7) 参加資格審査に関する質問

質問期間 令和6年(2024年)8月28日(水)から令和6年(2024年)10月11日(金)まで

※質問内容は、参加資格審査の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 令和6年(2024年)10月11日(金)までに、「参加資格審査に関する質問フォーム(茨木市ホームページに掲載)」より、質問票(様式9)を添付し、送付してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、北部整備推進課ホームページ内にて令和6年(2024年)10月18日(金)を目途に公表します。

##### (4) 指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置に関する質問

質問期間 令和6年(2024年)8月28日(水)から令和6年(2024年)11月11日(月)まで

※質問内容は、指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 令和6年(2024年)11月11日(月)までに、「指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置に関する質問フォーム(茨木市ホームページに掲載)」より、質問票(様式9)を添付し、送付してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、北部整備推進課ホームページ内にて令和6年(2024年)11月18日(月)を目途に公表します。

募集に関するスケジュール等の簡易な質問等については随時受付します。

#### ② 説明会・現地見学会について

日時 令和6年(2024年)8月28日(水)

午前10時から12時(説明会)、午後1時30分から午後3時(現地見学会)

※説明会の終了時刻及び現地見学会の開始時刻・終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

場所 (説明会) 安威川ダム管理所 会議室

(現地見学会) ダムパークいばきた(風の丘ゾーン)

内容 申請及び要求水準書についての説明及び質疑応答、及び施設見学

申込方法 令和6年(2024年)8月9日(金)から令和6年(2024年)8月23日(金)ま

で、「指定管理者候補者募集説明会参加申込フォーム（茨木市ホームページに掲載）」より、申し込みください。参加者数は1団体あたり2名までとします。

その他 現地見学会・説明会への参加は必須ではありませんが、応募予定の法人は、できる限り参加してください。

質疑応答の内容については「6（3）① 募集要項等に対する質問について」の回答に合わせて北部整備推進課ホームページ内にて公表いたします。

別日を希望される民間事業者は、事務局まで電子メール等で連絡があれば随時説明会・見学会を行います。

### ③ 申請の手続き及び提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。正本及び副本については、ファイルに綴じ、インデックスを作成する等、見やすく整理してください。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (ア) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (イ) 団体概要書兼類似施設事業実績書（様式2）
- (ウ) グループ構成書（様式3）
- (エ) グループ協定書兼委任状（様式4）
- ※(ウ)及び(エ)は、グループ応募の場合のみ提出してください。
- (オ) 事業計画書（様式5）
- (カ) 収支予算書（様式6）
- (キ) 応募資格を満たす旨の誓約書（様式7）
- (ク) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (ケ) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (コ) 国税・地方税納税証明書（「納税証明書その3の3」など未納額がないことの証明書）
- (ク) 市税の納税確認同意書（様式8）
- (フ) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告（申請日直近の過去2期分）など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。

※グループ応募の場合、(ア)はグループとして作成してください。

※グループ応募の場合、(イ)及び(ウ)～(フ)は、構成団体ごとに提出してください。

※申請者の発行済株式の50%超を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合、(ウ) (ウ)は親会社の書類についても提出してください。また、(フ)は親会社の連結ベースの書類についても提出してください。

※申請者が、他の会社の発行済株式の50%超を保有している親会社（株式会社に限る）である場合、(フ)については、申請者単独のものに加えて、子会社等との連結ベースの書類も提出してください。

※提出された書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、提出後に書類を修正することはできません。（ただし、字句の修正など市が認める軽微なものを除く。）

※各提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

申請書類は、次の提出期間内、提出場所に提出してください。郵送での提出の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで期限内必着とします。

提出期間・部数

ア 本要項6(3)③ (ア)～(エ)、(キ)～(フ)

提出期間：令和6年（2024年）10月18日（金）～令和6年（2024年）11月8日（金）

---

部数 : 正本1部、副本2部  
データ一式 (使用ソフトはWord,Excel,PowerPoint,PDFに限ります)

イ 本要項6(3)③(㊦)(カ)

提出期間 : 令和6年(2024年)11月18日(月)～令和6年(2024年)12月20日(金)

部数 : 8部、データ一式 (使用ソフトはWord,Excel,PowerPoint,PDFに限ります)  
(いずれも、土日・祝日を除く)

提出時間 午前9時から午後5時まで

提出場所 茨木市都市整備部北部整備推進課窓口

## **(4) 選定方法**

### **① 資格審査**

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、令和6年(2024年)11月15日(火)までに応募者に通知し、指定管理者候補選定委員会には上程いたしません。

参加資格確認の基準日は、令和6年(2024年)10月18日(金)とします。なお、参加資格の確認に当たり、(2)②(ウ)に示す要件を満たしているかどうか、本市にて関係当局に事業者名の照会を行うことがあります。

参加資格確認結果において、参加資格がないとされた事業者等は、令和6年(2024年)11月29日(金)午後5時15分までに、本市に対し書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができます。

### **② 事前審査(応募者が6団体以上の場合)**

円滑な審査のため、事前審査を行い、プレゼンテーションに進める団体を5団体に限定します。

### **③ 指定管理者候補者選定委員会**

指定管理者候補者の選定は、茨木市指定管理者候補者選定委員会(外部有識者で構成)で選定します。選定は、提出書類及びプレゼンテーションに基づく採点方式とし、各委員の合計点数が最も高い団体を指定管理者候補者、次に合計点数が高い団体を次点者として選定します。

### **④ プレゼンテーション及び質疑応答の実施**

プレゼンテーションについては、動画により実施しますので、事前に動画を作成し、市に提出していただきます。内容については、原則、事業計画書に沿ったものとし、説明時間や提出期限については、資格審査(または事前審査)後別途通知します。

質疑応答については、指定管理者候補者選定委員会(1月開催予定)において、実施します。

### **⑤ その他**

- (ア) 市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は応募者に対するヒアリングを実施することがあります。
- (イ) 各委員による評価の総合計点数が満点の60%に達する団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとする場合があります。
- (ウ) 一部の評価項目については、最低基準を設けており、委員の過半数が「非常に劣る」と判断した場合は、他項目の点数によらず、失格とします。
- (エ) 指定管理料について、市の定める上限額を超えている場合は、失格とします

## (5) 審査および事業候補者の決定

### ① 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、指定管理者候補選定委員会には上程いたしません。

### ② 事業候補者及び次点候補者の決定

本市は、選定委員会の審査結果に基づき、応募者から事業候補者及び次点候補者を決定します。

### ③ 事業候補者及び次点候補者の公表

事業候補者及び次点候補者の決定後、本市は、審査結果、事業候補者及び次点候補者の名称、事業候補者及び次点候補者の提案概要を公表します。

## (6) その他

- ① 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払い等はいたしません。
- ② 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することがあります。
- ③ 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- ④ 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- ⑤ 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- ⑥ 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- ⑦ 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ⑧ 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実でない認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取り消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- ⑨ 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で該当施設を使用する場合は、協力していただきます。
- ⑩ 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置づけられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営の支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとします。
- ⑪ ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の管理運営業務に当たり、指定管理者が法人市民税等の納税義務を負う場合があります。
- ⑫ 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施してい

---

ただきます。

- ⑬ 指定の期間中の本施設において、本市の自主財源確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツを導入する可能性があり、導入後においては、施設等における印刷物、ホームページ、イベント等の広報において、愛称を使用するものとします。

## 7. その他

### (1) 事務局

本募集の事務局は、以下のとおりです。

【事務局】	茨木市 都市整備部 北部整備推進課	担当：萩、柴田、川島
	TEL：072-620-1609 / FAX：072-620-1730	
	E-mail：hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp	

### (2) 募集要項の公開

本募集要項は、本公募の終了までの間、以下のとおり、本市ホームページにて公開します。

**※本市ホームページ「ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者候補者を募集しています」URL**

**<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/64868.html>**

### (3) 募集要項関連資料の構成

本募集要項及び関連する資料の構成は以下のとおりです。いずれの資料も募集要項の公開期間中は、公開場所にてダウンロードすることが可能です。応募者はこれらの資料を公開場所にて入手してください。

資料名称	略称	形式
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）指定管理者募集要項	募集要項	PDF
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）要求水準書	要求水準書	PDF
山とまちをつなぐ「ハブ拠点」としての安威川ダムを目指して（※）	—	PDF
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）選定基準	選定基準	PDF
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）指定管理者募集要項 様式集	様式集	Word Excel

※安威川ダム周辺で活動中もしくは活動していた団体の資料です。事業契約後の連携を期待していますが、事業契約前の接触はお控えください。

参考 本市ホームページ URL

安威川ダム周辺整備基本構想について

[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadam\\_syuhenseibi.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadam_syuhenseibi.html)

安威川ダム周辺整備基本計画を策定しました

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadamkihonnkeikaku/50764.html>

ダムパークいばきたとその周辺をみんなで使いこなしませんか

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/dampromotion/damworkshop.html>

#### (4) 募集要項等の修正等

本募集要項及び募集要項関連資料に修正、変更、追加等があった場合は、本市ホームページにて速やかにお知らせします。

#### (5) 募集の凍結・中止

本事業の実施に当たり必要となる本市議会における議案の否決や政策変更、天変地異等により、やむを得ない事情のある場合は、本公募を凍結し、または中止する場合があります。この場合、本市及び応募者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、また、相互に債権債務関係は生じないものとします。

#### (6) 損害賠償規定

本公募の参加、及び提案書類の作成及びその他これに関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。

#### (7) 本募集要項等の目的外利用の禁止等

本市から提供された関連資料等は、本公募への応募のために利用する以外は利用を認めません。

#### (8) 本公募への参加費用の負担

本公募への参加及び提案書類の作成に係る費用については、各応募者の負担とします。

#### (9) 本募集要領で使用する省略表記

本募集要領で使用する省略表記の意は、以下のとおりです。

省略表記	意味
E.L.	Elevation Level、標高
F.H.	Formation Height、計画高さ

以上

令和 年 月 日

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

（例）

- (1) 団体概要書兼類似施設事業実績書（様式2）
- (2) グループ構成書（様式3）
- (3) グループ協定書兼委任状（様式4）
- (4) 事業計画書（様式5）
- (5) 収支予算書（様式6）
- (6) 応募資格を満たす旨の誓約書（様式7）
- (7) 規約・定款
- (8) 法人の登記事項証明書
- (9) 国税・地方税納税証明書
- (10) 市税の納税確認同意書（様式8）
- (11) 貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
- (12) …

団体概要書兼類似施設事業実績書

令和 年 月 日現在

フリガナ 団体名			
代表者名 役職 氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地	〒	職員数 (団体構成人数)	
経営理念 (沿革)			
業務内容			
類似施設における事業実績			
類似施設事業名	内 容		実績年数
応募に関する担当者および連絡先			
所属部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

グループ構成書

令和 年 月 日

代表団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	

様式 4

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先) 茨木市長

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

件名	ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）指定管理者
----	------------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、茨木市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの名称	
グループの代表団体（受注者）	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
グループの事務所所在地	
グループの構成団体（委任者）	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
グループの成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また、当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

## ダムパークいばきた（風の丘ゾーン） 管理運営事業計画書

○事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いませんが、ページ数は1～5については1設問に対して1ページ以内、6～9については1設問に対して2ページ以内に収めてください。

○写真等、補足事項については、別紙参照とし、こちらの事業計画書には要点を絞り、記載してください。

○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。

（指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。）

○選定された場合、当事業計画書は、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

## 1. 管理運営の基本方針と意欲

## 【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

安威川ダム周辺整備基本構想に示す北部地域の活性化の視点を踏まえたうえ、ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理業務を実施するにあたっての目標や基本方針を示してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

## 【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

基本方針をもって、ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の施設の効用を最大限発揮させるための考え方や方策等を提示してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。



3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。	はい		いいえ
イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。	はい		いいえ
イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)			
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方 や提案を記載してください。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数		主な 雇用職種	主な 就職困難事由
(2) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

公園施設（公共施設）の管理運営にあたって、事業の円滑な推進、安全性の確保に必要な人員体制等を提案してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※要求水準書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルの整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】開業時間			
<p>(1) 予定している開業時間を記載してください。</p> <p>【参考】</p> <p>○公園施設 午前10時から午後5時</p> <p>○ダム管理所 (小中学校夏休み期間(令和6年は7月19日～8月25日)以外の平日、12月1日～3月31日の土日祝日及び12月29日～翌年1月3日) 午前11時半から午後4時半 (4月1日～11月30日の土日祝日及び小中学校夏休み期間中の平日) 午前10時半から午後4時半</p>	公園施設	開業時間	
	ダム管理所	開業時間	
<p>(2) 開業時間の設定の考え方を記載してください。</p>			

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(1) 利用者目標値を記入してください。

指標 \ 年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
公園施設（人）										

(2) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。

(3) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】各指定管理事業の具体的な方策について

各指定管理事業について、考え方や具体的な方策を記述してください。

市内の他公園の利用状況や管理状態を踏まえる等、創意工夫が凝らされた具体的な提案してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

【4—5】自主事業の実施計画				
(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。				
1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	

## 6. 民間施設の整備方針と整備内容

### 【6】民間施設の整備方針と整備内容

民間施設の整備方針と整備内容を記載してください。

提案内容には以下の事項を含めて下さい。その他、提案にあたり、応募者が必要と考えるものがあれば、追加しても構いません。

募集要項に示す整備要件の留意のうえ、機能・施設の提案を行ってください。また、提案にあたり、参考とした実績や類似施設等があれば補足してください。

提案にあたっては、1にて提案していただく管理運営の基本方針との関係を説明してください。

施設の設置にあたり、安全面で配慮すべき事項を整理のうえ、必要と考える措置について説明してください。

提案していただいた機能・施設ごとに、利用者の人数や属性についての考え方を示して下さい。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

## 7. 民間施設の管理運営の考え方と方策

### 【7】民間施設の管理運営の考え方と方策

民間施設の管理運営の考え方と方策を記載してください。

提案内容には以下の事項を含めて下さい。その他、提案にあたり、応募者が必要と考えるものがあれば、追加しても構いません。

公園施設（民間施設）の管理運営にあたって、事業の円滑な推進、安全性の確保に必要な人員体制を提案してください。また、従業員の雇用や福祉、人材育成の考え方を示してください。

施設の運営にあたり、安全面で配慮すべき事項を整理のうえ、必要と考える措置について説明してください。

公園施設（公共施設）の管理運営にあたって、環境への配慮について提案してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

## 8. 民間施設のサービス向上の考え方と方策

### 【8】民間施設のサービス向上の考え方と方策

民間施設のサービス向上の考え方と方策を記載してください。

提案内容には以下の事項を含めて下さい。その他、提案にあたり、応募者が必要と考えるものがあれば、追加しても構いません。

民間施設の利用者に質の高いサービスを提供するため、以下の点について提案してください。

- ①休日、開業時間
- ②提供するサービスの内容

民間施設の運営、イベントの開催や自主事業の実施等を通して、多くの来訪者が訪れるための、利用促進・サービス向上に向けた方策や工夫を提案してください。

継続的な事業に必要な集客数・収入の見込みと、収入低下リスクへの対応方針について説明してください。

施設の設置管理許可が終了する際に、許可を更新するか、自らの負担で撤去するか、本市に譲渡するか整理のうえ、必要と考える措置について説明してください。

公園施設及び公園利用者への配慮した計画となっているか説明してください。

※提出時はこのテキストボックスを削除してください。

9. 収支計画

【9-1】公園使用料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【9-2】民間施設の収支計画	

## 労働福祉の考え方 チェックシート

※事業計画書とともに提出してください。

→ 指定管理者が再委託先に提出させる場合は削除

項目	確認内容	チェック欄 (○をつけてください)		
		はい	いいえ	対象外
労働条件の明示	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件を明記した書面を交付している。【労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条】			
就業規則	就業規則を作成し、労働基準監督署に届出し、また、事業所に備え付ける等の措置により労働者に周知している。 ※常時10人以上雇用している場合【労働基準法第89条、90条、106条】			
時間外・休日労働	時間外・休日労働させる場合、あらかじめ労使で書面による協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出している。【労働基準法第36条】			
	法定労働時間を超えた場合、所定の割増賃金を支払っている。【労働基準法第37条】			
賃金	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支払っている。【労働基準法第24条】			
	最低賃金額以上の時間給を支払っている。【最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条】			
労働時間	所定労働時間を適正に定めている。また、労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録している。【労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成13年基発第339号）】			
	休日・休暇の付与及び管理を適正に行っている。【労働基準法第35条、39条】			
社会保険等	雇用保険・労災保険への加入手続が適正に行っている。【雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2、第15条、第19条】			
	健康保険と厚生年金保険の手続を適正に行っている。 ※対象事業所のみ【健康保険法（大正11年法律第70号）第3条、35条、48条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条、9条、13条、27条】			
安全衛生関係	雇い入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条】			
	産業医・衛生管理者（該当業種の場合は安全管理者も）を選任し、労働基準監督署に報告している。 ※常時50人以上雇用している場合【労働安全衛生法第11条、12条、13条】			
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳を作成し、保存している。【労働基準法第107条、108条、109条】			

労働関係法令の遵守状況について、上記のとおり申し出ます。

令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表者 〇〇 〇〇 印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

収支予算書 令和〇〇年度～令和〇〇年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	N+4 年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	N+4 年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	N+4 年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	N+4 年度	積算内訳
〇〇事業費 等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	N+4 年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名 印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の応募資格を満たしていることを誓約します。

記

（募集要項または申請要項に記載した「応募資格」を列挙）

- ① 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ② 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
  - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人
  - ウ 旧商法第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
  - エ 破産法第 19 条の規定により破産の申立てをしている法人
  - オ 会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
  - カ 民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ③ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑦ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない法人でないこと。
- ⑧ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員等の構成員

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) (指定管理者) ○○○○○○

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名 印

※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。

下記を満たしていることを誓約します。

### 記

- ① 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ② 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
  - イ 本市の市税(市に対して納税義務がある場合に限る。)を滞納している法人
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ③ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により茨木市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑦ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員等の構成員

様式 8

市 税 の 納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者指定申請にあたって、市が当団体における市税の納税状況を確認することに同意します。

## 質問票

ダムパークいばきた(風の丘ゾーン)参加資格審査に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

## 質問票

ダムパークいばきた(風の丘ゾーン)指定管理業務・公園施設(民間施設)の設置に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン） 要求水準書

令和6年8月

茨木市

## 目 次

1	指定管理業務の基本方針	5
2	施設の概要	5
3	指定管理者が行う業務	7
3-1	業務分担	7
3-2	運営管理	7
	(1) 組織体制	7
	(2) 施設運営	8
	(3) 園内巡視	9
	(4) 情報発信・情報収集	10
	(5) 公園内の拾得物の取扱い	10
	(6) 公園内の動物の取扱い	11
	(7) 団体利用者との調整について	11
	(8) 園内の車両通行の取扱い	11
	(9) 公園利用者の受動喫煙防止対策について	12
	(10) 本公園におけるドローンへの対応	12
	(11) 気温が高い日の公園施設の利用について	12
	(12) 市から公園施設に係る要請等があった場合の対応	12
	(13) 公園利用の促進	13
	(14) 各種研修会	13
	(15) 管理人常駐時間外の対応について	13
	(16) エリアマネジメント事業について (本公園内)	13
	(17) エリアマネジメント事業について (本公園外)	13
	(18) 他市町村等からの行政視察	13
	(19) 環境への配慮	14
	(20) 障害者差別の解消	14
	(21) 新たな業務の実施	14
3-3	維持管理	14
	(1) 植物管理	14
	(2) 施設管理	18
	(3) 点検	19
	(4) 備品等の帰属	20
	(5) 清掃	20

(6) 工事	22
(7) 指定管理業務における公園施設の改修、補修、修繕等について	22
(8) 市への報告	23
3-4 行政処分	24
(1) 行為許可(条例第3条許可)	24
(2) 占用許可(条例第6条許可)	25
(3) 許可の変更	25
(4) 許可の取消	26
(5) 利用料金の収受	26
(6) 利用料金領収証書	27
(7) 利用料金の還付	27
(8) 利用料金の減免	27
(9) 監督指導	27
(10) 原状回復	27
(11) その他	28
3-5 自主事業	30
(1) 目的	30
(2) 民間公園施設の設置	30
(3) ソフト事業(イベント・プログラム等)	31
(4) 物品販売	31
(5) 自主事業の実施に当たって	31
4 法令管理	32
(1) 管理に当たって遵守すべき法令等	32
(2) 情報管理	33
(3) 公租公課の取扱い	33
(4) 不当な要求に係る届け出等	33
(5) 法令改正	33
5 安全対策	33
(1) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立	33
(2) 労働災害及び公衆災害の防止	34
(3) 異常気象時等の対応	34
(4) 救護	36
(5) 自動体外式除細動器(AED)	36
(6) 衛生管理	36
(7) 事件・事故への対応	36
(8) 不法占拠対策	37

	(9) 不法投棄	38
6	計画・報告・記録等	38
	(1) 年度計画	38
	(2) 報告義務	40
	(3) モニタリング	41
	(4) 指定の取消し等	43
	(5) 再委託等について	43
	(6) リスク管理	43
	(7) 引継ぎ事項	45
	(8) 検査・監査への協力	46
	(9) 市が実施する事業への協力	46
	(10) 来園者数調査について	47
	(11) 苦情等対応簿・苦情等集計表	47
	(12) 指定管理に係る情報の提示	47
	(13) 適正な公金管理について	47
7	その他	47

別紙 1	管理施設一覧
別紙 2	安全管理要領
別紙 3	維持管理内容
別紙 4	除草範囲図

※ 本要求水準書では、以下の法令等の記述について次のとおり表記する。

茨木市	市
大阪府	府
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）	本公園
都市公園法	法
都市公園法施行令	施行令
都市公園法施行規則	施行規則
茨木市都市公園条例	条例
茨木市都市公園条例施行規則	条例施行規則

## 1 指定管理業務の基本方針

市は、安威川ダム周辺整備基本構想及び同計画において、ダム周辺エリアを市北部地域の「ハブ拠点」と位置づけている。指定管理者は、本公園においてダムがつくる景観と、周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所を形成するとともに、エリアマネジメントに参画し、ダムパークいばきた（湖畔ゾーン）指定管理者と連携して北部地域の活性化をめざす管理運営を行うこと。

また、本公園は、広域的な利用を目的とする都市公園としてレクリエーションの場の提供、都市環境の保全・創出、緑のネットワークの形成、都市の防災機能、都市の景観形成機能等様々な機能を有し、その役割を果たしている。

指定管理者は、本公園が地方自治法第 244 条に規定する公の施設であることから、正当な理由がない限り、公園利用者が本公園を利用することを拒んだり不当な差別的取扱いをせず、公平・平等に公園を利用できるよう十分に配慮するとともに、本公園の特性や役割を十分に理解した上で、施設の運営管理・維持管理を、創意工夫をもって行うものとする。

## 2 施設の概要

### (1) 施設名称

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）

### (2) 所在地

茨木市大門寺 157-1 ほか地内

### (3) 開園時間

ア 本公園（駐車場（ダム管理所周り）を除く）

午前 9 時から午後 5 時

イ 駐車場（ダム管理所周り）

午前 0 時から午前 0 時

ウ ダム管理所

（小中学校夏休み期間（令和 6 年は 7 月 19 日～8 月 25 日）以外の平日、12 月 1 日～3 月 31 日の土日祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

午前 11 時半から午後 4 時半

（4 月 1 日～11 月 30 日の土日祝日及び小中学校夏休み期間中の平日）

午前 10 時半から午後 4 時半

上記の時間を基本とし、事業者の提案に基づき、その他の時間に開園する場合は、アについては市と事業者で隣接地元自治会に協議し、ウについては府と協議し承諾を得たうえで開園時間を決定する。

(4) 開園日

1月1日から12月31日

(5) 公園面積

約3.1ha 指定管理区域については、別紙1「管理施設一覧」参照

(6) 施設内容

ア 本公園区域内

(ア) トイレ棟 平屋 57.68 m<sup>2</sup>

a 男子トイレ : 大便器2個、小便器3個、洗面器2個、掃除流し1個

b 女子トイレ : 大便器3個、子ども用小便器1個、洗面器2個、掃除流し1個

c バリアフリートイレ : 大便器1個、洗面器1個

d 手洗い : 水道3口

e 倉庫 : 9.72 m<sup>2</sup>

(イ) 駐車場 (ダムパークいばきた (風の丘ゾーン))

a 乗用車駐車場 : 54台

b 身障者用駐車場 : 2台

c バイク駐車場 : 15台

(ロ) 駐車場 (ダム管理所周り)

a 乗用車駐車場 : 8台

b 身障者用駐車場 : 1台

(エ) エントランス広場 : 約350 m<sup>2</sup>

(オ) 芝広場 : 約1,000 m<sup>2</sup>

(カ) 園路

(キ) 管理通路

(ク) せせらぎ水路

(ケ) サークルベンチ : 1基

(コ) 民間公園施設 (提案内容の通り)

イ 本公園区域外

(ア) ダム管理所

a 男子トイレ : 大便器2個、小便器3個、洗面器2個、掃除流し1個

b 女子トイレ : 大便器2個、洗面器2個

c バリアフリートイレ : 大便器1個、洗面器1個

d 会議室 : 59.93 m<sup>2</sup>

e 倉庫 : 15.00 m<sup>2</sup>

f 湯沸室 : 6.94 m<sup>2</sup>

(7) 施設の図面等

別紙1「管理施設一覧」参照

※指定管理者は、茨木市都市公園条例施行規則第2条第3項に基づき、開園時間及び休館日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

### 3 指定管理者が行う業務

#### 3-1 業務分担

指定管理者と市の主な業務分担は、次の「業務分担表」による。

ダム管理所は公園区域外であり、にぎわい創出と使用上の管理業務のみを想定している。

【 業務分担表 】

項 目	指定管理者	市
公園の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、市民協働、自然環境保全、利用促進活動等）	○	
公園施設の維持管理（植物管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修・修繕、安全衛生管理、光熱水費支出等）	○	
公園施設の物品管理	○	
非常時における初動対応（待機連絡体制確保、自主的な情報収集、被害・避難状況調査及び報告、緊急応急措置、利用者の安全確保、避難者の誘導等）	○	指示・協力
災害復旧（本格復旧）	（応急復旧）	○
公園施設の整備、改修 ※ 指定管理者は、公園の魅力を高めるため、指定管理者自身の投資によって、利便性や快適性の向上に資する建物や施設の設置・改修等を行うことができる。	（公園施設の整備、改修に必要な管理面の情報提供等）	○
包括的管理責任（管理瑕疵及び指定管理者に改善指示をしたが対応しなかったものを除く。）		○

#### 3-2 運営管理

運営管理業務の内容は、原則として本要求水準書によるほか、毎年度作成される年度計画書に記載される事項によるものとする。

また、季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

##### (1) 組織体制

ア 公園を良好かつ十分に管理運営できる職員配置・組織体制を確保すること。

イ 公園の特性や施設内容に応じて必要な有資格者を配置し、良好な管理運営に努める

こと。

ウ 職員が執務する管理事務所を公園内又はその周辺で指定管理者自らの負担により確保すること。

現在は、トイレ倉庫を管理事務所として活用しており、以下の事務用品を設置している。

品名	数量
机	1台
椅子	1脚
オープン棚	1台
スポットクーラー	1台

なお追加で業務に必要な事務用品、通信機器及び電話回線、パソコン端末及びインターネット回線等がある場合は、指定管理者が用意すること。

エ 管理技術、接遇態度の向上等、職員の能力育成（定期研修等の実施）に努めること。

オ 指定管理者は、業務執行体制及び事務分担表を作成し、協定締結後、速やかに市に通知しなければならない。また、通知内容に変更が生じたときも同様とする。

カ 職員は、総括管理責任者もしくは副総括管理責任者1名、小中学校夏休み期間（令和6年は7月19日～8月25日）以外の平日、12月1日～3月31日の土日祝日及び12月29日～翌年1月3日はスタッフ1名以上、4月1日～11月30日の土日祝日及び小中学校夏休み期間中の平日はスタッフ2名以上を配置するものとする。総括管理責任者もしくは副総括管理責任者は、他の指定管理施設と兼ねることができる。また市内に営業所、事業所を有しておれば、そこでの配置も認められる。

総括管理責任者もしくは副総括管理責任者は、以下の基準に基づいて配置すること。

(ア) 総括管理責任者（管理事務所長）

本公園全体の管理運営に関わる総責任者として、管理業務や対外業務、指揮監督等の全体業務を総括する立場にあり、本公園全体の経営や管理運営（運営管理・維持管理）を円滑かつ効果的に総合マネジメントするものとする。

総括管理責任者（管理事務所長）は、正規雇用とし、1人配置するものとする。

(イ) 副総括管理責任者の配置（総括管理責任者の不在時の対応）

総括管理責任者（管理事務所長）が不在（出張又は法定休日等）の際に、管理運営に支障を来さないよう、別に副総括管理責任者（副所長）を定め、総括管理責任者（管理事務所長）不在時には、必ず副総括管理責任者（副所長）が管理運営の対応ができるようにすること。

副総括管理責任者は、常勤職員とする。

(2) 施設運営

ア 公園施設

2(4)で規定する運営日、2(3)アで規定する開園時間内は、運営するものとする。

事業者の提案に基づき、その他の時間に開園する場合は、市と事業者で隣接地元自治会に協議し、承諾を得たうえで開園時間を決定する。

イ 駐車場（ダムパークいばきた（風の丘ゾーン））

2(4)で規定する運営日、2(3)アで規定する開園時間内は、運営するものとする。事業者の提案に基づき、その他の時間に開園する場合は、市と事業者で隣接地元自治会に協議し、承諾を得たうえで開園時間を決定する。

管理事務所に管理人が常駐していない時間においても、トラブル時の対応が可能となるよう適切な体制をとること。

駐車場料金は無料である。

また、来園者が多く見込まれる時期は、駐車車両の誘導、園内の効率的な使用等を配慮して、良好な周辺環境の維持に努めるものとし、渋滞対策等の観点から桑原ふれあい運動広場駐車場との利用調整をしたり、イベントの開催内容を考慮したりする等、何らかの対策をすること。

ウ 駐車場（ダム管理所周り）

2(4)で規定する運営日、2(3)イで規定する開園時間内は、運営するものとする。事業者の提案に基づき、開園時間等を変更する場合は、市と事業者で府に協議し、承諾を得たうえで開園時間等を決定する。

駐車場料金を無料である。

エ ダム管理所

2(4)で規定する運営日、2(3)ウで規定する開館時間内は、運営するものとし、開所時間中は管理者を一人常駐すること。

事業者の提案に基づき、その他の時間に開園する場合は、市と事業者で府に協議し、承諾を得たうえで開園時間を決定する。

またダム管理スペースには立ち入らないこと。

(3) 園内巡視

ア 巡視体制

指定管理区域全体について1日2回巡視をおこなう。公園の巡視計画（各巡視業務の内容、手順、方法、ルート、所要時間、携行資機材、日報様式等）を定めて、巡視を行い、巡視実施結果を日報に記載すること。

※日報様式は、任意とするが「イ 巡視業務」の実施結果が確認できる様式とすること。

イ 巡視業務

(ア) 施設利用状況等の把握

(イ) 危険物の放置、挙動不審者、トラブル発生の有無の確認と初期対応（関係機関への通報等）

- (ウ) 別紙2安全管理要領に基づく、各種日常点検
- (エ) 不法占用、不法使用等の排除措置（公権力の行使（法第27条に規定する監督処分）を伴わないもの）
- (オ) 各所水道メーター等の確認（漏水箇所の早期発見）
- (カ) 火災、盗難等の非常事態が発生する恐れがある場合や発生した場合の関係機関への通報
- (キ) 迷子への対応
- (ク) 来園者からの問合せへの対応（施設内容、行事案内等）
- (ケ) 不適切な公園利用者または、その恐れがあると認められる者への指導
- (コ) 利用者が前号の指導に応じない場合で、必要と認めるときは、直ちに市に報告
- (ク) その他公園管理上必要な措置

※巡視点検は、専任業務として徒歩による実施を基本とし、市から指定を受けた管理者（指定管理者）であることを明示すること。ただし、現場状況により徒歩だけでの実施が困難な場合は、移動手段として一部、自転車等との併用も可とする。

※巡視点検により発見した施設の異常や不具合について、緊急性を判断し、適切な初期対応（立入り禁止措置、応急処置、関係機関との連絡調整等）を行うこと。また、巡視点検の結果に基づいて、日常の管理作業（（例）支障となる下枝の排除、簡易な草刈や施設の日常点検等の安全確保作業、消耗部品の交換や修繕等の施設延命化作業ほか）を行うこととし、そのための実施体制を確保しておくこと。

※悪戯等による施設の破損等の被害が多発する箇所又は被害が予想される箇所については、重点的に巡視を行うほか、現場状況や利用状況等を総合的に勘案して、積極的に有効性の高い対策を講じるよう努めること。茨木警察に届け出た場合は速やかに市に報告すること。

※巡視業務の際、重要事項を確認した場合、速やかに市に報告すること

#### (4) 情報発信・情報収集

ア 公園の運営において力を入れているポイント、見てもらいたい場所及び体験してもらいたいイベント等をHPで公表する等、指定管理者として、市民に対するメッセージの発信に努めること。

イ 情報発信方法については指定管理者の提案により決定する（施設整備や利用者のニーズ等に応じて、適宜更新すること。著作権及びデータは市に提供すること。）。)

ウ トрендや他公園の取組事例等の、公園管理に関する最新の情報収集を行い、公園の運営に活用すること。

#### (5) 公園内の拾得物の取扱い

トイレ棟へ届けられた、もしくは巡視の際に発見した拾得物については、遺失物法に

基づき保管し、所轄警察署に速やかに届け出ること。

(6) 公園内の動物の取扱い

公園内の動物の取扱いは、次のことに留意すること。

ア 動物愛護管理法等に留意し、慎重に行うこと。

イ 飼い主の不明な犬は、茨木保健所に届け出ること。

ウ 飼い主の不明な犬以外のペット動物は、茨木警察署に届け出ること。

エ 負傷動物の対応については、府動物愛護畜産課総務・動物愛護グループに相談すること。

オ 死亡動物の対応については、市と協議の上、対応を検討すること。

カ 公園内の犬の放し飼いについては、動物愛護管理法や府条例の趣旨から認められないので、周辺のドッグラン（例：ダムパークいばきた（湖畔ゾーン））へ誘導するなど啓発を行うこと。

また、啓発に応じない飼い主に対しては、関係機関と協力し注意を行うこと。

キ 野良猫について、園内で確認した際には、市と協議の上、対応を検討すること。

ク 鹿や猪等の野生動物の目撃情報や被害があった場合は市と協議の上、対応を検討すること。

(7) 団体利用者との調整について

団体利用者（学校の遠足等）については、利用者の調整及び指導を行うとともに、利用状況を把握するために団体利用受付簿に必要事項（来園者数・利用目的・利用箇所等）を記載すること。

(8) 公園内の車両通行の取扱い

原則として公園内の車両の乗り入れは禁止する（管理用車両も必要最小限。）。工事用車両、納品車両、行為許可に伴う仮設工作物等の搬入車両等、指定管理者以外の者が運行する車両の乗り入れをやむを得ず認めなければならない場合における条件としては、一般的に次に掲げる事項とする。

なお、事業者の提案により、公園利用者と車両の通行箇所を完全に分ける等、安全に車両が通行できることが確認できた場合は、指定管理者と協議の上、市が園内車両通行条件について定めることができる。また通行の際に既設施設を汚損しないよう十分配慮した計画とすること。

ア 通行証を発行し、車両のフロントガラス等の外部から見える場所に、掲示すること。

イ 車両を限定すること（対象車両番号の把握）。

※原則として貨物車両とすること。

ウ 徐行すること。

- エ 園内での事故発生に伴う賠償の責任は申請者の負担とすること。
- オ 指定された通行経路以外を通行しないこと。不必要な場所への乗入れは禁止する。
- カ 園内駐車を禁止すること。原則として、準備と片付けに必要な時間だけに限り、催しの実施中における車両の公園内駐車は認められない。
- キ 原則として、土曜、日曜、休日の通行は禁止すること。
- ク 管理用車両についても、ア、イ、ウ及びキを遵守すること。
- ケ 管理用通路等の舗装は景観に配慮しているため、汚損した場合には原状回復を行うこと。

(9) 公園利用者の受動喫煙防止対策について

公園利用者の受動喫煙防止対策については、茨木市路上喫煙の防止に関する条例において、園内では喫煙しないよう努めることとなっているため、利用者への注意喚起等の対策を講じること。

また、健康増進法において、室内では禁煙となっているため、喫煙器具や設備を設置しないとともに、喫煙している人がいれば喫煙の中止を求めること。

(10) 本公園におけるドローンへの対応

本公園は、無人航空機を許可なく飛行させることについては、原則禁止とする。無人航空機が許可なく飛行している状況を園内巡視時に発見した際は、指導により速やかに中止させること。

また、無人航空機の飛行を許可する審査及び確認事項については、「3－4 行政処分」に定める。

(11) 気温が高い日の公園施設の利用について

夏の気温が高い日は、公園利用者が熱中症になる危険性が高いことに留意する必要がある。よって、指定管理者は、下記の環境省熱中症予防サイトに載っている現在の暑さ指数及び予測の確認を行い、嚴重警戒以上（及び「運動は原則中止」）に該当する場合は、利用者に対し、水分補給や積極的に休息を取る等熱中症対策を十分に行うよう、看板等で注意喚起を行うこと。

また、高温になり、利用に際してやけどを恐るような公園施設については、併せて注意喚起を行うこと。

環境省熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

(12) 市から公園施設に係る要請等があった場合の対応

事故・事件の対応等、指定管理者が対応すべき事項について市から要請や対応方針が示された場合は、それにしたがって対応を行うこと。

(13) 公園利用の促進

指定管理者は、公園に求められる新たなニーズに対応した取組を積極的に行い、公園利用の促進に努めること。

(14) 各種研修会

ア 職員の知識、技術、意識の向上を目的とした研修を実施する等、職員の研鑽に積極的に取り組むこと。

市等とも連携した研修を行う等、管理技術の情報交換や情報共有を重ねることで、技術力向上に努めること（研修例：遊具の安全点検、植物の維持管理、樹木の点検、救急救命講習等）。

イ 指定管理者は、公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、性的マイノリティ等の新たな事項も踏まえ、人権研修を行わなければならない。また、指定管理者は、業務に従事する者が、適切に公園の管理運営業務を遂行できるよう、人権研修以外にも業務上必要な倫理観、個人情報保護の順守、公園管理や接遇に関する必要な研修を行うこと。

(15) 管理人常駐時間外の対応について

管理人常駐時間外において、本公園に関する問合せがあり、即時対応が必要な場合においても、対応できる体制をとること。

また、指定管理者は管理人常駐時間外に対応できる連絡先を市に提出するものとする。

(16) エリアマネジメント事業について（本公園内）

エリアマネジメント事業とは、茨木市北部地域のプロモーション・まちづくり活動を実施するものであり、当該事業において本公園の施設を利用することが予想される。

当該事業は公園の活性化にもつながることから、公園管理の支障がない範囲で、ダムパークいばきたコミュニティなどへの活動場所の無償提供や広報 PR 等について積極的に協力をを行うこと。

市関連サイト（ダムパークいばきたとその周辺をみんなで使いこなしませんか）

（<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/dampromotion/damworkshop.html>）

(17) エリアマネジメント事業について（本公園外）

ダムパークいばきた（湖畔ゾーン）のエリアマネジメント組織 I や関係施設、地域住民等との連携を図り、施設の円滑な管理運営に努めること。

(18) 他市町村等からの行政視察

他市町村等から本公園へ行政視察依頼を受けた場合、市に報告したうえで、公園管理の支障がない範囲で、積極的に行政視察に応じること。

#### (19) 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境基本条例（平成 15 年茨木市条例第 27 号）に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

#### (20) 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 30 年茨木市条例第 17 号）の趣旨を尊重し、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 28 年 4 月 1 日実施）に定める市民対応に努めなければならない。

#### (21) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。

### 3-3 維持管理

維持管理業務の内容は、原則として本要求水準書によるほか、募集要項及び毎年度作成される年度計画書に記載される事項となる。

標準的な業務内容については、別紙 3 維持管理内容のとおりとする。また現場作業は、来園者、近隣の住民や民間事業施設の運営等に十分配慮し、誘導員の配置や周知等により安全や衛生の確保に努めること。

別紙 3 維持管理内容に記載されている内容以外の事項についても、公園の品質向上の観点から積極的に取り組むものとする。

#### (1) 植物管理

##### ア 管理基準

##### (ア) 草地管理

草刈範囲は別紙 4 除草範囲図を基本とするが、公園施設周辺や境界沿いの草の越境等は、必要に応じて実施すること。

##### a 草刈（一般事項）

- (a) エントランスや園路広場等、利用頻度の高い場所は美観及び利用状況を考慮し、重点的に草刈を実施すること。
- (b) 草刈個所は事前に現地調査し、既存樹木・草花、施設等に損傷を与えないように行わなければならない。
- (c) 万一、損傷した場合は、市に報告するとともに、指定管理者の責任によって、速やかに原状に復旧すること。

- (d) 草刈作業に際し、あらかじめごみ類、空き缶等、作業上、支障となるものは、除去すること。
- (e) 樹木等に絡んだつる性植物は、除去しなければならない。
- (f) 作業完了後は、作業地及びその周辺（園路等）を清掃すること。
- (g) 作業に際しては、飛び石などにより、公園利用者等に危害がおよばないように、カラーコーン等での作業区域の明示や必要に応じて作業箇所のシート養生等、安全上万全の対策をとらなければならない。
- (h) 公園周辺の民家や道路との境界沿いの草刈については安全に留意するとともに、確実に実施すること。
- (i) 集草の際に、ブロアーを使用する場合には、歩行者、通行車両及び周辺住宅等に粉塵等が飛散しないよう十分注意するとともに、必要な対策を講じること。また、騒音、排気ガスについても苦情が生じないよう十分配慮すること。
- (j) 集草・運搬・処分は遅滞なく行うこと
- b 草刈（手抜き）
  - 人力抜き取りは、根、地下茎等を除去しなければならない。
- c 草刈（手刈り）
  - (a) 刈り取りは、地際とすること。
  - (b) 刈り取りは、刈りムラのないよう均一に刈り取ること。特に樹木や柵等工作物の周辺については、刈り残しのないよう仕上げること。
- d 草刈（機械刈（肩掛式・ロータリー式））
  - (a) 作業前に小石等を除去し、周囲に跳ね飛ばさないように注意すること。
  - (b) 刃による小石の跳飛ばしや荳草の吹き出し方向に注意すること。
  - (c) 法面の草刈は、表土の流失を防ぐために地面を露出させないように刈高に注意すること。
  - (d) 周辺の樹木等を傷めないよう、根際から刈り取り、機械刈後、鎌等で刈り残しのないよう処理すること。

なお上記の草刈り方法以外を採用する場合は、市と指定管理者の協議により運用方法を決定する。

(イ) 芝生管理

a 芝刈り

- (a) 刈り高は、使用目的に応じて設定すること。
- (b) ほふく茎が、縁石や芝生地内の施設に乗りあがらないよう、また低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。

b 施肥

施肥は、均一に施工すること。

c 目土掛け

目土掛けは、全体に凹凸のないよう、均一に施工すること。

d 病虫害防除

環境省が発行する「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル」に従い、適切に防除すること。

e エアレーション

踏圧等による土壌の固結による土壌中の通気性を良くすることで根の発育を促進し、芝生の若返りを図るために行うこと。

f 灌水

自動灌水（スプリンクラー）を下記の設定としている。

12月1日～3月15日

月曜日 午前9時～午前10時

3月16日～6月15日 10月1日～11月30日

月・水・金曜日 午前6時～午前7時

6月16日～9月30日

毎日 午前4時～午前5時

天候、生育状態に注意し、必要に応じて市の承諾を得た上で、自動灌水の時間を変更すること。

f 補植

芝生の生育状況に応じて適切に補植を行うこと。

(ウ) 樹木管理

風圧による倒木の予防、特別な樹形の保持、病虫害等の除去、枯損枝・徒長枝・支障枝等の除去、生育・開花等の調整及び防犯上の見通し確保等を目的として行うもので公園の各部分の植栽機能を理解し、機能を発揮できるよう管理を行うこと。

a 剪定

(a) 剪定の施工に先立ち、試験的に剪定する等、細心の注意を払うこと。

(b) 施工については、各樹種の特性及び植栽目的に合った剪定方法により、行わなければならない。

(c) 園路への枝等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝等は、公園利用者に支障の無いように速やかに処理しなければならない。

(d) ふと枝を切除する場合は、皮むけのないよう留意し、裏きりを行った後、何回かにわけて切り取り最終的に分岐点のつけ根から切除すること。

(e) 小枝の枝抜きには、剪定ばさみ等を使用し、分岐点のつけ根から切除すること。

(f) 胴ぶき等によるコブが生じているものについては、ノコギリで幹のつけ根を

切除すること。

(g) 切除後の切り口には、必要に応じ、ゆ合剤の塗布を行うこと。

b 病虫害防除

芝生管理と同様、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」に従い、以下に掲げる内容を遵守し適切に防除するものとする。

- (a) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものとする。
- (b) 薬剤、展着剤等の材料は、効力の維持と安全性とを考慮して、保管しなければならない。
- (c) 事前に病虫害の発生状況を調査すること。
- (d) 農薬を散布する場合は、散布予定日時について、公園利用者をはじめ、HP に掲載しなければならない。
- (e) 薬剤調合は、指定の、希釈倍率や調合方法を守って正確に調合し、薬液が均一化するよう十分にかき混ぜなければならない。
- (f) 散布作業は、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用して行う等、作業員の安全に対して適切な処置を講じなければならない。
- (g) 公園利用者をはじめ対象物以外のものに、飛散した薬液が掛からないように又は付近の住宅や河川、池等を汚染することのないよう、万全の対策をとらなければならない。
- (h) 使用後の空ビン、空カン等は、危険のないように適正に処理しなければならない。
- (i) 農薬使用の記録を取ること。

c 支柱更新及び結束替え

支柱の結束直し及び取り替えは強風等による樹木の倒木を防止し、樹木の健全な生育を図るために損傷した支柱の補修を行う。また、不要になった支柱は、景観上好ましくないばかりか、草刈等維持管理作業をする場合にも支障となるので速やかに撤去すること。

- (a) 既存支柱の取り外しは、杉皮やしゅろ縄等を除去し、既存樹木を損傷しないように注意して引き抜くこと。
- (b) 撤去した支柱の処分は適正に行うこと
- (c) 支柱、添木及び控木は、規定の寸法を有し、割れや腐れがなく平滑な幹材のものとする。

d 灌水

自動灌水（点滴散水）を下記の設定としている。

12月1日～3月15日

月曜日 午前10時～午前12時

3月16日～6月15日 10月1日～11月30日

月・水・金曜日 午前7時～午前9時

6月16日～9月30日

毎日 午前5時～午前7時

天候、生育状態に注意し、必要に応じて市の承諾を得た上で、自動灌水の時間を変更すること。

e 間伐及び枯損木の扱い

樹木の景観維持の観点等から間伐が必要な場合はこれを行うこと。また、枯損木は適切に処理すること。

(a) 公園利用者等に危険が及ばないように十分な安全対策を講じること。

(b) 伐採の切り口は、滑らかな状態に処理し、公園利用者の怪我やつまずきの原因にならないようにしなければならない。

f 支障木の扱い

安全管理及び維持管理上、必要に応じて実施すること。

(a) 作業箇所

作業箇所は公園全域を施工対象範囲とし、必要に応じて実施すること。

(b) 警察協議

作業区域が一般道路沿い等を含む場合、必要に応じて警察等関係機関と事前協議を行い、必要に応じ交通誘導員を配備すること。

(c) 民地と接する場合の留意事項

隣接地に被害を及ぼさないよう慎重に作業を行うこと。また、土地境界付近で作業する場合、必要に応じて土地所有者に連絡を行うこと。

g 緊急時対応

(a) 倒木等が発生した場合は、速やかに対応すること。

(b) 台風接近時には、事前に幹線道路や民家に面している樹木について、倒木や折損の恐れのある幹・枝等がないかを巡視点検して、発見した場合には適切に処理するほか、市と協議の上、必要な対応をとること

(2) 施設管理

ア トイレ棟

公園施設として、利用される方が快適に過ごせるよう明るく、清潔に保つこと。

(ア) 便器及び便所施設等（床及び洗面所を含む）の清掃を実施すること。

(イ) 便器及びそのほか便所施設等の破損や落書き等を確認した場合、直ちに市へ連絡し指示を仰ぐこと。

イ 駐車場

次に掲げる事項等を行い、利用者のサービス向上に努めなければならない。

- (ア) 混雑時の場内車両誘導
- (イ) 場内の清掃
- (ウ) 駐車場出入口等の歩行者の安全確保
- (エ) 駐車場付近の不法駐車等の注意喚起
- (オ) 駐車場出入口及び沿道の渋滞対策

#### ウ 園路

- (ア) 常に良好な状態を保ち、来園者の通行に支障のないようにすること。
- (イ) 災害時等で直ちに復旧が不可能な場合は、通行止め等の処置を行い、市と協議すること。

#### エ せせらぎ水路

せせらぎ水路とは、水路に入って、水に触れ合うことができるように設けられた施設である。当該施設においては、次に掲げる事項等を行うこと。

- (ア) 定期的な巡視を行い、利用者の安全確認や、危険行為に対する注意喚起を行うこと。
- (イ) 水路の清掃については、定期的に行うこと。
- (ウ) 水路流末にあるスクリーンの清掃はこまめに行うこと。
- (エ) 水質検査（遊泳場水6項目）を年に1回行うこと。検査結果に異常が見られた場合は、市と協議を行い、使用禁止等の適切な処置を行うこと。

#### オ 給水施設・灌水設備

毎月の使用量を把握するとともに、適切に点検を行い、漏水等の事故がないように努めること。日常巡視時に漏水を発見した場合は直ちに修理を行うこと。

#### カ 排水施設

適切に点検を行い、定期的に管清掃を行う等、排水機能の維持に努めること。

#### キ 下水道施設

適切に点検を行い、定期的に清掃を行う等、適切な維持管理に努めること。

#### ク 電気・照明施設

毎月の使用量を把握するとともに適切に点検を行い事故がないよう努めること。

#### ケ その他

- (ア) 各種施設に異常や不具合があった場合の初期対応（立ち入り禁止措置、応急措置、関係機関との調整等）を適切に行うこと。
- (イ) 日常的な下枝の除去、公園利用の支障となっている雑草の簡易な除去、流出土砂の清掃等による安全確保作業を適切に行うこと
- (ウ) 消耗部品の交換や施設補修（補強、塗装等）等を適切に行い、日常的な施設の延命化に努めること。

(3) 点検

ア 公園施設の点検は、別紙3を基準とし適切に行うこと。

イ 園内の電気や水道等のメーターについては、耐用年数を確認し、耐用年数を超過する前に、交換すること。

(4) 備品等の帰属

管理に必要な備品等の帰属については、次のとおりとする。ただし、市及び指定管理者の協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

また、下記に定める備品とは別に、事務に必要な消耗品（文房具や印刷用紙等）は、指定管理料で購入するものとする。

種別	内容	購入者 (財源)	メンテナンス者 (財源)	所有者 (指定の期間後)
I種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、市が指定管理者へ貸与するもの。	市 (市予算)	指定管理者 (指定管理料)	市
II種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、指定管理者が購入するもの。	指定管理者 (指定管理料)	指定管理者 (指定管理料)	市
III種	指定管理者が任意により購入するもの	指定管理者 (指定管理料又は 団体予算)	指定管理者 (団体予算)	指定管理者

(5) 清掃

指定管理区域全体において、別紙3に示す維持管理内容と同等以上の管理を実施することとし、次に掲げる事項を行うこと。

ア 園内清掃

(ア) 作業

- a 作業は来園者の多い土・日・祝日前後を中心に行うこと
- b 作業に当たっては公園利用者に清掃作業中であることを表示すること
- c 作業に伴う車両は徐行（時速 10km以下）し、来園者に十分注意すること。また、ゴミ運搬時には積載したゴミが飛び散らないようシート等で覆うこと

(イ) 清掃方法

- a 拾い集めたゴミは、ビニール袋に入れ集積すること
- b ビニール袋については、処分先に規定があればその規定された規格の袋とする
- c 園路、エントランス広場等に落葉等がある場合は、ほうきがけ等を行い、集積した落葉や砂は樹林地内に敷均する等、適切に処理すること。なお、ブロアーを使用する場合には、歩行者、通行車両及び周辺住宅等に粉塵等が飛散しないよう十

分注意するとともに、必要な対策を講じること。また、騒音、排気ガスについても苦情が生じないように十分配慮すること。

- d 側溝や集水桝蓋に詰まった土やゴミがあれば取り除くこと。なお、年に1回は必ず園路沿いの集水桝について全て清掃（泥だめ内の土砂・ゴミの除去）を行うこと。また、排水の悪い区間については、計画的に管渠清掃を行うこと。
- e 舗装表面に付着したガム等は舗装面を傷めないように除去すること。
- f 案内板、サイン等の施設に、くもの巣や汚れを見つけた場合は除去すること。

(ウ) 塵芥処理

- a 回収したゴミは処分先の規定に基づく分別を行い処分すること。
- b その他、処分先の条件がある場合は、それを遵守すること。
- c 一般廃棄物処理法等関係法令を遵守すること。

(エ) 産業廃棄物の処理

- a 産業廃棄物は、関係法令等を遵守の上、適正に収集運搬すること。
- b 産業廃棄物は、許可された施設で適正に処分すること。
- c 廃棄物については、搬出確認ができる書類及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）A表に記入（作成）し、確認後、速やかに収集及び運搬処分すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、適切に管理し、毎年度終了後に提出する「維持管理報告書」に添付すること。

イ セセラギ水路清掃

(ア) 作業

- a 作業は来園者の多い土・日・祝日前後を中心に行うこと。
- b 作業に当たっては公園利用者に清掃作業中であることを表示するとともに事故防止のため立ち入り禁止措置を確実に実施すること。

(イ) 塵芥等処理

- a 回収したゴミ等を乾燥させる必要がある場合は、公園利用の支障にならないよう場所、方法等に配慮すること。
- b 回収したゴミ等は、処分先の規定に基づく分別を行い処分すること。

ウ トイレ棟清掃

(ア) 作業

- a 作業は来園者の多い土・日・祝日前後を中心に行うこと。
- b 作業は便所入口に「便所清掃中等」の表示を行い、来園者に知らせること。
- c 作業時にトイレットペーパー、薬用石鹼の補充をその都度行うこと。
- d 黄ばみ等の汚れが生じないように、随時薬品等による清掃を行うこと。
- e 清掃作業中、軽微な便器の詰まりを発見したときは、通管作業を行うこと。
- f 床の清掃後、すべることが無いように必要に応じ、水切りを行うこと。
- g 天井や照明器具等の蜘蛛の巣はその都度除去すること。

h 鏡に汚れを発見した際は、その都度鏡磨きを行うこと。

(6) 工事

ア 指定管理者は、施設改修等又は建築物の模様替え（維持管理のための軽微な修繕を除く。）を行う場合は、事前に市及び府と協議を行うこと。

施設の新築をしようとするときは、事前に市と協議を行い、市が府に承諾を得たのちに工事を行わなければならない。

施設改修等又は建築物の模様替え、新築を行う場合は景観に十分配慮すること。

イ 指定管理者は、施設補修工事について、完了後、しゅん工図書を市に引継ぐものとする。

(7) 指定管理業務における公園施設の改修、補修・修繕等について

公園施設の改修、補修・修繕に係る指定管理者と市のリスク管理（役割分担）については、本要求水準書に定める「リスク分担表」の定めによるものとする。

「改修」とは、公園施設の更新に合わせ機能向上を行うこと。

「補修・修繕」とは、市の財産である公園施設等の維持保全のために、劣化・損傷等のある公園施設等について機能回復を行うこと。

ア 市が行う業務

(ア) 法令、基準等の改正による公園施設改修

(イ) 公園施設の経年劣化に伴う改修・更新・撤去

(ウ) 大規模（※）な補修・修繕

(エ) 災害復旧工事（応急復旧、本格復旧）

※大規模の目安は、1か所の補修・修繕に係る費用が概ね100万円以上とする（単純な部品交換等は除く）。

イ 指定管理者が行う業務

市が行う上記業務を除く、全てとする。

なお、管理の効率化やサービス向上のための改修についても、実施可能（市の承諾が必要。原状復旧が基本）とする。

また、指定管理者の発意により行う公園施設・設備等の改修、補修・修繕については、規模に関わらず、リスク分担表に従い、指定管理者が対応できることとする。

（留意事項）

(ア) 指定管理者は、補修・修繕費として市が示す参考価格と同額以上を執行する必要がある。

(イ) 毎年度末に提出する「年度計画書」に含める補修・修繕計画書を、市との協議のもとに作成すること。

(ウ) 執行に当たっては、市が実施予定の工事と重複がないかをその都度確認し、必要

に応じて市と立会を行うこと。

- (エ) 年度途中に、指定管理者が行う施設の補修・修繕のうち、補修計画書に記載のない100万円を超える補修・修繕が発生した場合は、その内容及び緊急性について市と協議を行い、年度計画書（補修・修繕計画書）に示す修繕費の範囲内でそれを適正に実施しなければならない。
- (オ) 指定管理者の持ち込み物品等の修繕は、補修・修繕費の対象としない（車両、刈り払い機等）
- (カ) 指定管理者が補修・修繕を実施する際は、施工前・施工中・施工後の状況を撮影し、維持管理報告書に併せ、修繕内容が分かる写真を提出すること。

#### ウ 指定管理者の責務

施設の維持保全のために、利用者サービスや利用者の安全確保の観点から、長期にわたる施設の使用禁止措置等が困難である等緊急的に機能復旧が必要と判断される場合には、指定管理者が応急的に機能復旧を行うこととする。

これについて、指定管理業務協定価格に占める負担割合が大きいと判断される場合は、市と指定管理者との協議により、実施計画書に記された作業内容の変更等を行い、これに対応する。

指定管理者の責務である修繕の範囲が実施計画書において示される修繕費に達しない場合は、市と指定管理者との協議により、当該修繕費を別途指定管理業務に流用することができるものとする。

なお、事業報告書による報告においては、人件費で計上している管理人が行う修繕と修繕・補修費により行う修繕を混同しないよう留意すること。

#### (8) 市への報告

指定管理者は、次の各号に掲げる場合が生じたときは、速やかに市に報告し、対応策について協議するものとする。ただし、年度計画書に記載されている業務はこの限りでない。

- ア 樹木の大規模な補植を要する必要があるとき
- イ 既存木の移植又は伐採を行う必要があるとき
- ウ 建物又は工作物について大規模な補修を行う必要があるとき
- エ 業務遂行上、疑義が生じたとき
- オ 各種感染症やクビアカツヤカミキリ等の害虫が発生したとき
- カ 管理する公園区域内で「差別落書き」を発見したとき
- キ その他、公園施設の機能を良好に維持するために緊急な措置を講じたとき

### 3-4 行政処分

本来、都市公園は誰でも自由に利用できるものでなければならない。したがって、特定の者が特定の目的のために都市公園を利用しようとする場合、無制限に自由な利用や独占利用が行われると、円滑な運用が阻害され、管理上、支障を及ぼすこととなり、秩序維持ができなくなるおそれがあることから何らかの制限が必要となる。

そこで、法及び条例では、利用内容について一定の制限を設けており、利用者は申請により指定管理者の許可を受けなければ、それら特定の使用ができないこととしている。

申請に係る利用内容が、法及び条例で許可対象として認められ、かつ広場管理上支障がない場合は条例に定める手続を経て許可という行政処分を行うものである。

なお、指定管理者が市に代わり行える行政処分は、条例第3条及び第4条及び法第7条第1項第6号に規定する法第6条に係るものとし、詳細な業務は以下のとおりとする。

#### (1) 行為許可（条例第3条許可）

##### ア 行為許可に係る指定管理者の業務

##### (ア) 指定管理者が行う行為許可に関する事務

a 条例第3条第1項に係る行為の許可及び利用料金の徴収

b 前号に掲げる利用料金の還付、取消、減額及び免除

※指定管理者は、市と協議のうえ、審査基準を定め、管理事務所に備え置かなければならない。

##### (イ) 申込、受付及び処理について

##### a 申込

申込期間としては、条例施行規則第3条の3第2項の規定によるものとする。

##### b 受付

条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ定められた様式を、指定管理者に提出しなければならない。申請書の提出を受理する前に事前協議を行い、審査した場合に許可できるものに該当すると判断してから申請書を受理することが望ましい（受理後の取下げ、不許可等を避けるため）。なお、受付した申請については、受付簿に記入するものとする。

##### c 処理

受理した申請書の内容審査後、決裁を受けた後、申請書の末尾に指定管理者名を記載の上、許可書を申請者に交付する。許可書については、利用料金納付を確認した後に交付するものとする。

また、指定管理者は、条例第3条第5項の規定により、一般利用や、公園の運営を円滑に行うため、適切な条件を付ける必要がある。

※下記に掲げる行為の場合、記載の内容について指導すること。

- ・火気の使用を伴った多数の観客等が参加する行事が開催される催しについて事前に市町村消防等関係機関の指導を仰ぎ、火災予防に万全を期すこと。
- ・食事の提供を行う行為について  
飲食の提供に当たっては、保健所による営業許可等、必要な許可を得ること。  
利用者から原材料等を尋ねられた場合は、お答えできるようにしておくこと。  
予め店頭で販売する食品の特定原材料等を記した案内表示を設置しておくことも一つの手段である。

## (2) 占用許可（法第6条許可）

法第6条に係る申請窓口は、基本的に市であるが、条例第3条第1項に係る許可申請内容に法第6条の許可施設がある場合は、法第6条に係る施設への許可は指定管理者の業務となる。

具体的には、法第7条第1項第6号に規定されている競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをする場合で仮設工作物を設置するものをさす。

### ア 占用許可に係る指定管理者の業務

#### (ア) 指定管理者が行う使用許可に関する事務

- a 法第6条に基づき設置される仮設工作物の占用許可及び利用料金の徴収
- b 前号に掲げる利用料金の還付、取消、減額及び免除

※指定管理者は、市と協議のうえ、審査基準を定め、管理事務所に備え置かなければならない。

#### (イ) 申込、受付及び処理について

##### a 申込

申込期間としては、条例施行規則の規定によるものとする。

##### b 受付

法第6条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ定められた様式を、指定管理者に提出しなければならない。申請書の提出を受理する前に事前協議を行い、審査した場合に許可できるものに該当すると判断してから申請書を受理することが望ましい（受理後の取下げ、不許可等を避けるため）。

なお、受付した申請については、受付簿に記入するものとする。

##### c 処理

受理した申請書の内容審査後、決裁を受けた後、申請書の末尾に指定管理者名を記載の上、許可書を申請者に交付する。許可書については、利用料金納付を確認した後、後に交付するものとする。

また、指定管理者は、条例第3条第5項の規定により、一般利用や、公園の運営を円滑に行うため、適切な条件を付ける必要がある。

## (3) 許可の変更

条例第3条第1項又は法第7条第1項第6号に係る法第6条第1項の許可を受けた事項を申請者が変更しようとするときは変更したい事項を記載し、変更許可申請書を再提出しなければならない。

当該変更にかかる許可手続についても、通常の許可手続と同様の手順を踏まえて行うこと。

#### (4) 許可の取消

指定管理者は、条例第8条の規定により、違反が認められた場合、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

また、許可の取消をした場合、その理由を市に報告することとする。

条例第3条第1項または第4条第1項又は法第7条第1項第6号に係る法第6条第1項の許可を受けた事項を申請者が取消しようとするときは、条例施行規則第5条第7項の規定により、許可書を添えて行為許可・公園施設使用取消届出書を提出しなければならない。

#### (5) 利用料金の收受

##### ア 行為許可等に係る利用料金について

(ア) 条例第11条の2の規程により、行為許可等を受けた者は、指定管理者に利用料金を、納付しなければならない。

また、条例第11条の3の規定により、利用料金は指定管理者の収入として收受するものとする。

(イ) 利用料金の額は、指定管理者が条例別表第2に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合、指定管理者はあらかじめ利用料金協議書により利用料金について市と協議した上で、利用料金適用開始月の2か月前まで（例えば4月1日から適用する場合は1月31日まで）に市長に利用料金承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

※指定管理者の利用に伴う利用料金は、条例施行規則第9条第4項の規定により、免除とする。

##### イ 利用料金の收受

(ア) 指定管理者は、利用料金を收受するときは、年度、使用年月日、種別、金額及び納入義務者等に誤りがないかどうかを確認しなければならない。

(イ) 指定管理者は、利用料金の收受に当たり、毎月の利用状況・利用料金收受状況表（集計表）を作成しなければならない。

(ウ) 指定管理者は、毎月1日から月末までの利用料金について、翌月15日までに、毎月の利用状況・利用料金收受状況表（集計表）にて市へ提出しなければならない。

い。

(エ) 指定管理者は、市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済対応を行うこと。

(6) 利用料金領収証書

ア 領収証書の交付等

(ア) 利用料金の納入があったときは、利用料金領収証書を発行し、申請者へ交付しなければならない。

(イ) 利用料金領収証書に記載する金額を訂正してはならない。

イ 利用料金領収証用紙の整理簿

領収証書用紙は、利用料金領収証書出納簿を備えるとともに、常に領収証書用紙の使用状況を明らかにしておかなければならない。

(7) 利用料金の還付

ア 指定管理者は、使用者から利用料金還付の申出があり、条例第 15 条の規定により施設を利用できないと指定管理者が認めるときは、利用料金還付請求書を徴し、使用者に対し条例施行規則第 10 条に規定する額を還付することができる。

イ 還付の方法については、市と協議の上、指定管理者が定めるものとする。

(8) 利用料金の減免

指定管理者は、使用者より利用料金減免申請書を受付、条例施行規則第 9 条第 5 項の規定を満たす場合、利用料金を減免するものとする。

(9) 監督指導

指定管理者は、独占的な使用について、許可の際に必要な条件を付し、それが許可の範囲内で正しく運営されているかどうかを確認し、違反・不正等があれば改善するように指導しなければならない。

行為許可の場合は、短時日であることが多いため、臨機応変な監督指導が要求される。したがって、巡視による場合のほか、監視員の立会いや催物等で特殊あるいは大規模なものについては、パトロールを強化するという方法もある。

また、指導内容についても、前述のほか、催物等に関しては、販売品目や価格、食品については、安全衛生、その他防犯、防火、車の乗入れ等について適正を図ることにしている。

(10) 原状回復

原状回復とは、許可を受けて使用した者が使用した公園施設を、許可を受けた当時の状態に回復させることをいう。原則として、原状回復は、許可期間内に行わなければならない。

許可を取り消したときは、許可を受けて使用した者は、直ちに原状回復しなければならない。

なお、指定管理者以外の者がイベント等を実施する場合において、指定管理者とイベントを実施する者との契約により、イベントを実施する者が行わなければならない原状回復の全部又は一部を指定管理者が有償で受託することは、これを妨げない。

#### (11)その他

##### ア 許可書等の作成

行為許可書、公園施設使用許可書等については、指定管理者が印刷代、用紙代等の費用を負担して作成するものとする。

##### イ 帳簿等の保存

指定管理者は、協定書及び本要求水準書に基づき作成した帳簿等を協定期間満了後5年間保存するとともに、廃棄に当たっては市の承認を受けなければならない。

##### ウ 現金出納簿

(ア) 指定管理者は、管理に関して保管している現金について、現金出納簿を備え付けなければならない。

(イ) 預金口座から現金を引き出して管理事務所で保管する場合、現金出納簿に『受』として処理すること。

##### エ 本公園におけるドローンへの対応

##### (ア) 本公園における無人航空機の飛行に対する規制

本公園は、無人航空機を許可なく飛行させることについては、原則禁止とする。無人航空機が許可なく飛行している操縦者を園内巡視時に発見した際は、指導により速やかに中止させること。ただし、国、地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合は、航空法第132条及び第132条の2の規定が適用されないことから、本公園においても、無許可であっても特例的に認めるものとする。

※航空法上の「無人航空機」は、重量（機体本体の重量とバッテリーの重量合計）200g未満のものについては、「無人航空機」に該当しないとされているが、本公園では、重量200g未満のものについても「無人航空機」とする。

##### (イ) 無人航空機の飛行を許可する場合の審査・確認事項

無人航空機の飛行を希望する者が、法令を遵守した上でほかの来園者及び近隣住民の安全を十分に確保することを誓約し、飛行区域の設定にあたっては、ほかの公園利用者及び近隣住民を回避する対策が十分に講じられていると指定管理者が判断できるときは、指定管理者は、無人飛行機の飛行を許可することができる。審査・確認すべき事項は以下のとおりとする。

##### a 法令遵守

(a) 航空法による許可が必要な区域を飛行させる場合は、航空法の手続きを完了

しているかどうか。

(b) 航空法の許可が必要ない区域において、以下の条件(航空法第 132 条の 2 参照)が守られているか。

- ・ 日中において飛行させること
- ・ 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- ・ 人または物件との間に 30m の距離を保って飛行させること
- ・ 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- ・ 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- ・ 機体から物を投下しないこと

(c) 飛行を希望する場所に応じ、考慮すべき法令や規則が遵守されているか。

b 飛行計画と区域設定

(a) 許可対象申請

発着点がどこであるか関わらず、本公園内を飛行経路に含む場合、許可が必要となる。

(b) 安全管理

- ・ 飛行を希望する場所の特性、環境、立地条件や周辺住民との関係を考慮すること。
- ・ 公園内外の施設や近隣の住居から十分に離隔をとること。
- ・ 気象、機体の状況及び飛行経路等を考慮した計画、緊急連絡体制を設けること。
- ・ 飛行させる機種仕様上設定された飛行可能な風速以上の風や突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような事態が発生した場合には、即時に飛行を中止する等、中止基準を設けること。
- ・ 飛行区域へのほかの公園利用者の立ち入りを制限する方策が十分に取られていること。

(c) 申請者責任

当該行為により、公園施設や第三者などに対し、損害を与えた場合は、申請者の責によるものとし、誓約書の提出を受けること。

c 許可の種類

前述の審査上、問題ないと確認できる時のみ、無人航空機の飛行に係る許可をすることができる。

許可の種類としては、公園利用者に制限を設けない場合は、行為許可とし、公園利用者に制限を設ける場合(フェンス等で一部占用する等)は、占用許可とする。

※ただし指定管理者が維持管理等のためにドローンを使用する場合には、別途市と協議調整の上、実施可能とする。

## オ 河川法

本公園は河川区域に含まれるため、河川法に基づく手続きが必要となる場合があります。

### 3-5 自主事業

自主事業とは、指定管理者が、施設や園地の魅力アップや利用の活性化（様々なイベントや魅力的なプログラムの実施等）、収益性のあるイベント等を本公園の設置目的に合致し、本業務の実施を妨げず、かつ法及び条例で認められた範囲で、自らの責任において行うことを自主事業という。

なお、低未利用地の有効活用、閉鎖時間帯の施設活用も自主事業として提案することができる。

この事業は指定管理業務に含まれないため、委託料、利用料金収入を充てることはできない。そのため、指定管理者は、指定管理業務と自主事業を区分して経理すること。

なお、支出には使用許可料をそれぞれ含まない。

また、本要求水準書では公園内において収益性のあるイベント等を行う場合、指定管理者が企画又は誘致するものを「自主事業」といい、指定管理者以外の者が実施する「持込み事業」は、これに含まない。

#### (1) 目的

本公園において、より質の高いサービスの提供に向け、民間の知恵とノウハウ、活力をより積極的に導入していく視点が必要であり、指定管理者は公園の活性化や利用者サービスの向上を図るため、集客力や収益力のある賑い施設の設置やイベント・スポーツスクール・物品販売等を指定管理業務とは別に積極的に企画・誘致することを目的とする。

また、公園の魅力を高めるため、指定管理者は自主事業の実施や、自らの投資によって、利便性や快適性の向上に資する建物や施設の設置等を行うことができる。

#### (2) 民間公園施設の設置

##### ア 新たな民間公園施設の設置

新たに収益が伴う公園施設を設置し、管理する場合、法5条に基づく公園施設の設置許可を市から、河川法に基づく占用または使用に伴う許可を市経由で府から得るとともに、公園の使用料及び、府流水占用料等条例に基づく占用料の相当額を土地使用料として市へ納付が必要となる（施設の建設期間及び撤去期間も含む。）。なお、設置許可を受け、新たに設置した公園施設は、原則設置・管理許可期間内に、指定管理者自ら原状回復する必要がある。ただし、市と協議の上、次期指定管理者に継承し、寄付されるものについてはこの限りではない。

そのほか、自主事業の収益を活用し、ベンチや案内板等の公園施設の設置・改修を行うこともできる。なお、市と協議の上、原則、市に寄付するものとした場合、設置

許可対象とはならない。

イ 既存施設のリノベーション

指定管理者は、自由使用としている施設や遊具について、改修等を行い、河川施設としてリノベーションすることができる。

なお、リノベーションを行う場合は施工前に事前に市と協議を行い、許可期間内に原状回復を行うか否かについても、市と協議を行い決定する。

(3) ソフト事業（イベント・プログラム等）

ア ソフト事業を実施する場合の留意点

ソフト事業の企画・誘致に当たっては、都市公園で行われる催しとして適切な内容であり、公園本来の設置目的、機能を損なわず、また一般来園者の公園利用に支障を及ぼさないように注意すること。

(4) 物品販売

指定管理者は、物品販売を行うことができる。指定管理者が物品販売を行うに当たっては、自ら実施する場合のほか、実施者を公募等により決定し、その者に実施させることも可能である。

なお、指定管理者以外の者が露店やケータリングカーを出店すべく許可を求めるケースがあるが、指定管理者が管理運用上等において、問題ないと判断した場合、行為許可で対応すること。

指定管理者が物品販売を行う場合は、原則として、各年度の年度計画書に記載の上、市と設置場所や販売品目等の事前協議を行ったうえで、許可を受ける必要がある。

物品販売施設は次の2つの場合に分類される。

ア 指定期間常設するもの（常設売店）

公園内に、指定期間継続して売店等の物品販売施設を設けて営業を行う場合は、市に対して法第5条に基づく設置許可（管理許可）の申請が必要である。

イ イベント等に係る臨時的なもの（臨時売店）

指定管理者が催し等に伴い物品販売を行う場合で、仮設工作物の設置により土地の占有を伴う場合は、条例第3条に基づく行為許可に加え、法第6条に基づく占有許可が必要である。ただし、土地の占有を伴わない場合は、占有許可は不要である。

※自動販売機は原則、市が公募により許可する。

(5) 自主事業の実施に当たって

自主事業は、内容によって実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があることから、事前に市と協議を行った上で、原則年度計画書に記載すること。年度計画書に記載がなく、年度途中で新たに企画する場合は、事前に市と協議を行うこと。

## 4 法令管理

### (1) 管理に当たって遵守すべき法令等

公園の運営管理及び維持管理を行うに当たり、以下の法令等の規定を遵守することが必要である。

ア 地方自治法

イ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）

ウ 茨木市都市公園条例、茨木市都市公園条例施行規則

エ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）及び河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）

オ 大阪府河川管理規則

カ 労働関係法令

労働基準法（昭和 20 年法律第 49 号）及び、労働安全衛生規則（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法

キ 茨木市行政手続条例

ク 茨木市個人情報保護条例、茨木市個人情報保護条例施行規則

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、茨木市暴力団排除条例、茨木市暴力団排除条例施行規則

コ 施設維持、設備保守点検に関する法規等

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

サ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

シ 喫煙に関する法規等

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）、茨木市路上喫煙の防止に関する条例

ス 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

ソ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

タ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

チ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

ツ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

## テ その他関連法規・通知・要領等

### (2) 情報管理

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を順守するとともに、市が定める個人情報の安全管理に関する規程に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密をほかに漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

#### ア 情報公開への対応

公園の管理業務に関し、市に提出する申請書類等は、情報公開請求の対象となり、請求受付及び処理については、市が行うが、指定管理者においても協力するものとする。（個人名等、個人のプライバシーに関する情報が記載されている部分、その他法人等、第三者の正当な利益を侵害する恐れのある情報が記載されている部分は除く。）。

### (3) 公租公課の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人市民税及び法人府民税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務が生じる場合があることから、それぞれの課税義務を所管する税務官公署に確認の上、適切に対応すること。

### (4) 不当な要求に係る届け出等

指定管理者は、協定の履行に当たって暴力団員・暴力団密接関係者等（以下「暴力団員等」という。）から社会通念上、不当な要求又は協定の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、市への報告及び警察への届出（以下「報告・届出」という。）を行うこと。また、下請業者が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、報告・届出を当該下請業者に指導すること。

### (5) 法令改正

指定期間中に法改正により新たに点検や検査が追加された場合、市と協議の上、対応するものとする。

## 5 安全対策

### (1) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じなければならない。また、地震等の災害や事件等の危機事象発生時において、市及び府をはじめ警察・消防

等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しなければならない。

また、災害や事件等の発生を想定した訓練を定期的に市と連携し、実施すること。

## (2) 労働災害及び公衆災害の防止

指定管理者は、再委託等を行う第三者の行為も含め、本公園の包括管理者として労働災害、公衆災害の防止に努めるとともに、労働等災害の未然防止について、従事者個々の意識啓発・向上に努めなければならない。

指定管理者は各年度の年度計画書提出時に、「安全施工推進委員届」及び「安全対策計画表」により、委員名及び維持管理等業務を行うにあたり予想される危険作業の内容や対策並びに安全に係る研修・訓練等の内容を提出すること。

## (3) 異常気象時等の対応

### ア 参集体制の確立

指定管理者は、異常気象時等には、本公園の適正な管理を行う上で、待機連絡と円滑な初動対応が可能となるよう、「大阪防災ネットメール配信サービス」等を活用し、気象警報等情報の収集に努め、異常気象時等に該当する場合には、緊急連絡体制表の市の緊急連絡先へ連絡し、指示を受けること。また、現地確認等の指示が出た場合は、早急に危機管理体制を確立するとともに、市、府、民間公園施設設置事業者及び警察・消防等と連携をとりながら適切に対応しなければならない。また、異常気象時等の影響により、市へ連絡が付かず、指示を受けられない場合は、管理事務所に参集し、万全の管理体制を確立することとする。管理人の常駐時間外においては、市と協議の上、対応を検討すること。

※異常気象時等とは次のとおりとする。

- (ア) 市において、気象警報が発表された場合（高潮・波浪警報は除く）
- (イ) 市において震度4以上の地震が発生した場合及び府下において震度5弱以上の地震が発生した場合、その他の自然災害発生時
- (ウ) 感染症や事件等の危機事象発生時
- (エ) その他、公園利用者の生命・身体等への被害が及ぶ恐れがあるとき

なお、上記にかかわらず市が必要と判断する場合は、上記に準じた体制を構築するものとする。

### イ 利用禁止及び利用制限

指定管理者は、市において、次に掲げる場合は、本公園の適正な維持運営管理を考慮し、条例第6条の規定による利用の禁止又は制限の措置を講じなければならない。利用の禁止又は制限の措置を講じる又は解除するときは、市、府及び民間公園施設設置事業者と連携を取りながら行うものとする。

- (ア) 特別警報が発表された場合（高潮・波浪特別警報は除く）
- (イ) 暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
- (ウ) 土砂災害警戒情報の発表があった場合
- (エ) 避難準備情報が発表された場合
- (オ) その他必要と判断する場合

ウ 避難指示が発表された場合

避難指示が発表された場合には、公園の利用禁止又は制限の措置の完了後、市に報告の上、指定管理者自らも避難するものとする。

エ 異常気象時等の業務内容

指定管理者は市との役割分担のもと、必要な業務を行うこと。

指定管理者の業務及び市との役割分担を以下に示す。

	異常気象時等
市の業務	①指定管理者へ情報提供 ②被害のまとめ ③災害復旧
指定管理者の業務	①自主的な情報収集 ②利用者の安全確保 ③公園施設の保全（民間施設事業者との連携含む） ④被害状況把握 ⑤市への状況報告 ⑥園内危険区域の立入り・使用禁止措置、倒木復旧等の緊急応急処置

※災害復旧等における一時的な応急措置及び、冠水による湖面への園路の清掃業務は、指定管理者の業務とする。

オ 研修計画の策定

指定管理者は、異常気象時の対応に係る研修計画を策定し、市と共有すること。

カ 危機管理マニュアルの策定

指定管理者は、地震や風水害等による被害の発生に備え、危機管理マニュアルを策定すること。

原則として、危機管理マニュアルは市と指定管理者の連名によるものとし、参集体制、連絡体制、研修・訓練、初動時対応、施設閉鎖の最終判断に関するプロセス等の必要事項を記載すること。

ただし、危機管理マニュアルの策定に当たっては、利用者の安全を確保し、市と指定管理者、民間公園施設設置事業者の役割分担が明確になるものであること。

なお、危機管理マニュアルは、必要に応じて随時見直すこと。

キ その他

- (ア) 落雷が発生する恐れがある場合の利用者の安全確保

落雷の危険がある場合、指定管理者は適切に対応すること。

(イ) 竜巻が発生する恐れがある場合の利用者の安全確保

【時点】 竜巻注意情報が発表された場合

【対応】 園内放送により、公園来園者に周知

園内放送例：竜巻注意情報が発表されました。竜巻が発生する危険性がありますので頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めてください。

【考え方】 利用者の身の安全を確保するため、最低限の注意喚起を行う。

(4) 救護

ア 指定管理者は、利用者の事故等救護活動を要する事態が発生したときは、直ちに、最も適切な措置をとらなければならない。

イ 指定管理者は、前項の措置（擦傷、切傷等軽微な事故等による措置を除く。）をとった場合は、その結果を、速やかに市に報告するものとする。

(5) 自動体外式除細動器（AED）

機器が常に使用可能な状態であることを日常的に点検するとともに、使用期限の確認及び有効期限内の交換を確実に行うこと。設置、点検、確認、交換・更新等は、AED 本体、パドル、バッテリー等全ての機器が対象であるため、指定管理者において確実にを行うこと。

なお、処分についても、適切に行うこと。

また、有効期限内であっても、機器を使用したことにより交換する必要がある場合には、交換を確実に行うこと。

(6) 衛生管理

公園は、不特定多数の来園者の利用があるため、トイレ等の利用に対する感染症等の予防対策を行うこと。また、各種感染症等の発生が確認された場合は、指定管理者は市へ直ちに第 1 報を報告し、その後も逐一報告すること。

ア 公園において様々な感染症等が発生した場合の関係機関との連絡体制を作成すること。

イ 特に食中毒が多く発生する夏場については、トイレ等公園利用者が直接触れる施設について洗浄や消毒の実施、手洗い場に薬用石鹸を設置して手洗いの励行をすすめること。

来園者に対し、チラシや張り紙による注意喚起や啓発活動等の対策を講じること。

(7) 事件・事故への対応

公園区域内の事件・事故への初期対応は指定管理者が行うこととし、市へ速やかに（概ね 1 時間以内に）第 1 報を報告するとともに、苦情等処理簿に内容を記載して提

出すること。

事件・事故が発生した際には、迅速に対応し、警察・消防・保険会社等の関係機関へ速やかに連絡・調整を行うこと。なお、休日・時間外・夜間においても、指定管理者は、市と指定管理者で共有する緊急連絡体制表の市の緊急連絡先に、速やかに連絡を取り、報告を行うこと。

被害者への対応、事故原因（管理運営の瑕疵に起因するものか、施設の設計・構造上の瑕疵に起因するものか）の究明、再発防止の方針については、市と指定管理者が連携して対応しなければならない。

また、防犯の関係で警察等から要請があれば、積極的に協力するように努めること。

また、市より随時情報提供を行う、国・他自治体等の事件・事故等の情報・注意喚起を参考に、安全点検の確実な実施を図るとともに、類似の事件・事故の防止に努め、安全対策・安全確保に万全を期すこと。

※事件・事故に係る内容を苦情等処理簿に記載する事項として、事件・事故発生日時、被害者の名前、住所及び連絡先、事件・事故状況が把握できる現地写真及び状況報告、被害者への初期対応等を記載することとする。

#### (8) 不法占拠対策

不法占拠やホームレスの対策については、市と指定管理者が協力することで、撤去・退去を行っていくことになる。

市が主体的に対処するものとし、指定管理者は、市が行う不法占拠の排除に協力すること。なお、公園内の野宿生活者については、人権に配慮しつつ、次のとおり適切な処理を行うこと。

##### ア 日常的な状況把握

指定管理者が巡視業務の中で園内の状況を把握するとともに、指導等臨機応変な対応を行う。

##### イ 現場対応

指定管理者が巡視を行っている際、テントの設置等、公園を不法に占拠している状況に遭遇した場合又は設置を現認した場合には、当人を確認し、違法であることを告げ撤去・退去を指導するとともに、市に連絡して対応を協議する（特に初期対応が重要なので積極的に指導する。）。

##### ウ 注意警告（一斉警告）

市が主体となり、指定管理者が市のバックアップを行う。

（口頭警告は、市が担当し、警告文の貼り付けは指定管理者が協力して担当）

##### エ 放置物件の撤去勧告（再警告）・撤去

市が主体となり、指定管理者が市のバックアップを行う。

（市の指示の下に撤去作業・搬出等を実施）

オ 不法占拠対策における市と指定管理者の役割分担

区分	市	指定管理者
1 不法占拠の排除		
(1) 現状の把握及び初期対応（巡視・指導）		○
(2) 公権力の行使（法第 27 条に規定する監督処分）に係る事務（警告、撤去命令、代執行等）	○	
2 ホームレス対応（巡視、指導、相談）		
(1) 移動型のホームレス対応		○
(2) 新規流入者の対応		○
(3) 福祉機関との協議調整	○	
(4) 関係機関が実施する結核検診、医療・法律相談会の対応	○	
(5) ホームレス自立支援センター関係	○	
3 不法占拠防止のための公園整備計画の検討	○	
4 苦情対応		○

※ 指導、相談については、常時複数体制により従事しなければならない。

(9) 不法投棄

指定管理者は、公園内で不法投棄物件を発見した場合は、速やかに撤去を求めると。

投棄者不明等、公園管理者自ら撤去処分が必要な場合は、物件の種類や適用法令に注意しながら、適切に処理すること。なお、下記の不法投棄物件についての留意事項は以下のとおりとする。

ア 放置自動車

(ア) 放置自動車については、市が法第 27 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の措置を行うにあたり、指定管理者は、市に協力するものとする。

(イ) 管理許可・設置許可・占用許可を受けている公園施設内において放置自動車があった場合は、許可を受けている者が原則として対処するものとする。

イ 放置自転車

放置自転車を確認後、茨木警察署（原動機付自転車は市）に所有者照会し、所有者不明の場合は、遺失物法に基づき保管すること。撤去に際しては茨木警察署による現状確認を受ける等、トラブル防止に努めること。

ウ 家電製品

家電リサイクル法に留意して処理すること。

なお、市が法第 27 条第 3 項の規定により簡易代執行の手続を行う場合は、指定管理者は市に協力すること。

## 6 計画・報告・記録等

(1) 年度計画

ア 年度計画（指定管理期間）

(ア) 年度計画書等の提出

- a 指定管理者は、指定管理期間を5年以上とする場合、指定管理者の公募に際して提出した提案書を踏まえ、指定管理期間全体の年度計画書及び収支予算書（年度計画書及び収支計画書をあわせて、以下「長期計画書」という。）を作成し、市との協議を経て、指定期間初年度の前年度2月末日までに市へ提出しなければならない。

イ 年度計画（5か年）

(イ) 年度計画書等の提出

- a 指定管理者は、指定管理者の公募に際して提出した提案書及び長期計画書を踏まえ、指定管理開始後5年間の年度計画書及び収支予算書（年度計画書及び収支計画書をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、市との協議を経て、指定期間初年度の前年度2月末日までに市へ提出しなければならない。
- b 指定管理者は、5年ごとに中期計画書を見直し、次期5年間の中期計画書を作成し、市との協議を経て、前年度の2月末日までに市へ提出しなければならない。
- c 中期計画書については、年度計画（1年）の実績を踏まえ、修正すべき事項が発生した場合、随時見直しすることができる。

ウ 年度計画（1年）

(ウ) 年度計画書等の提出

- a 指定管理者は、毎会計年度3月15日までに、次年度に予定する年度計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- b 年度計画書は、毎年度の見積書として取り扱う。
- c 新たに指定管理者として指定された団体は、中期計画書に基づき、指定期間初年度の前年度2月末日までに、初年度の年度計画書（補修・修繕計画書、維持管理計画書含む。）、収支計画書及び管理体制計画書（配置する職員の資格証の写しを含む。）を作成し、市との協議を経たうえで、これを記載した年度計画書を市に提出しなければならない。

指定管理者は、2年目以降、毎年度3月15日までに、次年度に予定する年度計画書（補修・修繕計画書、維持管理計画書含む。）、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、市との協議を経たうえで、これを記載した年度計画書を市に提出しなければならない。

なお、管理体制計画書中、有資格者一覧に記載された者（主要業務担当一覧に記載された者のうち資格を有する者も含む。）については、その資格を有することを証する資格者証及び被保険者証を提出すること。

被保険者証の写しを取る場合には、記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。

- d 市は年度計画書に不備がある場合や、管理業務の達成に支障があると認めるときは、指定管理者に補正を求めなければならない。
- e 指定管理者は、年度計画書に記載した内容を変更しようとするときは、市と打合せ簿により協議して了承を得なければならない。

## (2) 報告義務

### ア 報告書の作成

指定管理者は、公園の管理に関する次に掲げる事項を記載した定期報告書及び事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。なお、収支報告書を作成するにあたり、収入・支出とともに事業内容が指定管理業務か自主事業であるか明確に区分したうえで、記載すること。

#### (ア) 定期報告書

毎月終了後 14 日以内に、当該月における次に掲げる事項を記載した定期報告書を市に提出すること。

- a 公園の利用状況
- b 利用料金収受状況

#### (イ) 事業報告書

毎年度終了後 30 日以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した報告書を市に提出すること。

- a 管理業務の実施状況
- b 維持管理報告書
- c 公園の利用状況
  - (a) 年間来園者数（概数）
  - (b) 施設の利用状況報告書（来園者数（概数）、施設利用件数・時間・収入実績等）
- d 管理業務に係る経理の状況（業務全体の収支、指定管理業務及び自主事業別の収支、保守点検及び修繕・補修に要した経費等指定管理業務に係る支出経費の内訳、利用料金の収受状況）
- e 個人情報の保護及び情報公開への取組状況
- f 利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況
- g 人権研修の実施状況
- h 障がい者雇用状況報告書又は障がい者雇入れ計画実施状況
- i 苦情等集計表（公園内であった年間の苦情・要望の件数）
- j 年間エネルギー使用量（燃料、ガス及び電気）等

k その他、市が必要と認める事項

(ウ) その他の報告書

毎会計年度終了後 90 日以内に、当該会計年度における次に掲げる事項を記載した報告書を市に提出すること。

a 貸借対照表

b 損益計算書

c 財産目録

d 上記書類が作成されていない場合は、これらに相当する書類

e その他、市が必要と認める事項

※指定管理者の決算時期が、当該報告書提出期限以降となる場合については、その旨を市へ報告すること。

※報告書の提出について、やむを得ない事情が発生し、提出が困難である場合は、事前に市と打合せ簿を使用し、協議を行い、その指示を仰がなければならない。

イ 巡視結果の報告

(ア) 巡視結果の報告については、次のとおりとする。

a 指定管理者は、巡視計画に基づき、巡視結果を日報に毎日記載すること。

b 指定管理者は、市による履行確認の際に、巡視結果を報告できるようにしなければならない。

(3) モニタリング

ア 指定管理者の実施事項

(ア) 業務遂行の記録、自己モニタリング

指定管理者は、申請時に提出した事業計画書や毎年度の年度計画書、本要求水準書に沿って、指定管理業務を適正に遂行しているかどうかについて、日常・定期的に行う施設の清掃、点検等や施設の利用状況、料金の収納状況などについて記録するとともに、業務改善につなげるための自己評価（成果の有無、課題と解決策）を行い、その結果を公の施設評価シートに記載し、市へ提出するものとする。

(イ) 利用者アンケートの実施

市の定める「施設利用者アンケート実施計画」に基づいて、利用者の声を聴くためのアンケートを実施・分析し、業務改善につなげるための自己評価を行い、集計結果等を公の施設評価シートに記載し、市へ提出するものとする。

なお、施設に用紙を常設するだけでは、不十分な場合は利用者に個別配布する等、アンケートの実施方法を工夫し、積極的な意見の聴取に努めることとする。

(ウ) 提案事項一覧表

指定管理者は、中期計画書に記載の提案事項に対し、中期計画初年度の 4 月に提案事項一覧表作成し、市に提出しなければならない。また、毎年度評価シート提出

時（11月頃）、及び翌年度4月に進捗状況等を記入し、市に提出しなければならない。なお、中期計画最終年度は、事業報告書と合わせて市に提出しなければならない。

市は、複数年度にわたって達成度を確認していく項目もあることから、「提案事項一覧表」について年に2回（11月及び4月）進捗状況を確認するものとする。

#### イ 市の実施事項

##### (ア) モニタリング計画の作成

市は、公の施設評価シートを用いて、モニタリング計画を定める。

計画作成の際は、協定書、本要求水準書、提案事項等を基に、指定管理者と協議の上、あらかじめ達成すべきサービス水準を具体的に設定するものとする。

##### (イ) 施設利用者アンケート実施計画の作成

市は、指定管理者と協議の上、利用者アンケートの実施計画を定める。

#### 【アンケート実施計画で定める事項】

- ・実施の有無・・・実施しない場合は、その理由も記入
- ・実施方法・・・意見箱の常設、期間を定めて実施、講座などで配布等
- ・調査項目・・・アンケートに掲載する質問項目（8～12項目程度）

##### (ウ) 計画書の確認

年度計画書の確認を行う。

##### (エ) 報告書の確認

事業報告書等に基づき、本公園の管理運営や収支状況等の確認を行う。

##### (オ) 現場での確認

報告書の確認だけでなく、立ち入り検査・指定管理者へのヒアリング等の実施により、現場での業務遂行状況の確認を行う。

##### (カ) 随時の確認

市へ直接寄せられる苦情や内部通報等について、随時指定管理者に確認を行う。

##### (キ) 業務改善の勧告

報告書や現場での確認等により、市は指定管理者が提供するサービス水準や収支状況进行评估し、改善が必要な場合は、勧告を行う。勧告に従わない場合は、指示を行う。

##### (ク) モニタリング結果の記録

市において、当年度のモニタリング結果（評価及び所見）及び、施設運営状況を「利用状況」「収支状況」「利用者ニーズの把握と対応」「運営状況」の区分によって記入し、これに基づく「総合評価」を指定管理者の自己評価も踏まえ行う。

##### (ケ) 委員会への報告

市は、毎年度評価結果を委員会へ報告する。

##### (コ) 評価結果の公表

委員会への報告後、市は評価結果をとりまとめ、指定管理者による1年間の施設

運営状況や利用者アンケートの結果を総合的にまとめた資料として、ホームページ等で公表する。

(4) 指定の取消し等

ア 条例第2条の12の規定により、指定期間中であっても、市長の指示に従わないときその他、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し又は期間を定めて、管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

提案内容及び指定管理者として遵守すべき事項を誠実に履行しない場合は、市長がその履行を指示することがある。その指示に従わない場合には、上記の条例に基づく処分の対象となることがある。

イ 指定管理者が年度計画に記載された業務を履行しない場合や、市が求める管理レベル（募集要項、本要求水準書に記載している管理内容）に達していない業務がある場合は、当該業務について協定を解除し、協定金額の減額を行うことがある。この場合において、市に損害が生じたときは、指定管理者は、この損害を賠償しなければならない。

(5) 再委託等について

指定管理者は、管理業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせなくてはならない。主要な部分とは、原則、都市公園条例に基づく行為許可、使用許可及び当該公園施設の運営管理又は維持管理をマネジメントする業務をいう。

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは次のとおりとする。

ア 市の入札参加停止中又は入札参加除外中の業者に、業務の一部を請け負わせ又は委託することはできない

イ 第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

ウ 再委託をする場合は、業務における不適格者を排除するため、再委託先から指定管理者へ「誓約書」を提出させるものとする。（市への提出は不要）

エ 指定管理者が再委託先の労務状況を管理するため、再委託先から指定管理者へ「労働関係法令セルフチェックシート」を提出させるものとする。（※市への提出は不要）

(6) リスク管理

指定管理者は、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置を講じる等、公園利用者の安全確保に努めること。

指定管理者は、運営管理及び維持管理に当たり、公園施設及び備品等の貸付物品を損壊又は破損したときは、市が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠

償することとする。ただし、やむを得ないときは、市の承認により原状回復や撤去等を不要とする。

市及び指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が、原因者に原状復旧を求めるものとする。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、公園の適正管理の観点から、指定管理者が原状復旧を行うこととし、原状復旧は、指定管理者が市に提出する年度計画書（補修・修繕計画書）において示す補修・修繕費の範囲内とする。

なお、被害が大きく（修繕費の範囲を超える場合や指定管理者のマネジメントの範囲を超える場合等）指定管理者による機能復旧が困難な場合は、市が復旧するものとする。

警察や消防への被害・罹災届等の手続は、市と相談の上、指定管理者が行うこと。

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）については、次の「リスク分担表」によるものとする。

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価・賃金の変動	物価や人件費の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及びほかの項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	要求水準書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	
指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	

	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合）	○	
施設・設備・備品等の損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
警備業務、セキュリティ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

※その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

※公園施設の欠陥に起因する事故等であっても、市から指定管理者への注意喚起がなされていたにもかかわらず、安全管理を怠っていた場合は、指定管理者の管理瑕疵となる。

※設置瑕疵については、次の「保険加入について」のとおり、市を「被保険者」とする保険に加入することを義務付けします。保険証書の写しを市に提出すること。

【 保険加入について 】

下表のとおり市を「被保険者」とする保険へ加入すること。保険証書の写しは市に提出すること。

保険の名称		加入義務
施設賠償責任保険 設置瑕疵・管理瑕疵	必須	被保険者は「茨木市並びに協定者」とし、対象は「自主事業を含む公園管理業務」としてください。
車両保険	必須	災害時、緊急時の際等で、管理者以外の者が運転又は同乗しているときの事故に対しても、対物・対人に対する補償が可能な保険に加入してください。
火災保険	任意	任意に加入することは妨げません。
盗難保険・その他	任意	任意に加入することは妨げません

(7) 引継ぎ事項

指定期間満了時には、次期指定管理者への引継ぎに当たる書類及び留意事項の作成並びに時期指定管理者への必要な引継ぎを行うこと。市が必要と認める公園の管理運営に関するデータ等についても無償で提供すること。また、利用者に不便をかけないようにするため、作成したホームページ等については、次回の指定管理者に必要な引継ぎを行うこと。

(8) 検査・監査への協力

ア 指定管理者は、市が行う実地調査等に際しては、これを拒み、妨げ又は資料若しくは報告書の提出を拒んではならない。

イ 市の機関が行う検査及び監査には協力しなければならない。

(9) 市が実施する事業への協力

ア 市が実施する事業への支援・協力

以下について積極的に支援や協力を行うこと。

(ア) 市の事業を公園において実施する場合の優先的な予約等、市が実施する事業

(イ) 公園の利活用や利用者サービスの向上に係る市からの提案

(ウ) 市が条例に基づき許可する催し物等の安全な開催

イ 施設の老朽化や計画的な更新による市の工事等に伴う公園施設の閉鎖について、指定管理者はこれに協力すること。

ウ 市が公募により許可した自販機を設置している場合、指定管理者はこれに協力するものとし、次の項目について、自販機設置事業者と協議を行い、協定書で定めることとする。

(ア) 使用済容器・ゴミの回収方法について

(イ) 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

(ウ) 自動販売機利用者からのクレーム・トラブル処理について

(エ) 事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

(オ) メーターの検針及び光熱水費の支払い方法について

(カ) 非常時の際のフリーベンド方法について

(キ) その他協議が必要な事項について

オ 市発注工事に伴い、園内の電気・水道が用いられる場合、指定管理者はこれに協力するものとし、メーターの検針及び光熱水費の支払い方法について工事業者等と確認・調整すること。

カ 指定管理者は、運営管理及び維持管理に関して、各種照会、実地調査、協議等を、市が求めた場合には、応じるものとする。

また、指定期間中の社会経済情勢の変化等により、業務内容の変更を市が求めた場合についても、協議に応じるものとする。

(10) 来園者数調査について

指定管理者は、四半期に1回、任意の土日祝日に公園入口にて来園者数のカウントを行うこと。また最初の来園者数のカウント日に近い平日に来園者数をカウントし、それをもとに平日の来園者数の係数を決定すること。

上記の数値をもとに1年間の来園者数の報告を行うものとする。

(11) 苦情等対応簿・苦情等集計表

指定管理者は、業務を行うに当たって、来園者や近隣住民から苦情や要望を受けた場合は、苦情等対応簿に記録し、市の責務において対応すべき内容である場合は、速やかに市に報告しなければならない。また、指定管理者の責務において対応すべき内容である場合は誠実に対応しなければならない。また、苦情等の内容別に分類し、苦情等集計表に取りまとめて、市に報告しなければならない。

(12) 指定管理に係る情報の提示

指定管理者は指定管理業務に関する全ての業務情報について、市が必要として提示を求める場合は、これを情報提供するものとする。

公園管理図面等への修正が生じた場合には、これを市へ報告するとともに貸与する図面・台帳を朱書きして市へ提出するものとする。

その他、公園管理において判明した公園管理図面等への加筆・訂正箇所は図面・台帳を朱書きして市へ提出するものとする。

(13) 適正な公金管理について

会計処理に当たっては、公園ごとに指定管理業務及び自主事業を区分して経理すること。会計処理に関する取扱いを決めて、指定管理業務及び自主事業の出納状況が分かるように会計帳簿を作成し、適正な会計管理を行うこと。

また、指定管理業務として窓口での現金取扱いが生じることから、手持現金の取扱いを決める等、トラブル防止体制を整えておくこと。

## 7 その他

本要求水準書に記載のない事項については、市と指定管理者双方において協議により、定めることとする。

## 安全管理要領

### 1 総則

本要領は、ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）（以下、「本公園」という。）の公園施設点検基準を定め、公園利用者の安全性・快適性の確保や施設の機能保全を図ることを目的として定めるものである。「点検」とは、管理対象施設（遊戯施設、建築物、工作物、設備、樹木等）の状態や劣化の程度などを、あらかじめ定めた手順により検査することをいい、異常または劣化がある場合に必要に応じて措置し、対応を判断することを含んでいる。

なお、公園は、健康・レクリエーションや癒し・やすらぎの場を提供する施設であることから、基準に定められた点検などを着実に実施し機能確保することはもとより、公園管理に携わるすべての者は、より安全で安心・快適な公園となるよう、専門的な知識の習得や意識の向上を図るものとする。また本要領に示されている法令・計画・指針等については、常に改訂などが行われていないか確認し、最新版をもとに、点検などを実施するものとする。

### 2 各公園施設の点検基準

各公園施設の点検は、本要領によるほか、「公園施設の安全点検に関する指針（案）」（平成27年4月 国土交通省）、その他関係法令等に留意して実施すること。

#### (1) 遊戯施設点検

遊戯施設の点検は、本要領によるほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月 国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」（平成26年6月 一般社団法人 日本公園施設業協会）に留意して実施すること。

また、施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置または修繕を行い、事故の未然防止に努めること。

#### ア 日常点検（日常巡視）

主として、目視・触診を行うことにより、施設の変状や異常の有無などを調べる。特に利用者に危険を及ぼす可能性がないか確認する。

(ア) 点検に先立ち、遊具名、異常の有無などの項目を記載した「日常点検チェックリスト」を作成し、市に確認を受ける。

(イ) 点検頻度は、日々の公園巡視に併せて、基本的に毎日実施する。また、適正利用の指導や危険な遊びへの注意喚起を併せて実施する。

#### イ 定期点検 <実施頻度：年1回>

定期点検は、遊戯施設の各部位・部材の変状状態について、専門技術者により実施する点検であり、目視・触診・打診・聴診のほか、必要に応じて施設を分解し、専用計測器等を使用して、不可視部分も含めて、詳細に点検を行う。

(ア) 本点検は、「遊具の安全に関する規準」に定める定期点検を指す。また必要に応じて、「遊具の安全に関する規準」に定める精密点検も実施すること。

(イ) 点検頻度は、年1回を標準とするが、必要に応じて随時実施する。

(ウ) 点検結果は、点検表及び写真を維持管理報告書に綴じ、提出すること。点検表の様式は、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づき作成する。

(エ) 点検に必要な専門技術者は、以下の資格を有する者とする。

a （一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設点検管理士」または「公園施設点検技士」（「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」でも可）

b 「遊具の安全に関する規準」に定める精密点検については、「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」

(オ) 点検した際に、不備が認められた場合、随時市に報告すること。

## (2) 建築物点検

### ア 日常点検（日常巡視）

指定管理区域内にある公共施設となる建築物の外壁、建具、排水口等について、目視により施設の変状や異常の有無を確認する。排水口の詰まりは漏水や躯体の劣化の原因となるため、常に清掃を行うこととする。施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

### イ 定期点検 <実施頻度：1回／3ヶ月>

「公共施設点検マニュアル」（令和2年7月 茨木市）の日常点検チェックシートを参考に、指定管理区域内にある公共施設となる建築物の外壁、排水口、屋根（屋上）、建具、内壁等について、目視により施設の変状や異常の有無等を確認する。

## (3) 建築設備等点検

### ア 日常点検（日常巡視）

建築設備等（防火設備、建築設備）について、目視により変状や異常の有無等について点検を行い、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

### イ 定期点検（特定建築設備等法定点検） <実施頻度：1回／1年>

特定建築設備等（防火設備、建築設備）について、建築基準法施行規則第6条の2に基づき、以下のとおり適切に法定点検を行うこととする。

#### (ア) 防火設備

国土交通省告示第723号「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」により適切に行うこととする。本点検の専門技術者は1級建築士、2級建築士、防火設備検査員（国土交通大臣登録資格）とする。

#### (イ) 建築設備

国土交通省告示第285号「建築設備等の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」により適切に行うこととする。

本点検の専門技術者は、1級建築士、2級建築士、建築設備検査員（国土交通大臣登録資格）とする。

## (4) 園路・広場・工作物等点検

### ア 日常点検（日常巡視）

管理対象外施設を除く全ての園路・広場・工作物（柵、ベンチ等の管理施設など）（以下、「工作物等」という。）について、目視により施設の変状や異常の有無等を確認し、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

公園管理区域の境界付近など、対象となる工作物等が不明瞭な場合は、事前に市に確認のうえ点検を実施することとする。

## (5) 電気・消防設備点検

### ア 日常点検（日常巡視）

電気・消防設備について、目視により、変状や異常（異常音や警告ランプ点灯、照明灯の不点灯等）の有無等の確認を行い、施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、

事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検 <実施頻度：「(ク) 業務内容及び点検対象・頻度」を参照>

- (ア) 電気事業法に基づき電気工作物等の維持及び運用に関する保安の確保のために必要な点検、測定を実施する。
- (イ) 業務の内容及び点検対象・頻度は、(ク) 業務内容及び点検対象・頻度の通りとする。
- (ウ) 点検業務には、設備の運転・停止、停電を伴う作業もあるので、市及び民間施設設置事業者と作業工程やその方法を十分協議の上で実施する。
- (エ) 絶縁劣化した回路が確認された場合には、可能な限りその箇所や範囲を特定し、対策を講じる。
- (オ) 点検結果は、年度終了後維持管理報告書に綴じ、市に提出するものとし、異常のある場合は、可能な範囲で原因の究明に努めるとともに、市と随時協議のうえその対策や応急処置等を行う。
- (カ) 電気事業法に基づく保安管理に関する諸手続きを行う。
- (キ) 提出図書
  - a 点検結果報告書(下記の内容のものとする。)
    - (a) 点検場所・項目内容・実施日の一覧
    - (b) 点検結果 (消防設備に関する報告形式は、消防法に基づくものとする。)
    - (c) 各測定、試験結果
    - (d) 年度末時点の点検対照表 (場所、名称、数量)
    - (e) 年度末時点の単線結線図、施設配置図、平面図等点検作業に用いた図
  - (ク) 業務内容及び点検対象・頻度
    - a 一般電気工作物の巡視・点検・測定試験 [低圧で受電する電気設備。分電盤等]
      - (a) 外観点検、外灯点灯試験 : 年2回 (半期毎)
      - (b) 観察点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 : 年1回

※1 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。

- ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- ② 電線と他物との離隔距離の適否
- ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- ④ 接地線等の保安装置の取付け状態

※2 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

- b 消防設備の点検 [消防法に基づく防火対象物に設けられている消防用設備の点検。火災報知器、非常用警報設備、消火栓設備等。]
  - (a) 外観・機能点検 : 年2回
  - (b) 総合点検 : 年1回

※1 有効期限が切れた消火器については、適宜、指定管理者が交換する。

※2 指定管理者により消防署への報告 (3年に1回) を行う。

## (6) 給排水設備点検

### ア 日常点検 (日常巡視)

給水設備は毎月の使用料を把握し、目視により変状や異常の有無を確認するなど、漏水等の事故がないよう点検する。

毎日の日常点検において、漏水、集水桝内の土砂の堆積状況、桝蓋やバルブボックス等の亀裂、脱落、目詰まり等の異常の有無について点検を行い、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

また、排水設備については定期的に集水桝や配管内の清掃を行い、適切に機能するよう維持管理に努

める。

イ 定期点検

加圧給水ポンプについて、水道法に基づく法定点検を適切に行う。

(7) 下水道設備点検

ア 日常点検（日常巡視）

目視により警告ランプや異常音、外観の変状や異常の有無等について点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検

下水道設備について、専門業者等により定期的な清掃及びポンプ設備の保守点検やオーバーホールを行い、異常が報告された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

(8) その他設備点検（灌水設備等）

ア 日常点検（日常巡視）

目視により警告ランプや異常音、外観の変状や異常の有無等について点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者に修繕を依頼するなど機能回復に努める。

イ 定期点検

専門業者等により定期的に点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

(9) 照明灯等基差点検

ア 日常点検（日常巡視）

照明灯、標識等ポール状の構造物について、腐食等による転倒を未然に防止するため、日常的に点検し、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて対象施設付近に近づかないようにカラーコーン等で明示し、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検 <実施頻度：1回／5年>

「大阪府道路付属物（標識、照明灯）点検要領」（平成28年4月 大阪府 都市整備部 交通道路室）（以下、「道路付属物点検要領」という。）を参考に、点検用資機材を併用した近接目視などによる点検を行う。

また、直近の定期点検により要経過観察となっているものは、年1回点検を行うものとする。

(10) 公園内の樹木等点検

公園内の樹木等の点検は、本要領によるほか、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月 国土交通省）に留意して実施すること。

原則、本公園内の全ての樹木等を対象とするが、倒木、落枝による来園者への被害の及ぶ恐れのない箇所（立入り禁止区域や、山間部沿いの園路沿い以外の箇所など）の樹木等は除く。

ア 日常点検

樹木や竹等（以下、「樹木等」という。）について、目視により、枯れ、異常の有無を点検し、公園利用者の安全を確保する。異常が認められた場合は、市へ速やかに報告の上、必要に応じて立入禁止措置や、剪定、伐採等の処置を行い、事故の発生を未然に防止するとともに、樹木等の健全な育成や良好な景観の維持に努める。

なお、異常が認められ、さらに精密な点検が必要な場合は、状況に応じて樹木医や専門業者に依頼するなどの適切な対応を行う。

(参考) 日常点検の点検項目

- (ア) 倒伏、落枝による利用障害
- (イ) 枯れ枝、ぶら下がり枝（かかり枝）で落枝危険性の高いもの
- (ウ) 視距の阻害
- (エ) 突出枝
- (オ) 樹木の不自然な傾斜など、定期点検以上の段階の点検項目でも明らか確認できる変状及び異常

イ 定期点検 <2回/年>

目視等により、日常点検よりも詳細な点検を行う。特に園路付近の人が利用する場所については、適宜揺動により点検を行う。点検の時期は、利用者が増加する時期の前や、台風が発生するシーズンの前、枯損枝の発見が容易な展葉期など、利用者や樹木の特性を踏まえて計画し、年2回程度実施する。

(参考) 定期点検の点検項目

日常点検の点検項目に加え、目視や揺動により、以下項目について点検

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| [揺動による点検]        | (カ) 外周道路の建築限界             |
| (ア) 樹幹の揺らぎ       | (キ) 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み     |
| [目視による点検]        | (ク) 支柱の樹幹への食込み            |
| (イ) 樹幹の不自然な傾斜    | (ケ) 舗装部の根上がり              |
| (ウ) 樹幹の亀裂        | (コ) 踏圧防止版の損傷・不陸・根本への食込み   |
| (エ) 樹幹・大枝・地際のキノコ | (サ) 利用者に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木 |
| (オ) 樹勢、樹形        | (シ) その他特記すべき変状及び異常        |

ウ 専門点検 <実施頻度：必要に応じて実施>

指定管理者が行う日常点検や定期点検とは別に、園路沿いや外縁部の道路・民地沿いなどの高木について、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に基づき診断を実施し、樹木診断カルテを作成するとともに適切な処置を施すための判定を行う。

(11) 落石点検・法面对策

ア 日常点検

公園の法面などを対象に、日常巡視の中で落石等の変状や異常の有無について目視点検を行う。異常が確認された場合は、速やかに市に報告するとともに、必要に応じて危険な石の除去や周辺区域の立入禁止措置等を講じ、事故の未然防止に努める。

3 その他

(1) 点検結果の報告、共有、保管 【指定管理者・市】

ア 指定管理者は、各施設の法定点検・検査において、報告が義務付けられているものについては、点検結果を速やかに所管する官公庁等に報告するものとする。

イ 各施設の定期点検、専門点検、その他把握しておく必要があると判断した保守点検結果については、市と指定管理者において、点検結果報告書を速やかに共有するものとする。

ウ 法令により、実施主体において一定期間の保管義務が定められている点検結果報告書については、それぞれの実施主体の責任において義務期間中は適切に保管するものとする。なお、指定管理者が実施し保管している報告書について、指定管理者の変更時には、次期指定管理者に引き継ぐこととする。

(2) 臨時点検 【指定管理者】

異常気象時や地震発生時など施設に異常が生じる恐れがある場合や、他公園などにおいて類似施設による事故が発生した場合など、必要に応じて事故の未然防止の観点から、臨時点検を行うものとする。

また、市が臨時点検・調査を求めた場合は協力することとする。

<参考：遊戯施設定期点検チェックリスト様式（例）>

遊戯施設定期点検チェックリスト様式（例）

遊具情報					
公園名	○○公園	遊戯場名	○○遊戯場		
遊具名	○○公園				
備考					
大種別	滑降系遊具	中種別	滑り台	小種別	FRP系
点検情報					
実施者氏名		点検年月日	年	月	日
点検結果					
<b>専門技術者による精密点検の点検項目を参考に点検項目を設定する</b>					
○揺動系（ブランコ、スプリング遊具など） 着座部の変状・くされ・磨耗・取り付け状況など、チェーンの磨耗・金具取り付け状況など、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など					
○上下動系（シーソーなど） 支点部・緩衝部の変状・磨耗・錆・ずれなど、柄の変状・ぐらつき・錆・ねじ類緩み、軸受・腕部・脚部の変状・錆・金具取り付け状況など、着座部のささくれなど					
○回転動系（回転ジャングルジムなど） 支柱と回転部の遊び、軸受・ベアリングの破損など、パイプ枠の変状・腐食・磨耗・ぐらつき・金具の緩みなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など					
○滑走系（ターザンロープなど） ロープの磨耗、金具の取り付け状況など					
○滑降系（すべり台など） 滑走部の変状・くされ・磨耗・突起、回転不良（ローラーの場合）など、側板・手摺・踊場・連結部・階段の変状・ぐらつき・錆の有無・突起・塗装剥離・異常音など、基礎部・階段の地表面凹凸や障害物など					
○懸垂運動系（ラダー、鉄棒など） 部材の変状・くされ・ぐらつき・磨耗、金具取り付け状況など、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など					
○登はん運動系（ジャングルジム、登はん棒、クライムネットなど） 縦・横部材の変状・磨耗・錆・ぐらつき・金具の緩みなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など					
○平衡系（平均台、プレイステップなど） 部材の変状・くされ・ぐらつきなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など					
○複合系（複合遊具） 遊具を構成するパーツ特性に応じた内容					
○その他（砂場など） 砂の充足・ガラス片など異物の混入・犬猫の糞・排水不良など					
評価	1. 異常なし 使用中	2. 要観察	3. 異常有り（使用可）	4. 使用中止	
コメント					





項	目	細目	分類	数量	作業頻度	
植物管理	草地管理	除草工	手刈り	100m <sup>2</sup> /1回	2回/年	
			機械刈	5,500m <sup>2</sup> /1回	2回/年	
	芝生管理	芝生管理工	芝刈り	1,964m <sup>2</sup> /1回	10回/年	
			施肥	1,964m <sup>2</sup> /1回	3回/年	
			目土掛け	1,964m <sup>2</sup> /1回	1回/年	
			病虫害防除	1,964m <sup>2</sup> /1回	随時	
			エアレーション	1,964m <sup>2</sup> /1回	1回/年	
			高中木			
	樹木管理	剪定工	樹種	幹周		
			アベマキ	C=0.18	3本	1回/3年
			アラカシ	C=0.12	7本	1回/3年
			イロハモミジ	C=0.18	3本	1回/3年
			エドヒガン	C=0.12	5本	1回/3年
			エノキ	C=0.21	6本	1回/3年
			クスノキ	C=0.6	1本	1回/3年
			クヌギ	C=0.15	10本	1回/3年
			ケヤキ	C=0.25	4本	1回/3年
			ケヤキ	C=0.15	3本	1回/3年
			コナラ	C=0.15	12本	1回/3年
			シラカシ	C=0.15	3本	1回/3年
			ヤマザクラ	C=0.25	5本	1回/3年
			ヤマザクラ	C=0.15	3本	1回/3年
			ヤマザクラ	C=0.12	3本	1回/3年
			ヤマボウシ	C=0.21	5本	1回/3年
			ヤマボウシ	0.15	2本	1回/3年
			ヤマモミジ	C=0.25	2本	1回/3年
			ヤマモミジ	C=0.15	8本	1回/3年
			ヤマモモ	C=0.3	2本	1回/3年
			ヒサカキ	-	4本	1回/3年
			カナメモチ	-	7本	1回/3年
			カマツカ	-	3本	1回/3年

項	目	細目	分類	数量	作業頻度	
植物管理	樹木管理	剪定工	低木			
			ガマズミ	-	2本	1回/1年
			ソヨゴ	-	3本	1回/1年
			ソヨゴ	-	4本	1回/1年
			タカノツメ	-	2本	1回/1年
			ヤブツバキ	-	4本	1回/1年
			リョウブ	-	1本	1回/1年
			コバノミツバツツジ	-	310本	1回/1年
			ユキヤナギ	3本立	172本	1回/1年
			ヤブムラサキ	-	6本	1回/1年
			地被類			
			ベニシダ	-	1,175株	1回/1年
			ススキ	-	577株	1回/1年
			ナガバジャノヒゲ	3芽立	1,800株	1回/1年
			ヤブコウジ	3芽立	911株	1回/1年

※植栽管理の作業頻度は、市が求める水準とする。

指定管理者において、効率的・効果的な方法及び頻度を検討し、適宜適切に良好な維持管理状態を保つこと。

#### 各作業の開始時期

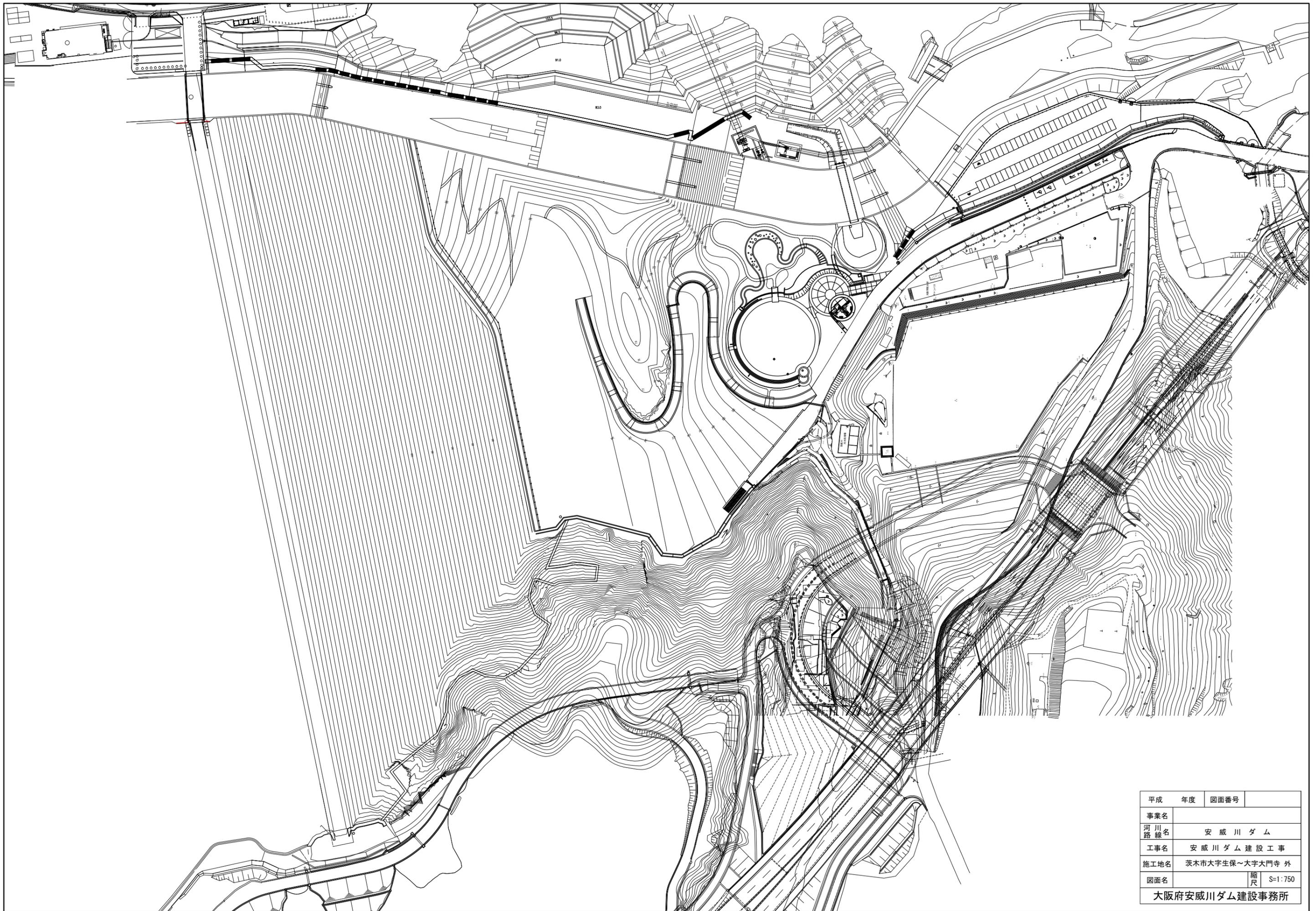
##### ○樹木管理（剪定）

- ・新規植栽の高木・中木は、供用開始後3年目からの作業を想定
- ・新規植栽の低木は、供用開始後2年目からの作業を想定

##### ○草地管理・芝生管理

草地管理及び芝生管理は、供用開始後1年目からの作業を想定しているが、現地状況によって、作業頻度・作業範囲の縮小について、検討すること。

項	目	細目	分類	業務内容
清掃管理	園内清掃		園内清掃A	せせらぎ水路を除く指定管理区域全体を対象とし、週2回を標準として実施する。
			園内清掃B	せせらぎ水路を対象とし、通常清掃を6～9月は週1回、4～5月及び10～11月は月2回、12～3月は月1回、浚渫を冬季以外の四半期に一回（3回/年）を標準として実施する。
	トイレ棟 清掃		日常清掃	週4回を標準として実施する。7月から9月の期間は消毒液を散布する。
		定期清掃	床面清掃	年4回を標準として実施する
			換気ファン清掃	年2回を標準として実施する。



平成	年度	図面番号	
事業名			
河川 路線	安威川ダム		
工事名	安威川ダム建設工事		
施工地名	茨木市大字生保～大字大門寺 外		
図面名	縮尺	S=1:750	
大阪府安威川ダム建設事務所			

ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）  
指定管理者  
選定基準

令和6年（2024年）8月

茨木市

## 【 目 次 】

<b>第 1 審査の概要</b> .....	<b>1</b>
1 指定管理者選定基準の位置付け .....	1
2 審査方法の概要.....	1
3 選定委員会の設置 .....	1
<b>第 2 審査</b> .....	<b>2</b>
1 審査の流れ.....	2
2 資格審査.....	3
3 提案審査.....	3
(1) 提案内容の審査.....	3
(2) 提案の視点 .....	4
(3) 得点の集計方法.....	6
(4) 審査結果.....	6
4 指定管理候補者及び次点候補者の決定 .....	6

## 第1 審査の概要

### 1 指定管理者選定基準の位置付け

指定管理者選定基準は、茨木市（以下、「本市」といいます。）がダムパークいばきた（風の丘ゾーン）（以下、「本事業」といいます。）の指定管理者を決定するに当たって、最も優れた提案を行う事業者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、募集要項等と一体のものとして扱います。

### 2 審査方法の概要

本事業では、事業者の提案する事業スキームに基づき事業を実施することから、事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものです。

従って、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が募集要項に定める要件を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、事業者を選定します。

### 3 選定委員会の設置

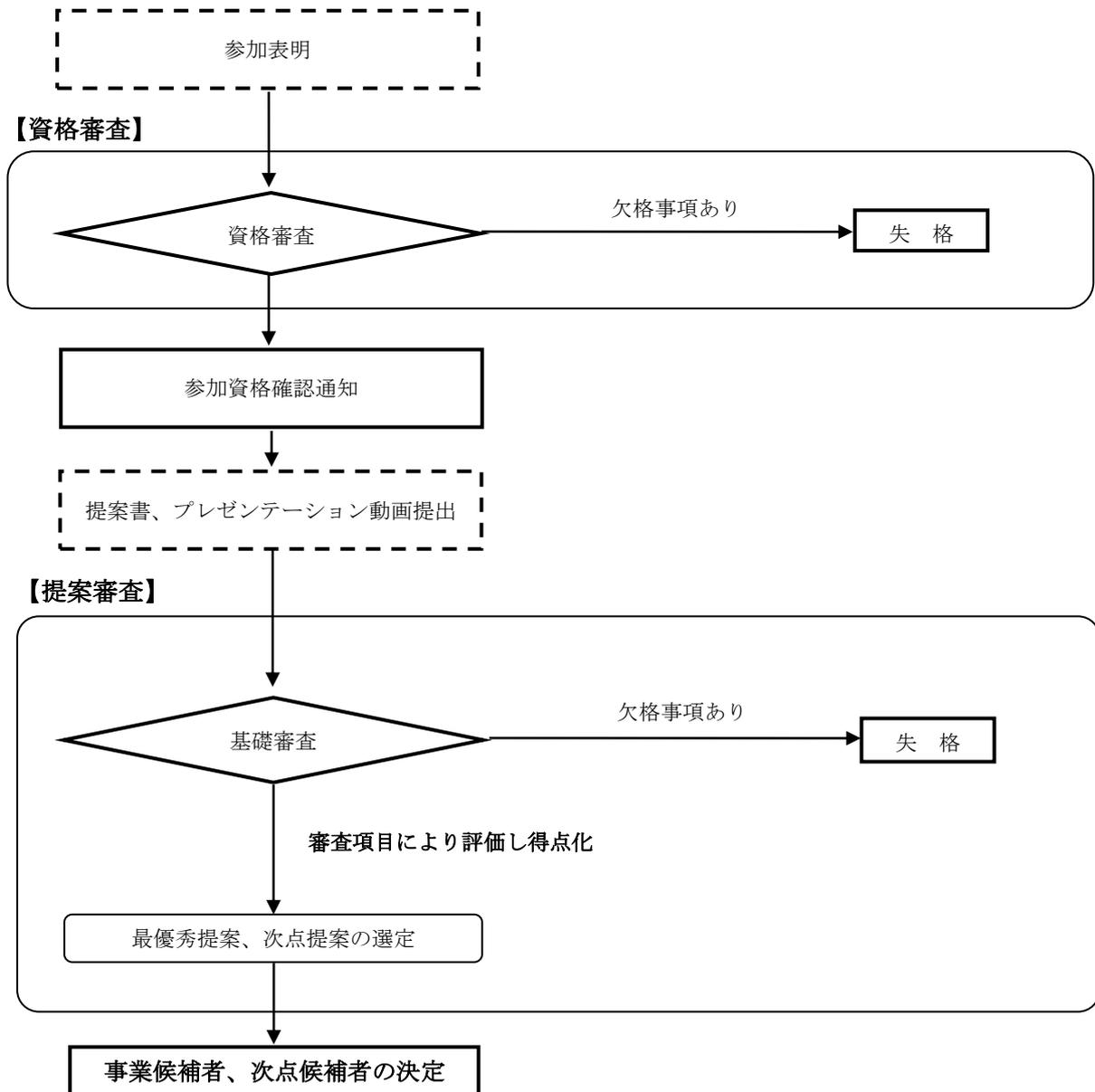
本市は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」といいます。）を設置しています。

選定委員会は、各応募者からの提案について審査し、事業候補者及び次点候補者を決定します。

## 第2 審査

### 1 審査の流れ

本公募における審査は、応募者の参加資格要件を確認する資格審査と、応募者の提案内容を評価する提案審査の段階に分けて実施します。なお、応募者が1社（1グループ）であった場合でも、事業候補者選定基準に従って審査を行います。



## 2 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、選定委員会には上程いたしません。

## 3 提案審査

提案審査では、応募者から提案された内容（以下、「提案内容」といいます。）について、応募者から提出される提案書に関する書類をもとに、選定委員会において審査します。

### (1) 提案内容の審査

下表に示す審査項目のとおり、130点満点とします。

この際、市が応募者に提案を求める全ての項目が記載されているか確認（基礎審査）し、選定基準1～9について提案がない場合や事業条件を満たしていない場合は失格とします。

選定基準	評価項目	配点 (サービス重視の場合)	
<b>1.管理運営の基本方針と意欲</b> 施設の設置目的や市の施策等を十分に理解し、適切な基本方針をもって、施設の効用を最大限発揮する意欲があるか。	【1-1】 管理運営の基本方針	4	2
	【1-2】 管理運営を行う意欲		2
<b>2.管理運営を行う能力</b> 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有しているか。	【2-1】 経営状況、財務規模	10	6
	【2-2】 類似施設・事業の管理運営・実施実績		4
<b>3.施設の管理運営の考え方と方策</b> 個人情報保護や人権尊重の基本的な視点を踏まえつつ、効果的かつ効率的に施設を管理運営できるか。	【3-1】 従事者の雇用、労働者福祉の考え方	30	4
	【3-2】 人員配置		4
	【3-3】 人材育成の考え方		4
	【3-4】 設備の維持管理及び清掃・衛生管理		10
	【3-5】 緊急時対策、安全管理		2
	【3-6】 環境への配慮に関する考え方		2
	【3-7】 個人情報の保護及び情報公開		2
	【3-8】 人権尊重への配慮に関する考え方		2
<b>4.サービス向上の考え方と方策</b> 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供することで、施設の効用を最大限に発揮することができるか。	【4-1】 開業時間	46	2
	【4-2】 利用者ニーズや苦情の把握と対応		10
	【4-3】 利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策		18
	【4-4】 各指定管理事業の具体的な方策		8
	【4-5】 自主事業の実施計画		8
<b>5.収支計画</b> 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであり、かつ管理運営コストの削減を図ることができるものか。	【5-1】 指定管理料の見積もり額	10	10
	【5-2】 収支計画の実現可能性		有・無
<b>6～9.民間施設の整備方針と整備内容</b>	【6】 施設の整備方針と整備内容	12	12
	【7】 民間施設の管理運営の考え方と方策	6	6
	【8】 民間施設のサービス向上の考え方と方策	9	9
	【9-1】 公園使用料の見積もり額*	3	3
	【9-1】 収支計画の実現可能性		有・無
合計		130	

(2) 提案の視点

審査項目ごとの、審査の視点を下表に示します。応募者が提案を行うにあたっては、下記の視点に対する応募者の考え方がわかるよう、留意して下さい。

No.	審査項目		審査の視点
	大項目	中項目	
No. 1	基本方針	管理運営の基本方針と意欲	(1) 安威川ダム周辺整備基本構想に示す北部地域の活性化の視点（以下①～③）をよく理解し、本事業を実施するにあたっての適切な目標や基本方針を示しているか。 ①交流・関わりの促進 ②学びの機会の提供 ③地域経済の活性化 (2) 適切な基本方針をもって、ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の施設の効用を最大限発揮させるための考え方や方策を持ち、それを実現する意欲があるか。
No. 2		管理運営を行う能力	(1) 経営状況や財務規模等、事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎を有しているか。 (2) 同種・類似の施設・事業の管理運営の実施実績があり、適切に経営を行う能力を有しているか。
No. 3	指定管理業務	施設の管理運営の考え方と方策	(1) 施設の運営にあたり、事業の円滑な推進、安全性の確保に十分な人員体制を見込んでいるか。 (2) 従業員の雇用や福祉、人材育成の方法等が適切に考えられているか。 (3) 以下の様な点について、効果的かつ効率的な管理運営ができているかどうか。 ①設備の維持管理及び清掃・衛生管理 ②緊急時対策、安全管理 (4) 以下の点について、適切な視点を有しているかどうか。 ①環境への配慮 ②個人情報の保護及び情報公開 ③人権尊重への配慮
No. 4		サービス向上の考え方と方策	(1) 利用者のニーズを把握し、以下の点について質の高いサービスを提供できているか。 ①開業時間 ②利用者ニーズや苦情の把握と対応 (2) 多くの来訪者が訪れるよう、適切な利用促進・サービス向上の方策が取られているか。 (3) 適切な経費削減等の効率化の方策が取られているか。 (4) 市内の他公園の利用状況や管理状態を踏まえる等、創意工夫が凝らされた具体的な提案をしているか。
No. 5		収支計画	(1) 指定管理料の見積額 <sup>※1</sup> (2) 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであるか。

No.	審査項目		審査の視点
	大項目	中項目	
No. 6	民間施設の設置管理運営等	民間施設の整備方針と整備内容	<p>(1) 安威川ダム周辺整備基本計画に掲げる提案区域外エリアの利活用の方向性を踏まえた、整備方針を示しているか。</p> <p>(2) 提案する機能・施設は、本事業の基本方針の実現に向けた機能となっているか。ただし、以下に留意する。  ①対象地域の特性を生かしたものである。  ②周辺公共施設の事業内容を考慮したものである。</p> <p>(3) 施設の設置にあたり、安全面で配慮すべき事項を整理のうえ、必要な措置を検討しているか。</p> <p>(4) 利用者の人数や属性を具体的に想定しているか。下記が明確であることが望ましい。  ①市外の人、茨木市民、安威川ダム周辺の住民の区分  ②その他機能・施設の特性に応じた適切な区分（性別、年齢層、グループ構成等）</p>
No. 7		民間施設の管理運営の考え方と方策	<p>(1) 施設の管理運営にあたり、事業の円滑な推進、安全性の確保に人員体制を検討しているか。</p> <p>(2) 従業員の雇用や労働者福祉、人材育成の方法等が適切に考えられているか。</p> <p>(3) 施設の運営にあたり、安全面で配慮すべき事項を整理のうえ、必要な措置を検討しているか。</p> <p>(4) 環境への配慮について、適切な視点を有しているかどうか。</p>
No. 8		サービス向上の考え方と方策	<p>(1) 民間施設の運営に関して、利用者のニーズを把握し、以下の点について質の高いサービスを提供できているか。  ①休日・開業時間  ②提供するサービスの内容</p> <p>(2) 民間施設の運営、イベントの開催や自主事業の実施等を通して、多くの来訪者が訪れるよう、適切な利用促進・サービス向上の方策が取られているか。</p> <p>(3) 継続的な事業に必要な集客数・収入の見込みを、実績や事例等に根拠に基づき、設定しているか。また、収入低下リスクへの対応を検討しているか。</p> <p>(4) 施設の設置管理許可が終了する際に、適切な対応が取られているか。</p> <p>(5) 公園施設及び公園利用者に配慮した計画となっているか。</p>
No. 9		収支計画	<p>(1) 公園使用料の見積額<sup>※2</sup></p> <p>(2) 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであるか。</p>

※1 指定管理料の見積もり額に関する評価（価格点）は、以下の計算式で小数点第三位を四捨五入し、算出します。

＜計算式＞

$$\text{価格点} = \text{配点(満点)} \times (\text{上限額} - \text{提案額}) / (\text{上限額} - \text{市設定額(非公開)})$$

ただし、応募団体の提案額が市設定額を下回るものは満点、上限額と同額のものは1点とします。

※2 公園使用料の見積もり額に関する評価は、以下の計算式で計算します。なお、価格点は四捨五入します。

＜計算式＞

$$\text{価格点} = \text{配点(満点)} \times \text{提案額} / \text{最高の提案額}$$

### (3) 得点の集計方法

各応募者の提案内容に対する審査委員の評価点の合計を算定し、各提案内容の得点とします。

また、集計の結果、同点となる複数の提案があった場合、「民間施設の設置管理運営等」に係る得点が高い方の提案をより上位とします。

### (4) 審査結果

最も高い得点となった提案を最優秀提案、2番目に高い得点となったものを次点提案とします。

ただし、得点が満点の60%未満の提案しか無かった場合は、民間事業者を選定することなく、公募を終了します。

## 4 指定管理候補者及び次点候補者の決定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を指定管理候補者として、次点提案者を次点候補者として決定します。

以上

○茨木市都市公園条例

昭和50年4月1日

茨木市条例第13号

茨木市都市公園条例（昭和39年茨木市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（公園の設置基準）

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の基準）

第2条の2 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

（公園施設の建築面積の基準）

第2条の4 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条、次条及び別表第5において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第6項に規定する場合における法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(指定管理者による管理)

第2条の7 中央公園南広場及びダムパークいばきた(以下「中央公園南広場等」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第2条の8 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 中央公園南広場等における行為の許可に関する業務
- (2) 中央公園南広場等における公園施設の使用の許可に関する業務
- (3) 中央公園南広場等における法第7条第1項第6号に規定する工作物の設置に係る公園の占用の許可(定型的なものに限る。)に関する業務
- (4) 中央公園南広場等の管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第2条の9 第2条の7の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 中央公園南広場等の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第2条の10 市長は、前条の規定による申請があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による中央公園南広場等の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が中央公園南広場等の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第2条の11 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い中央公園南広場等の管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第2条の12 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(指定等の告示)

第2条の13 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(行為の許可)

第3条 公園(別表第1に掲げる公園施設を除く。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(中央公園南広場等にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を

受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
  - (2) 募金その他これに類する行為をすること。
  - (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (4) 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをすること。
  - (5) その他公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
(使用の許可)

第4条 別表第1に掲げる公園施設を使用しようとする者は、市長（中央公園南広場等にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、使用目的、使用期間、使用場所その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、前条第4項各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
(行為の禁止)

第5条 公園において、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは

第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 市長又は指定管理者が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 市長又は指定管理者が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用禁止又は制限)

第6条 市長及び指定管理者は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置の許可を受ける場合

ア 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び事業内容。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所及び面積

オ 公園施設の管理の方法

カ 公園施設の種類及び構造

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ その他市長が指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可を受ける場合

ア 申請者の住所及び氏名

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア すでに受けた許可年月日及び許可番号

イ 変更事項及び理由

ウ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用許可を受ける場合

ア 申請者の住所及び氏名

イ 占用物件の種類及び数量

ウ 占用物件の管理の方法

エ 工事の実施方法

オ 工事の着手及び完了の時期

カ 原状回復の方法

キ その他市長が指示する事項

(2) 前項第3号の規定は、占用の許可を受けた事項を変更する場合に準用する。

3 前2項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(監督処分)

第8条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による

許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定による許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去によって、使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

（意見の聴取）

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第3条第4項第4号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第3条第4項第4号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため市長が必要と認める事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第9条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所前の掲示場に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第9条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報誌に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供するものとする。

（工作物等の価額の評価の方法）

第9条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 市長は、法第27条第6項の規定により、保管した工作物等について規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長又は指定管理者（第4号及び第5号に掲げる場合にあつては、市長）に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (7) 第3条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(使用料)

第11条 第3条第1項又は第3項の許可（中央公園南広場等に係るものを除く。）を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 第4条第1項又は第3項の許可（中央公園南広場等に係るものを除く。）を受けた者は、別表第

3に定める使用料を納付しなければならない。

3 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

4 法第6条第1項又は第3項の許可（次条第4項に規定するものを除く。）を受けた者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。

（利用料金）

第11条の2 第3条第1項又は第3項の許可（中央公園南広場等に係るものに限る。）を受けた者は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

2 第4条第1項又は第3項の許可（中央公園南広場等に係るものに限る。）を受けた者は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

3 中央公園南広場等の附帯設備を利用しようとする者は、規則で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

4 法第7条第1項第6号に規定する工作物の設置に係る法第6条第1項又は第3項の許可（中央公園南広場等において指定管理者が行うものに限る。）を受けた者は、別表第5に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

（利用料金の収入）

第11条の3 市長は、指定管理者に前条及び第13条の2の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

（使用料及び利用料金の徴収）

第12条 第11条の使用料及び第11条の2の利用料金は、前納しなければならない。ただし、口座振替その他市長が定める方法により徴収する使用料及び利用料金並びに国又は地方公共団体が使用する場合その他規則で定める場合の利用料金は、後納とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1年以上のものについては毎年度徴収するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（駐車場使用料）

第13条 西河原公園、若園公園、島3号公園、沢良宜公園及び水尾公園の駐車場を使用する者は、別表第6に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、島3号公園及び沢良宜公園の駐車場を定期使用（月の初日から末日ま

での間、継続して使用することをいう。)する者は、定期使用料として島3号公園にあつては1月当たり5,000円を、沢良宜公園にあつては1月当たり9,000円を納付しなければならない。

(駐車場利用料金)

第13条の2 ダムパークいばきたの駐車場を使用する者は、別表第7に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

(使用料及び利用料金の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第11条及び第13条の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、規則で定める基準に従い、第11条の2及び前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び利用料金の還付)

第15条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。
- (2) 第8条第2項の規定により、市長又は指定管理者が処分をし、又は必要な措置を命じたとき。
- (3) 使用開始前に使用許可の取り消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(公園の区域の変更及び廃止)

第16条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(保証人又は保証金)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による使用許可のときに、使用者に保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

- 2 前項の保証人の資格及び保証金の額は、市長が定める。
- 3 保証金には、利子をつけない。

(検査)

第18条 市長及び指定管理者は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について検査し、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

- 2 使用者は、前項の規定による検査を拒むことができない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第18条の2 第2条の4から第2条の6まで、第3条、第5条から第11条まで、第12条及び第14条か

ら第18条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(秘密保持義務)

第18条の3 指定管理者又は中央公園南広場等の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、中央公園南広場等の管理に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第18条の4 指定管理者は、中央公園南広場等の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して別表第1に掲げる公園施設を使用した者
- (3) 第5条（前条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (4) 第8条第1項又は第2項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定による市長又は指定管理者の命令に違反した者

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第20条 法第5条の11の規定により、市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、茨木市公園条例（昭和39年茨木市条例第22号）に基づいて公園施設の使用許可を受けている者は、この条例に基づき許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和50年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、昭和54年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第12号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第13号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第31号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による第3条、第5条、第6条及び第7条の規定は、平成12年4月1日以後に徴収する使用料等について適用する。

附 則（平成14年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお

従前の例による。

附 則（平成16年条例第24号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第11号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（同年条例第24号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年度の公の施設の管理から適用する。

附 則（平成21年条例第22号）  
この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（同年条例第61号）  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（同年条例第50号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第33号）  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第53号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨木市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第2の改正規定 令和5年4月1日

(2) 第2条及び次項の規定 令和5年11月1日

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の茨木市都市公園条例（以下この項及び次項において「第2条改正後条例」という。）第19条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする行為に関する過料について適用し、同日前にした行為に関する過料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 指定管理者の指定に係る手続、行為の許可に係る手続その他第2条改正後条例を施行するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（同年条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る使用料について適用し、同日前にした申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(茨木市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 茨木市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年茨木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表第2の改正規定中「

600円	1,200円
------	--------

」を「

700円	1,400円
------	--------

」に改める。

附 則（令和5年条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第12条第1項の改正規定及び第18条の2の次に2条を加える改正規定 令和5年11月1日

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に係る手続、行為の許可に係る手続その他この条例による改正後の茨木市都市公園条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（同年条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第5の規定は、第1条の規定の施行の日以後に開始する占有に係る使用料について適用し、同日前に開始した占有に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の別表第4の規定は、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 使用料の徴収に係る手続その他第1条の規定による改正後の茨木市都市公園条例を施行するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行の日前においても行うことができる。
- 5 使用料の徴収に係る手続その他第2条の規定による改正後の茨木市都市公園条例を施行するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。

別表第1

第4条に定める公園施設

公園名	公園施設名
中央公園	南運動広場
	北運動広場
	南広場（芝生広場に限る。）
	夜間照明（南運動広場及び北運動広場）
郡山公園	庭球場
西河原公園	南運動広場
	北運動広場
	庭球場（南）
	庭球場（北）
	屋内運動場
	夜間照明（北運動広場及び庭球場（北））
若園公園	運動広場
	庭球場
島3号公園	大運動広場
	小運動広場
	夜間照明（大運動広場及び小運動広場）
沢良宜公園	運動広場
水尾公園	運動広場
ダムパークいばきた	多目的室A
	多目的室B
	交流スペース
	生保半島さくら広場

別表第2

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料及び利用料金

種類	単位	期間	金額
物品の販売その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	1日	200円
募金その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	1日	200円
業として写真を撮影する場合	1台	1日	1,000円
業として映画を撮影する場合	1箇所	1日	4,000円
競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル	1日	2円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの使用料及び利用料金の額は、当該使用料又は利用料金の額に10割の額を加算した額とする。
  - (1) 使用者が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体である場合
  - (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
- 2 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに切り上げて計算する。

別表第3

第4条に定める公園施設の使用料及び利用料金

施設名	単位	期間	金額	
			高校生以下の団体	一般
運動広場	一面	1時間	300円	650円
庭球場	一面	1時間	300円	650円
屋内運動場	一面	1時間	700円	1,400円
芝生広場	平坦部	1時間	100円	200円
	傾斜部	1時間	120円	250円
多目的室A	一室	1時間	410円	820円
多目的室B	一室	1時間	120円	250円

交流スペース	一室	1 時間	100円	200円
生保半島さくら広場	階段部	1 時間	110円	220円
夜間照明	中央公園	南運動広場一面	30分	1,500円
		北運動広場一面	30分	1,500円
	西河原公園	北運動広場一面	30分	2,000円
		庭球場（北）一面	30分	300円
	島3号公園	大運動広場一面	30分	2,500円
		小運動広場一面	30分	1,000円

#### 備考

- 高校生以下の団体の欄に掲げる使用料及び利用料金は、構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために使用する場合に適用する。
  - 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
  - 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長（芝生広場並びに多目的室A、多目的室B、交流スペース及び生保半島さくら広場（第3項において「ダムパークいばきたの公園施設」という。）にあつては、指定管理者）が適当と認めたもの
- 使用者の住所（法人その他の団体にあつては、その所在地とする。）が市外であるときの使用料及び利用料金の額は、当該使用料又は利用料金の額に10割の額を加算した額とする。ただし、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者が使用するときの使用料及び利用料金の額は、本表に定める使用料又は利用料金の額を適用する。
- 運動広場、屋内運動場、芝生広場及びダムパークいばきたの公園施設の利用者が入場料その他これに類するものを徴収し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの使用料及び利用料金の額は、当該使用料又は利用料金の額に10割の額を加算した額とする。ただし、第1項の規定が適用される場合にあつては、この限りでない。
  - 使用者が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体である場合
  - 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
- 使用時間に1時間又は30分未満の端数を生じたときは、1時間又は30分として計算する。

#### 別表第4

##### 1 公園施設を設ける場合の使用料

種類	単位	期間	金額
----	----	----	----

公園施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	1,000円
------------	----------	-----	--------

備考

- 1 使用期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合1月未満の日数は、1月とする。
- 2 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに切り上げて計算する。
- 3 飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する公園施設を設ける場合の使用料の額は、当該使用料の額以上で法第5条第1項の許可を受ける者が提案する額を勘案して市長が定める額とする。

2 公園施設を管理する場合の使用料

種類	単位	期間	金額
公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	2,000円

備考

- 1 使用期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合1月未満の日数は、1月とする。
- 2 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに切り上げて計算する。
- 3 飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する公園施設を管理する場合の使用料の額は、当該使用料の額以上で法第5条第1項の許可を受ける者が提案する額を勘案して市長が定める額とする。

別表第5

公園を占有する場合の使用料及び利用料金

種別		単位	金額
法第7条第1項 第1号に掲げる もの	電柱、支柱、支線柱、支線	1本につき1年	3,400円
	電話柱、支柱、支線柱、支線		1,980円
	その他の柱類		150円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	20円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	10円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	3,000円

法第7条第1項 第2号に掲げる もの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		400円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000円
	外径が1メートル以上のもの		2,000円
法第7条第1項第3号並びに政令第12条第2項第3号及び 第4号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,000円
法第7条第1項 第4号に掲げる もの	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,300円
	公衆電話所		3,000円
法第7条第1項第5号及び政令第12条第2項第9号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	300円
法第7条第1項第6号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110円
政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,100円

#### 備考

- 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 2 占用面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算し、占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げて計算する。
- 3 占用物件の長さが1メートル未満であるときは、1メートルとして計算し、1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに切り上げて計算する。
- 4 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りで計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又は

その期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

6 使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第6

駐車場使用料

区分	使用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

別表第7

ダムパークいばきた駐車場利用料金

区分	使用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円
大型車		1回につき2,000円	1回につき2,000円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動車をいう。

- 2 この表において「大型車」とは、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。
- 3 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

○茨木市都市公園条例施行規則

昭和50年4月1日

茨木市規則第16号

茨木市公園条例施行規則（昭和39年茨木市規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、茨木市都市公園条例（昭和50年茨木市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第1条の2 条例第2条の9に規定する申請書は、茨木市都市公園指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第2条の9第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
  - (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
  - (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
  - (4) 経営状況を説明する書類
  - (5) その他指定管理者の候補者選定のために市長が必要と認めるもの
- （候補者の選定結果の通知）

第1条の3 市長は、条例第2条の10の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市都市公園指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市都市公園指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

（指定管理者の指定の通知）

第1条の4 市長は、条例第2条の10の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市都市公園指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定の取消し等の通知）

第1条の5 市長は、条例第2条の12の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市都市公園指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第2条の12の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命じるときは、指定管理者に対し、茨木市都市公園指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第1条の6 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する都市公園（第1号、第5条の2第2項及び第9条第3項第3号において「公園」という。）について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第2条の12の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 公園の利用の状況

(2) 利用料金の収入の状況

(3) 管理業務の実施状況

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

（開園時間等）

第1条の7 彩都はなだ公園の開園時間は、4月1日から10月31日までの間については午前7時から午後6時までとし、11月1日から翌年3月31日までの間については午前7時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開園時間を変更し、又は臨時に閉園することができる。

2 ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の開園時間は、午前10時から午後5時とする。ただし、市長が必要と認めるときは、開園時間を変更し、または臨時に閉園することができる。

（行為の許可を受ける使用に係る使用時間及び休場日）

第1条の8 条例第3条第1項の許可を受け、中央公園南広場（芝生広場を除く。）を使用する場合の使用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て使用時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場日とすることができる。

（公園施設の使用時間及び休場日）

第2条 別表第2に掲げる公園施設の使用時間及び休場日は、同表のとおりとする。

2 市長が必要と認めるときは、前項の使用時間及び休場日（中央公園南広場及びダムパークいばきた（以下「中央公園南広場等」という。）に係るものを除く。）を変更し、又は臨時に休場日とすることができる。

3 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て第1項の使用時間及び休場日（中央公園南広場等に係るものに限り。）を変更し、又は臨時に休場日とすることができる。

(許可の申請)

第3条 条例第3条第2項及び第3項(条例第18条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに第4条第2項及び第3項に規定する申請書(中央公園南広場等に係るものを除く。)並びに都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項、第6条第2項及び第3項(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申請書(中央公園南広場等の指定管理者に提出するものを除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

- (1) 条例第3条第2項及び法第6条第2項に規定する申請書 公園内行為・占用許可申請書(様式第7号)
- (2) 条例第4条第2項に規定する申請書 運動広場・夜間照明・屋内運動場使用許可申請書(様式第8号)又は庭球場・夜間照明使用許可申請書(様式第9号)
- (3) 法第5条第1項に規定する申請書(同項前段に係るものに限る。) 公園施設設置許可申請書(様式第10号)又は公園施設管理許可申請書(様式第11号)
- (4) 条例第3条第3項及び第4条第3項に規定する申請書並びに法第5条第1項に規定する申請書(同項後段に係るものに限る。)及び法第6条第3項に規定する申請書 変更許可申請書(様式第12号)

2 条例第3条第1項(条例第18条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第4条第1項の許可(中央公園南広場等に係るものを除く。)を受けようとする者は、条例第3条第1項の許可にあつては使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の3月前の月の初日から使用日の14日前までの間に、条例第4条第1項の許可にあつては次に掲げる期間内に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 使用日の属する月の前々月に属する場合 前々月の20日から末日までの間
- (2) 使用日の属する月の前月に属する場合 前月の11日から使用日までの間
- (3) 使用日の属する月の当月に属する場合 当月の初日から使用日までの間

3 法第5条第1項、第6条第1項又は第6条第3項の規定による許可(中央公園南広場等の指定管理者が行うものを除く。)を受けようとする者は、随時に申請できるものとする。

第3条の2 条例第3条第2項及び第3項並びに第4条第2項及び第3項に規定する申請書(中央公園南広場に係るものに限る。)並びに法第6条第2項及び第3項に規定する申請書(中央公園南広場の指定管理者に提出するものに限る。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

- (1) 条例第3条第2項及び法第6条第2項に規定する申請書 公園内行為・占用許可申請書

- (2) 条例第4条第2項に規定する申請書 芝生広場使用許可申請書
- (3) 条例第3条第3項、第4条第3項及び法第6条第3項に規定する申請書 変更許可申請書
- 2 条例第3条第1項の許可（中央公園南広場に係るものに限る。）及び法第6条第1項の許可（中央公園南広場の指定管理者が行うものに限る。）（以下これらを「南広場行為・占用許可」という。）を受けようとする者は、使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日までの間に条例第3条第2項及び法第6条第2項に規定する申請（以下「南広場行為・占用許可申請」という。）を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第4条第2項に規定する申請（以下「芝生広場使用許可申請」という。）を行ったものが当該利用に伴い南広場行為・占用許可を受けようとするとき（指定管理者が必要と認めた場合に限る。）にあつては、当該申請を行った日から南広場行為・占用許可申請をすることができる。
- 4 条例第4条第1項の許可（中央公園南広場に係るものに限る。以下「芝生広場使用許可」という。）を受けようとする者で、使用に係る抽選（以下この条において「抽選」という。）に参加しようとするものは、使用日の属する月の7月前の月の20日から月末までの間に、抽選の申込みをしなければならない。
- 5 前項の規定による抽選の申込み（以下この条において「抽選申込み」という。）は、茨木市施設予約システムに関する規則（令和2年茨木市規則第63号）第4条第3項又は第5条第2項の規定により中央公園南広場（芝生広場に限る。）の属する区分について同規則第1条に規定する予約システム（第12条の2において「予約システム」という。）の利用登録を受けている者が行うことができる。
- 6 抽選は、使用日の属する月の6月前の月の初日（当該月が1月である場合にあつては、指定管理者が定める日）に行うものとする。
- 7 抽選に当選した者であつて指定管理者が適当と認めたものは、使用日の属する月の6月前の月の2日（当該月が1月である場合にあつては、指定管理者が定める日）から10日までの間に、芝生広場使用許可申請又は使用の取下げの申出を行わなければならない。この場合において、当該期間内に芝生広場使用許可申請を行わなかった場合は、使用の取下げの申出を行ったものとみなす。
- 8 前項の規定による場合のほか、芝生広場使用許可を受けようとする者は、使用日の属する月の6月前の月の11日から使用日前20日までの間に、芝生広場使用許可申請を行わなければならない。
- 9 前項の規定にかかわらず、芝生広場使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日から芝生広場使用許可申請を行うことができる。
- (1) 抽選申込みがなされなかったとき 使用日の属する月の6月前の月の2日（当該月が1月であ

る場合にあっては、指定管理者が定める日)

(2) 第7項の規定により使用の取下げの申出が行われたとき（同項後段の規定により使用の取下げの申出を行ったとみなされる場合を除く。） 当該使用の取下げの申出が行われた日

(3) 使用日の属する月の6月前の月の2日から10日までの間に使用が取り消されたとき 当該使用が取り消された日

(4) 茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則（令和4年茨木市規則第32号）第9条第1項の規定による申請（茨木市文化・子育て複合施設条例（令和4年茨木市条例第14号）第3条第1項第1号に掲げる文化ホールに係るものに限る。第5条第7項において「文化ホール利用許可申請」という。）を行ったものが当該利用に伴い芝生広場使用許可を受けようとするとき（指定管理者が必要と認めた場合に限る。） 当該申請を行った日

10 第2項から前項までの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めた場合は、抽選を行わず、又は抽選申込み若しくは申請の期間若しくは抽選の日を変更することができる。

第3条の3 条例第3条第2項及び第3項並びに第4条第2項及び第3項に規定する申請書（ダムパークいばきたに係るものに限る。）並びに法第6条第2項及び第3項に規定する申請書（ダムパークいばきたの指定管理者に提出するものに限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

(1) 条例第3条第2項及び法第6条第2項に規定する申請書 公園内行為・占用許可申請書

(2) 条例第4条第2項に規定する申請書 施設使用許可申請書

(3) 条例第3条第3項、第4条第3項及び法第6条第3項に規定する申請書 変更許可申請書

2 条例第3条第1項、第4条第1項又は法第6条第1項の許可（ダムパークいばきたの指定管理者が行うものに限る。）を受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者の定めるところにより、条例第3条第1項及び法第6条第1項の許可にあっては使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の14日前までの間に、条例第4条第1項の許可にあっては次に掲げる期間内に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 使用日の属する月の前々月に属する場合 前々月の20日から末日までの間

(2) 使用日の属する月の前月に属する場合 前月の11日から使用日までの間

(3) 使用日の属する月の当月に属する場合 当月の初日から使用日までの間

（許可の決定）

第4条 条例第3条第1項及び第4条第1項の許可（芝生広場使用許可を除く。）は、条例第3条第1項の許可にあっては申請を受け付けた順序により、条例第4条第1項の許可にあっては次の各号

に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

(1) 第3条第2項第1号及び前条第2項第1号による申請に係る許可 抽選

(2) 第3条第2項第2号及び第3号並びに第3項並びに前条第2項第2号及び第3号による申請に係る許可 申請を受け付けた順序

2 第3条の2第8項及び第9項の規定による芝生広場使用許可申請に係る許可は、芝生広場使用許可申請を受け付けた順序により決定するものとする。

(許可書の交付)

第5条 市長は、条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項若しくは第3項の許可（中央公園南広場等に係るものを除く。）又は法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可（中央公園南広場等の指定管理者が行うものを除く。）をしたときは、申請者に許可書を交付する。

2 前項の規定により交付する許可書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる申請書に係る許可書 公園内行為・占用許可書（様式第13号）

(2) 第3条第1項第2号に掲げる申請書に係る許可書 運動広場・夜間照明・屋内運動広場使用許可書（様式第14号）又は庭球場・夜間照明使用許可書（様式第15号）

(3) 第3条第1項第3号に掲げる申請書に係る許可書 公園施設設置許可書（様式第16号）又は公園施設管理許可書（様式第17号）

(4) 第3条第1項第4号に掲げる申請書に係る許可書 変更許可書（様式第18号）

3 抽選により前条第1項の許可（ダムパークいばきたに係るものを除く。）があった場合において、許可を受けた者が前項第2号に規定する許可書を、当該許可があった日から起算して10日以内に受領しなかったときは、許可を受けた者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

4 指定管理者は、条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項若しくは第3項の許可（中央公園南広場に係るものに限る。）又は法第6条第1項若しくは第3項の許可（中央公園南広場の指定管理者が行うものに限る。）をしたときは、申請者に許可書を交付する。

5 前項の規定により交付する許可書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第3条の2第1項第1号に掲げる申請書に係る許可 公園内行為・占用許可書

(2) 第3条の2第1項第2号に掲げる申請書に係る許可 芝生広場使用許可書

(3) 第3条の2第1項第3号に掲げる申請書に係る許可 変更許可書

6 指定管理者は、条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項若しくは第3項の許可

(ダムパークいばきたに係るものに限る。)又は法第6条第1項若しくは第3項の許可(ダムパークいばきたの指定管理者が行うものに限る。)をしたときは、申請者に許可書を交付する。

7 前項の規定により交付する許可書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第3条の3第1項第1号に掲げる申請書に係る許可 公園内行為・占用許可書
- (2) 第3条の3第1項第2号に掲げる申請書に係る許可 施設使用許可書
- (3) 第3条の3第1項第3号に掲げる申請書に係る許可 変更許可書

8 抽選により前条第1項の許可(ダムパークいばきたに係るものに限る。)があった場合において、許可を受けた者が前項第2号に規定する許可書を、当該許可があった日から起算して10日以内に受領しなかったときは、許可を受けた者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

9 条例第3条第1項又は第4条第1項の許可(中央公園南広場等に係るものを除く。)を受けた者が、やむを得ない理由により使用できなくなったときは、当該許可書を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項の許可を取り消すとき 茨木市公園内行為取消届出書(様式第19号)
- (2) 条例第4条第1項の許可を取り消すとき 茨木市公園施設使用取消届出書(様式第20号)

10 条例第3条第1項又は条例第4条第1項の許可(中央公園南広場等に係るものに限る。)を受けた者が、やむを得ない理由により使用できなくなったときは、当該許可書を添えて、公園内行為取消届出書又は公園施設使用取消届出書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第3条の2第3項に規定する場合又は同条第9項第4号に掲げる場合に該当して南広場行為・占用許可申請又は芝生広場使用許可申請(以下この項において「先行申請」という。)を行ったものが、先行申請をするために必要な芝生広場使用許可申請に係る使用許可又は文化ホール利用許可申請に係る利用許可を取り消そうとする場合にあつては、当該先行申請に係る許可についても公園内行為取消届出書又は公園施設使用取消届出書を提出しなければならない。

(保管工作物等一覧簿の様式等)

第5条の2 条例第9条の3第2項(条例第18条の2において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する保管工作物等一覧簿は、様式第21号とする。

2 条例第9条の3第2項の規則で定める場所は、公園の維持管理に関する事務を分掌する課内とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手續)

第5条の3 条例第9条の5(条例第18条の2において準用する場合を含む。)の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付する

ことが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第5条の4 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を市役所前の掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書の様式)

第5条の5 条例第9条の6(条例第18条の2において準用する場合を含む。)に規定する受領書は、様式第22号とする。

(届出の様式)

第6条 条例第10条(条例第18条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出(中央公園南広場等の指定管理者に提出するものを除く。)の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第10条第1号に掲げる事項の届出 公園施設の設置(都市公園の占用)工事完了届書(様式第23号)

(2) 条例第10条第2号から第4号までに掲げる事項及び第6号に掲げる事項の届出 公園施設の設置(管理)・都市公園の占用廃止及び原状回復届書(様式第24号)

(3) 条例第10条第5号に掲げる事項の届出 都市公園を構成する土地物件の所有権の移転届書(様式第25号)又は都市公園を構成する土地物件の抵当権の設定・移転届書(様式第26号)

(4) 条例第10条第7号に掲げる事項の届出 変更届出書(様式第27号)

2 条例第10条の規定による届出(中央公園南広場等の指定管理者に提出するものに限る。)の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第10条第1号に掲げる事項の届出 工事完了届出書

(2) 条例第10条第2号、第3号及び第6号に掲げる事項の届出 都市公園の占用廃止及び原状回復届出書

(3) 条例第10条第7号に掲げる事項の届出 変更届出書

(中央公園南広場等の附帯設備利用料金)

第7条 条例第11条の2第3項の規則で定める額は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(利用料金の後納)

第7条の2 条例第12条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 附帯設備を利用する場合で指定管理者が必要と認めるとき。

(2) 利用時間を延長した場合で指定管理者が必要と認めるとき。

(使用料及び利用料金の減免申請)

第8条 条例第14条第1項(条例第18条の2において準用する場合を含む。次条第1項及び第3項において同じ。)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料及び利用料金の減免)

第9条 条例第14条第1項の規定により条例第11条第1項(条例第18条の2において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。)の使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市が使用するとき 免除

(2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除

(3) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 免除

(4) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割

2 条例第14条第1項の規定により条例第11条第2項の使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市が使用するとき 免除

(2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除

(3) 第5条第3項の規定に該当するとき 免除

(4) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 免除

(5) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割

3 条例第14条第1項の規定により条例第11条第3項及び第4項(条例第18条の2において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。)の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 本市が占有するとき。

(2) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益上の目的で公園施設を設け、若しくは管理し、又は占有するとき。

- (3) 法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設に係る法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可であつて、公園の整備に資するものとして市長が認めるものをしたとき。
- 4 条例第14条第2項の規定により条例第11条の2の利用料金(中央公園南広場に係るものに限る。)を免除する場合は、次のとおりとする。
- (1) 指定管理者が使用するとき 免除
  - (2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除
  - (3) 使用者が、南広場行為・占用許可にあつては使用日の60日前(芝生広場の使用に伴い南広場行為・占用許可を受けた場合にあっては使用日の150日前)までに、芝生広場使用許可にあつては使用日の150日前までに使用を取り消したとき 免除
  - (4) 使用者が、使用日の7日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割
- 5 条例第14条第2項の規定により条例第11条の2の利用料金(ダムパークいばきたに係るものに限る。)を免除する場合は、次のとおりとする。
- (1) 指定管理者が使用するとき 免除
  - (2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除
  - (3) 第5条第8項に該当するとき 免除
  - (4) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 免除
  - (5) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割  
(使用料及び利用料金の還付)
- 第10条 条例第15条ただし書(条例第18条の2において準用する場合を含む。)の規定により条例第11条の使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 条例第15条第1号又は第2号の規定に該当するとき 全額
  - (2) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 全額
  - (3) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割
- 2 前項第1号による還付については、還付理由の発生後10日以内に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 条例第11条第1項に規定する使用料の還付を受けようとするとき 使用料還付申請書(様式第19号)
  - (2) 条例第11条第2項から第4項までに規定する使用料の還付を受けようとするとき 使用料還付

申請書（様式第29号）

- 4 条例第15条ただし書の規定により条例第11条の2の利用料金（中央公園南広場に係るものに限る。）を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 条例第15条第1号又は第2号の規定に該当するとき 全額
  - (2) 使用者が、南広場行為・占用許可にあつては使用日の60日前（芝生広場の使用に伴い南広場行為・占用許可を受けた場合にあつては使用日の150日前）までに、芝生広場使用許可にあつては使用日の150日前までに使用を取り消したとき 全額
  - (3) 使用者が、使用日の7日前までに使用を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割
- 5 条例第15条ただし書の規定により条例第11条の2の利用料金（ダムパークいばきたに係るものに限る。）を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 条例第15条第1号又は第2号の規定に該当するとき 全額
  - (2) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 全額
  - (3) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割
- 6 第4項第1号又は前項第1号による還付については、還付理由の発生後10日以内に申請しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 7 第4項又は第5項の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（保証人又は保証金）

第11条 条例第17条（条例第18条の2において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する保証人は、市内に居住する身元確実な者でなければならない。また市長が当該保証人が適当でないとき及び保証人としての要件を欠くに至ったときは使用者は、速やかにあらたな保証人を立てなければならない。

- 2 条例第17条に規定する保証金の額は、当該使用料の額（年額）の3倍相当額とし、納付を命じた日から10日以内に納付しなければならない。

（スポーツ施設情報システムによる使用許可申請等）

第12条 スポーツ施設情報システムによる使用許可申請等については、茨木市スポーツ施設情報システムに関する規則（平成8年茨木市規則第2号）に定めるところによる。

（予約システムによる使用許可申請等）

第12条の2 予約システムによる使用許可申請等については、茨木市施設予約システムに関する規則に定めるところによる。

（駐車場の使用時間）

第13条 西河原公園、若園公園、島3号公園、沢良宜公園及び水尾公園の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場の使用時間は、午前7時から午後9時までとする。

3 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て前項の使用時間を変更することができる。

（定期使用）

第14条 島3号公園又は沢良宜公園の駐車場を定期使用しようとする者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車申込書（様式第30号）により、駐車場使用料を添えて市長に申し込み、定期駐車券（様式第31号）の交付を受けなければならない。

2 定期駐車券の種類は、1月定期駐車券とし、その通用期間は、月の初日から末日までとする。

3 定期使用者は、車両の入出場に際しては、定期駐車券を精算機に挿入してその確認を受けなければならない。

4 定期駐車券の発売期日は、市長の定めるところによる。

5 定期駐車券の通用期間を超えて車両を駐車した場合における当該超過期間に係る駐車場使用料は、条例別表第6の規定に準ずる。

（一時使用）

第15条 駐車場を一時使用しようとする者（第18条第1項において「一時使用者」という。）は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第32号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。

（駐車場使用料の減免）

第16条 条例第14条第1項の規定により駐車場使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除

(2) 本市が車両を駐車するとき 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(4) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者）に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手

帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場使用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第3号から第5号までに規定する者(以下この項から第5項までにおいて「障害者」という。)を介護する者(次項及び第5項において「介護者」という。)が障害者を介護するために駐車する場合(当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。)の駐車場使用料の減額については、第1項第3号から第5号までの規定を準用する。

4 駐車場の定期使用に係る使用料の減額を受けようとする障害者又は介護者は、定期使用を申し込む際に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を市長に提示しなければならない。

5 駐車場の一時使用に係る使用料の減額を受けようとする障害者又は介護者は、駐車場使用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

(駐車場使用料の還付)

第17条 条例第15条ただし書の規定により駐車場使用料を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 駐車場の補修その他管理上の必要から、駐車場を休止したとき 使用することができなかった日数に、既納の定期使用料の額を当該定期使用に係る使用期間の日数(1月を30日とする。)で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。)を乗じて得た額

(2) 定期使用者が使用期間前に当該定期使用を中止したとき 既納の定期使用料の額

2 駐車場使用料の還付を受けようとする定期使用者は、定期使用中止届出・駐車場使用料還付申請書(様式第33号)に定期駐車券その他市長が定めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(駐車券の紛失の届出等)

第18条 定期使用者又は一時使用者は、交付を受けた定期駐車券又は一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第13条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

(駐車場使用者の義務)

第19条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講ずること。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(長期駐車車両等)

第20条 市長は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に、当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

- 2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長はその責めを負わないものとする。

(規定の準用)

第21条 第15条、第16条（第4項を除く。）、第18条から第20条までの規定は、ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場の使用及び利用料金について準用する。この場合において、第15条の規定中「駐車場」とあるのは「ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場」と、「一時駐車券（様式第32号）」とあるのは「一時駐車券」と、「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と、第16条の規定中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と、「第14条第1項」とあるのは「第14条第2項」と、「本市」とあるのは「本市又は指定管理者」と、「駐車場」とあるのは「ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない」とあるのは「身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を事前に指定管理者に提示しなければならない」と、第18条の規定中「定期使用者又は一時使用者」とあるのは「一時使用者」と、「定期駐車券又は一時駐車券」とあるのは「一時駐車券」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第19条の規定中「駐車場」とあるのは「ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場」と、「その他職員」とあるのは「指定管理者及び施設業務の従事者」と、第20条の規定中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、「駐車場」とあるのは「ダムパークいばきた (湖畔ゾーン) の駐車場」と読み替えるものとする。

(書類の書式)

第22条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、茨木市公園条例施行規則（昭和39年茨木市規則第20号）の規定により交付されている許可書等で現に効力を有するものは、この規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（昭和53年規則第29号）

- 1 この規則は、昭和53年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によつて定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（昭和60年規則第26号）

この規則は、昭和60年8月22日から施行する。

附 則（昭和61年規則第7号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によつて定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第30号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第14号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第16号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第2号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によつて定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第8号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後の使用料の減額承認について適用し、同日前の承認については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた使用料の減額承認については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成17年規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた用紙は、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則 (平成19年規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第1条から第26条までの規定による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成20年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第9条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の使用料の免除承認について適用する。

附 則 (平成21年規則第52号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の茨木市都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第71号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成24年規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成26年規則第35号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の茨木市都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用

に係る使用料の減免及び還付について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成31年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和元年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和2年規則第1号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第1条中別表 2 休場日の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の茨木市都市公園条例施行規則別表 1 使用時間の表の規定は、この規則の施行の日以後の公園施設の使用に係る許可の申請等について適用し、同日前の公園施設の

使用に係る許可の申請等については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和3年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定及び第12条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際、第2条の規定による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定に係る手続、行為の許可に係る手続その他第2条の規定による改正後の茨木市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（茨木市スポーツ施設情報システムに関する規則の一部改正）

- 2 茨木市スポーツ施設情報システムに関する規則（平成8年茨木市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第9条第1項各号」を「第9条第2項各号」に改め、同条第1号中「第9条第1項第1号」を「第9条第2項第1号」に改め、同条第2号中「第9条第1項第4号及び第5号」を「第9条第2項第4号及び第5号」に改める。

（経過措置）

- 3 第1条の規定の施行の際、第1条の規定による改正前の茨木市都市公園条例施行規則によって定

められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(準備行為)

- 4 行為の許可に係る手続その他第1条及び第2条の規定による改正後の茨木市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和6年規則第〇〇号)

(施工期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ダムパークいばきた(風の丘ゾーンに限る。)の指定管理者を指定するまでの間、第2条第2項中「ダムパークいばきた(以下「中央公園南広場等」という。)」とあるのは「ダムパークいばきた(風の丘ゾーンを除く。以下「中央公園南広場等」という。)」と読み替えるものとし、第3条の3、第5条、第9条の5中「ダムパークいばきた」とあるのは「ダムパークいばきた(風の丘ゾーンを除く)」と読み替えるものとする。

別表第1

使用時間及び休場日

1 使用時間

都市公園名	使用時間
中央公園南広場(芝生広場を除く。)	午前9時から午後10時まで

2 休場日

都市公園名	休場日
中央公園南広場(芝生広場を除く。)	12月29日から翌年1月3日まで

別表第2

使用時間及び休場日

1 使用時間

都市公園名	公園施設名	使用時間
中央公園	南広場(芝生広場に 限る。)	芝生広場 午前9時から午後10時まで
	運動広場	運動広場及び庭球場

	夜間照明	4月1日から同月30日まで 午前9時から午後6時まで
西河原公園	運動広場	5月1日から8月31日まで 午前7時から午後7時まで
	庭球場	9月1日から同月30日まで 午前7時から午後6時まで
	屋内運動場	10月1日から11月30日まで 午前9時から午後5時まで
	夜間照明	12月1日から翌年1月31日まで 午前9時から午後4時まで
若園公園	運動広場	2月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで
	庭球場	屋内運動場
	バラ園	4月1日から同月30日まで 午前9時から午後9時まで
島3号公園	運動広場	5月1日から9月30日まで 午前7時から午後9時まで
	夜間照明	10月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後9時まで
沢良宜公園	運動広場	バラ園
水尾公園	運動広場	4月1日から同月30日まで 午前9時から午後5時まで
		5月1日から8月31日まで 午前9時から午後7時まで
		9月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
郡山公園	庭球場	4月1日から同月30日まで 午前9時から午後6時まで
		5月1日から8月31日まで 午前9時から午後7時まで
		9月1日から同月30日まで 午前9時から午後6時まで
		10月1日から11月30日まで 午前9時から午後5時まで
		12月1日から翌年1月31日まで 午前9時から午後4時まで
		2月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで
ダムパークいばきた	多目的室A	午前9時から午後5時まで
	多目的室B	
	交流スペース	
	生保半島さくら	
	広場	

備考

夜間照明を利用する場合の使用時間は、年間を通じて午後9時までとする。

2 休場日

公園施設名	休場日
芝生広場	12月29日から翌年1月3日まで
運動広場	12月28日から翌年1月4日まで

庭球場	12月28日から翌年1月4日まで
屋内運動場	12月28日から翌年1月4日まで
バラ園	火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。） 12月28日から翌年1月4日まで
多目的室A	12月29日から翌年1月3日まで
多目的室B	12月29日から翌年1月3日まで
交流スペース	12月29日から翌年1月3日まで
生保半島さくら広場	12月29日から翌年1月3日まで

別表第3

中央公園南広場附帯設備利用料金表

種別	品名	単位	金額 1時間	備考
音響設備	マイクロホン	1本	130円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	130円	
	ポータブルアンプスピーカー	1台	150円	
映像設備	スクリーン1	1式	200円	
	スクリーン2（大型）	1式	300円	
	プロジェクター	1台	270円	スクリーン1を含む。
その他	作業台	1卓	20円	
	タープテント	1式	50円	テント用ウエイトを含む。
	コードリール	1台	20円	
	LEDスタンドライト	1台	50円	

備考

- 1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。
  - （1） 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
  - （2） 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で指定管理者が適当と認

めたもの

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第4

ダムパークいばきた附帯設備利用料金表

種別	品名	単位	金額 1時間	備考
音響設備	ピンマイク	1式	130円	マイクミキサーを含む。
	マイクロホン	1本	130円	マイクミキサーを含む。
	ワイヤレススピーカー	1台	150円	
映像設備	スクリーン	1式	200円	
	プロジェクター	1台	270円	スクリーンを含む。
その他	タープテント	1式	50円	
	屋外用チェア	1脚	20円	
	屋外用テーブル	1脚	30円	
	A型看板	1台	20円	注水置台、ウエイトを含む。
	コードリール	1台	20円	

備考

1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

(2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で指定管理者が適当と認められたもの

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。